

第7 参考資料

- 1 令和5年度地方税法及び県税条例の改正等
- 2 県民の税負担状況
- 3 令和5年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）
- 4 税務行政の所管区域
- 5 局・支庁所在地及び管轄区域
- 6 県税制の変遷
- 7 税務事務の電算化
- 8 県税の税率等の推移



1 令和5年度地方税法及び県税条例の改正等

地方税法の改正

【地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号，令和5年3月31日公布）】

<Ⅰ：総括的事項>

現下の経済情勢等を踏まえ，自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し，固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備，航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うほか，税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし，次のとおり地方税法等の一部を改正するものとした。

<Ⅱ：地方税法に関する事項>

1 道府県民税

- (1) 所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には，一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとした。
- (2) 都道府県に対する寄附金に係る寄附金税額控除について，以下の措置を講ずることとした。
 - ア 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に，以下の基準を加えることとした。
 - (ア) 都道府県が指定の効力を生ずる日前1年以内（当該都道府県が指定を受けていた期間に限る。以下「特定期間」という。）において適合すべきこととされていた基準に適合していたこと。
 - (イ) 特定期間において行われた報告の求めに対し，報告をしなかったことがなく，かつ，虚偽の報告をしたことがないこと。
 - イ 総務大臣は，指定をした都道府県が指定基準（ア(ア)及び(イ)に掲げる基準を含む。）のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは，指定を取り消すことができるものとする。
- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書について，その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には，その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとする。
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について，適用期限を令和9年度分の個人の道府県民税まで延長することとした。
- (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について，適用停止期限を令和8年3月31日まで延長することとした。
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について，適用期限を令和8年度分の個人の道府県民税まで延長することとした。
- (7) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に，一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした。
- (8) 所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合における配偶者特別控

除の適用関係について、所要の措置を講ずることとした。

- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととした。

2 事業税

- (1) 公共法人（第72条の4第1項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）が収益事業を行う公益法人等（第72条の5第1項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合等には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする事とした。
- (2) 公共法人が公共法人及び公益法人等以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとする事とした。
- (3) 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとした。
- ア その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から2月以内とする事とした。
- イ その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できる事とする事とした。
- (4) 一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とする事に伴い、法人の事業税の分割基準について、所要の規定の整備を行う事とした。
- (5) 個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長する事とした。
- (6) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長する事とした。
- (7) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- ア 当該電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。
- イ 当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。
- ウ 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。
- (8) 株式会社脱炭素化支援機構について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から政府の出資の金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

3 不動産取得税

- (1) 福島国際研究教育機構が取得する不動産について、非課税措置を講ずることとした。
- (2) 不動産取得税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとした。
- (3) 国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和7年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）への参加者が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋について、非課税措置を講ずることとした。
- (4) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が取得する当該家屋について、非課税措置を講ずることとした。
- (5) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - イ 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長すること。
 - ウ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - エ 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - オ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - カ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - キ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - ケ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - サ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長する

こと。

- シ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - ス 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - セ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
 - ソ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限り。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。
- (6) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定した上、その適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。
- (7) 次に掲げる税額の減額措置等を廃止することとした。
- ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置
 - イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置

4 軽油引取税

- (1) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。
- (2) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。

5 自動車税

- (1) オーストラリア軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。
- (2) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。
- (3) 環境性能割の税率について、令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件

等を見直すこととした。

- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。
- (5) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした。
- (6) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした。
- (7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和5年12月31日まで延長することとした。
- (8) 非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。
 - ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に100分の35（現行100分の10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。
 - イ アの者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。
- (10) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。
- (11) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。
- (12) 車両総重量が8トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。(13)及び(14)において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (13) 車両総重量が8トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年4月30日まで延長することとした。
- (14) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能

割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (15) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

(㏽) 令和5年度から令和7年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずること。

(㏾) 令和5年度及び令和6年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を講ずること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

(㏽) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(㏾) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (16) 減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来のものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。

ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に100分の35（現行100分の10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。

イ アの者が納付した種別割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。

- (17) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。

- (18) 環境性能割の税率について、令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。

- (19) 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした。

県税条例の改正等

1 鹿児島県税条例の一部改正〔令和5年3月31日条例第33号〕

令和5年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴い、早急に所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分により改正を行った。

【改正の内容】

- (1) 自動車税種別割のグリーン化特例の延長・見直し
 現行のグリーン化特例の適用期限を3年延長（営業用乗用車については、その適用対象車を電気自動車等に限定するよう段階的に重点化）
 令和5年3月31日 → 令和8年3月31日

	特例割合	適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車，燃料電池自動車，プラグインハイブリッド車，天然ガス自動車
	登録車 75%軽減 軽自動車 50%軽減	2030年度基準90%達成（営業用乗用車のみ）→令和7年度取得分までを対象とし，それ以降は延長しない。
	登録車 50%軽減 軽自動車 25%軽減	2030年度基準70%達成（営業用乗用車のみ）→令和6年度取得分までを対象とし，それ以降は延長しない。
重課	登録車 15%重課 (バス・トラックは10%重課) 軽自動車 20%重課	ガソリン車（13年超，ハイブリッド車は含まない），ディーゼル車（11年超）

※上記に加え，一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求

- (2) 残余財産が確定した通算法人の申告納付の期限の見直し
 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人事業税の申告納付の期限について，次の見直しを行った。
- ・ その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人事業税の申告納付の期限をその事業年度終了の日から2月以内とする。
 〔 現行：同日から1月以内又は同日から1月以内に残余財産の最後の分配
 若しくは引渡しが行われる場合にはその行われる日の前日まで 〕
 - ・ その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について，法人事業税の申告納付の期限の延長の特例を適用可とする。
- (3) その他
 その他所要の規定の整備

【施行期日】

令和5年4月1日

2 鹿児島県税条例等の一部改正〔令和5年7月11日条例第37号〕

地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

- (1) 鹿児島県税条例
 - ア 自動車税環境性能割の税率区分の見直し
各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。
 - イ 燃費・排ガス不正行為への対応
不正により生じた自動車税種別割・環境性能割の納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行10%）を35%に引き上げる。
 - ウ その他所要の改正（条ずれ等）
- (2) 鹿児島県産業廃棄物税条例
引用する地方税法の項ずれ
- (3) 鹿児島県核燃料税条例（平成29年鹿児島県条例第35号）
引用する地方税法の項ずれ
- (4) 鹿児島県核燃料税条例（令和5年鹿児島県条例第32号）
引用する地方税法の項ずれ

【施行期日】

- (1)ア 令和7年4月1日
- (1)イ, (2)～(4) 令和6年1月1日
- (1)ウ 公布日, 令和7年1月1日

3 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正〔令和5年7月11日条例第38号〕

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

適用の対象を、離島振興法の一部を改正する法律（令和4年法律第92号）による改正後の離島振興法の離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地区（過疎地域に係る措置の対象地区を除く。）及び事業とする。

【施行期日】

公布日（令和5年4月1日から適用）

4 奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部改正〔令和5年7月11日条例第39号〕

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

適用の対象地区から、過疎地区（租税特別措置法第12条第4項の表の第一号の上欄又は第45条第3項の表の第一号の上欄に掲げる地区）を除く。

【施行期日】

公布日（令和5年4月1日から適用）

5 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正〔令和5年7月11日条例第40号〕

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

不動産取得税又は固定資産税の課税免除の適用期限を2年延長

〈現行〉 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和5年3月31日まで

〈改正後〉 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和7年3月31日まで

【施行期日】

公布日（令和5年4月1日から適用）

6 鹿児島県税条例の一部改正〔令和5年12月22日条例第48号〕

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正の内容】

- (1) 第27条中「第48条」を「第739条の5」に改める。
- (2) 第30条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。
- (3) その他文言の整理

【施行期日】

令和6年1月1日
（「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行と同期日）

2 県民の税負担状況

(1) 令和5年度県税の負担状況

区分 局・支庁	職員数 (A)	管内人口 (B)	管内世帯数 (C)	県税収入額 (D)	税外収入額 (E)	(D)+(E) (F)
	人	人	世帯	千円	千円	千円
県計	134	1,548,684	731,515	163,200,342	103,246	163,303,588
鹿児島	43	660,552	316,616	102,600,292	41,740	102,642,032
鹿児島自動車税課	7	(1,548,684)	(731,515)	19,166,853	16,073	19,182,926
南薩	13	118,108	54,788	3,900,925	7,719	3,908,644
北薩	8	187,009	85,368	12,689,740	7,635	12,697,375
始良・伊佐	12	230,671	106,729	10,522,886	11,426	10,534,312
大隅	14	213,896	100,778	8,832,784	10,345	8,843,129
大隅県税課曾於市駐在	2	—	—	—	—	—
熊毛	5	37,619	18,883	1,912,643	2,009	1,914,652
大島	11	99,855	48,353	3,574,221	6,298	3,580,519
税務課	19	—	—	—	—	—

- (注) 1 職員数は、令和6年3月31日現在、人口及び世帯数は、令和5年10月1日現在の人口による。
2 端数処理のため、計と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 県民の税負担の推移

区分 年度	職員数 (A)	県内人口 (B)	県内世帯数 (C)	県税 (D)	国税 (E)	市町村税 (F)	計 (D)+(E)+(F)=(G)
	人	人	世帯	千円	千円	千円	千円
18	256	1,743,021	730,086	134,248,535	298,475,000	177,097,690	609,821,225
19	230	1,731,639	732,828	151,023,548	281,791,000	191,094,991	623,909,539
20	230	1,719,832	735,826	143,073,024	259,927,000	191,720,182	594,720,206
21	232	1,711,089	739,182	125,835,563	247,657,000	184,606,847	558,099,410
22	226	1,706,428	729,330	122,772,701	249,775,000	185,767,255	558,314,956
23	227	1,698,659	733,125	118,792,131	250,965,000	188,165,206	557,922,337
24	233	1,689,511	735,299	122,428,678	254,508,000	186,077,846	563,014,524
25	190	1,680,319	737,391	125,392,215	259,142,000	189,170,216	573,704,431
26	186	1,668,273	738,778	127,497,617	281,398,376	191,351,981	600,247,974
27	172	1,679,502	805,329	143,745,616	315,166,559	190,883,498	653,322,175
28	173	1,637,073	725,987	147,272,118	309,856,204	195,336,642	652,464,964
29	173	1,624,801	726,924	149,127,229	314,878,567	198,432,548	662,438,344
30	170	1,612,800	728,126	149,484,436	308,078,568	199,283,002	656,846,006
元	163	1,599,984	728,981	148,114,101	308,351,681	202,049,067	658,514,849
2	149	1,589,206	727,135	148,438,053	325,246,599	200,504,796	674,189,448
3	142	1,576,074	729,695	160,328,591	345,036,588	203,828,718	709,193,897
4	134	1,563,124	730,764	160,891,099	339,731,284	209,183,241	709,805,624
5	134	1,548,684	731,515	163,200,342	360,711,083	211,002,405	734,913,830

- (注) 1 県内人口及び県内世帯数は各年10月1日現在の推計人口による。
2 県税、国税及び市町村税は、現年分・繰越分の合計で年度内に納められたものである。
国税については、熊本国税局、市町村税については、市町村の決算統計による。
3 県民所得の数値は、93SNAに準拠した推計値である。

職員1人当たり			人口1人当たり			1世帯当たり		
(D)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)	(D)/(B)	(E)/(B)	(F)/(B)	(D)/(C)	(E)/(C)	(F)/(C)
千円	千円	千円	円	円	円	円	円	円
1,217,913	770	1,218,683	105,380	67	105,447	223,099	141	223,240
2,386,053	971	2,387,024	155,325	63	155,388	324,053	132	324,185
2,738,122	2,296	2,740,418	12,376	10	12,387	26,202	22	26,224
300,071	594	300,665	33,028	65	33,094	71,200	141	71,341
1,586,218	954	1,587,172	67,856	41	67,897	148,648	89	148,737
876,907	952	877,859	45,619	50	45,668	98,594	107	98,701
630,913	739	631,652	41,295	48	41,343	87,646	103	87,749
—	—	—	—	—	—	—	—	—
382,529	402	382,930	50,842	53	50,896	101,289	106	101,396
324,929	573	325,502	35,794	63	35,857	73,919	130	74,050
—	—	—	—	—	—	—	—	—

県税の1人当たり税額収入	県民1人当たりの負担額		1世帯当たりの負担額		県民所得	県民所得に対する負担状況	
	(D)/(A)	(D)/(B)	(G)/(B)	(D)/(C)		(G)/(C)	(H)
千円	円	円	円	円	百万円	%	%
524,408	77,021	349,865	183,880	835,273	3,979,294	3.37	15.32
656,624	87,214	360,300	206,083	851,372	4,071,882	3.71	15.32
622,057	83,190	345,801	194,439	808,235	3,868,898	3.70	15.37
542,395	73,541	326,166	170,236	755,023	3,768,592	3.34	14.81
543,242	71,947	327,183	168,336	765,518	—	—	—
524,469	69,933	328,449	162,035	761,019	—	—	—
525,445	72,464	333,241	166,502	765,695	—	—	—
659,959	74,624	341,426	170,048	778,019	—	—	—
685,471	76,425	359,802	172,579	812,488	—	—	—
856,233	87,688	388,998	182,872	811,249	—	—	—
862,007	91,782	407,704	205,148	911,290	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
908,675	92,572	411,576	203,180	903,336	—	—	—
996,229	93,404	424,230	204,141	927,186	—	—	—
1,129,075	101,727	449,975	219,720	971,905	—	—	—
1,200,680	102,929	454,094	220,168	971,320	—	—	—
1,217,913	105,380	474,541	223,099	1,004,646	—	—	—

令和5年度都道府県税決算見込額

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)				調定額の前年比				収入額(2023年度)				収入額の前年比				収入歩合(2023年度)							
	現年	滞繰	計	現年	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計		
																							85.0	100.6
北海道	652,004,836	6,730,537	658,735,373	648,280,446	7,911,891	656,198,337	100.6	85.0	100.6	648,041,094	2,939,473	650,980,567	3,876,126	648,812,713	100.5	75.8	100.3	99.4	43.7	98.8	99.5	49.0	98.9	
青森県	147,459,553	1,168,938	148,628,491	136,843,639	1,355,096	148,198,735	100.4	86.3	100.3	147,040,616	336,459	147,377,075	384,329	146,864,644	100.4	87.5	100.3	99.7	28.8	99.2	99.2	28.4	99.1	
岩手県	129,420,933	1,439,089	130,860,022	131,770,354	1,347,337	133,117,691	98.2	106.8	98.3	128,602,039	774,472	129,376,515	1,309,971	131,591,502	98.2	124.8	98.3	99.4	53.8	98.9	99.4	46.0	98.9	
宮城県	314,229,441	2,542,646	316,772,087	313,372,821	2,584,854	315,957,675	100.3	98.4	100.3	313,152,740	728,277	313,881,017	793,527	313,224,774	100.2	91.8	100.2	99.7	28.6	99.1	99.7	30.7	99.1	
秋田県	97,546,769	1,015,918	98,562,687	100,176,674	822,718	100,999,392	97.4	123.5	97.6	97,125,616	418,019	97,543,635	99,716,709	99,920,198	97.4	205.4	97.6	99.6	41.1	99.0	99.5	24.7	98.9	
山形県	117,497,367	972,425	118,469,792	115,213,584	991,518	116,205,102	102.0	98.1	101.9	117,184,223	207,288	117,391,511	114,914,334	115,150,222	102.0	87.9	101.9	99.7	21.3	99.1	99.7	23.8	99.1	
福島県	251,890,157	3,193,975	255,084,132	244,930,987	3,365,055	248,296,042	102.8	94.9	102.7	250,543,640	833,624	251,377,264	243,951,866	244,775,180	102.7	102.3	102.7	99.5	26.1	98.5	99.6	24.5	98.6	
茨城県	429,394,647	3,923,758	433,318,405	3,978,567	4,252,653,643	101.8	98.8	101.8	427,372,830	1,430,108	428,802,938	1,390,167	421,359,398	101.8	102.9	101.8	99.5	36.4	99.0	99.6	34.9	99.0		
栃木県	260,393,661	2,523,400	262,917,067	259,987,856	2,399,197	262,386,963	100.2	105.2	100.2	259,402,620	766,265	260,169,088	258,720,251	100.3	99.5	100.3	99.6	30.4	99.0	99.5	32.1	98.9		
群馬県	272,708,417	2,497,660	275,206,077	264,026,890	2,151,295	266,178,185	103.3	116.1	103.4	271,486,517	1,020,995	272,507,512	262,791,108	103.3	163.3	103.5	99.6	40.9	99.0	99.5	29.1	99.0		
埼玉県	839,789,224	8,442,060	848,231,284	824,282,677	8,606,132	832,888,809	101.9	98.1	101.8	835,201,879	3,654,018	838,858,897	819,647,323	823,156,824	101.9	104.1	101.9	99.5	43.3	98.9	99.4	40.8	98.8	
千葉県	1,276,919,125	1,287,487,832	1,299,925,286	1,130,437	1,311,229,663	98.2	93.5	98.2	1,273,341,154	3,547,479	1,275,888,633	1,295,396,996	1,299,318,423	98.2	90.5	98.2	99.6	33.6	99.1	99.7	34.7	99.1		
東京都	4,948,361,386	37,395,991	4,985,757,377	4,937,951,278	33,787,574	4,971,738,852	100.2	100.3	100.3	4,934,990,574	18,685,322	4,952,775,896	4,917,643,039	4,933,332,485	100.3	119.1	100.4	99.7	50.0	99.3	99.7	46.4	99.2	
神奈川県	1,361,976,141	11,982,910	1,373,959,052	1,325,011,243	11,734,683	1,336,745,927	102.8	102.1	102.8	1,356,206,105	4,997,417	1,361,203,523	1,319,093,990	1,324,346,431	102.8	95.1	102.8	99.6	41.7	99.1	99.6	44.8	99.1	
新潟県	281,334,401	1,488,516	282,822,917	284,442,595	1,634,318	286,076,913	98.9	91.1	98.9	280,668,647	4,282,620	281,097,267	283,956,733	284,427,925	98.8	91.0	98.8	99.8	28.8	99.4	99.8	28.8	99.4	
富山県	152,347,425	1,898,476	154,245,901	156,544,084	1,996,318	158,540,402	97.3	95.1	97.3	151,341,301	801,905	152,143,206	155,688,213	854,074	156,542,287	97.2	93.9	97.2	99.3	42.2	98.6	99.5	42.8	98.7
石川県	163,407,491	1,794,602	165,202,093	161,859,724	1,795,604	163,655,328	101.0	99.9	100.9	162,510,509	590,825	163,101,334	161,163,646	161,757,832	100.8	99.4	100.8	99.5	32.9	98.7	99.6	33.1	98.8	
福井県	134,058,046	914,714	134,972,760	134,208,159	966,252	135,174,411	99.9	92.9	99.9	133,726,614	265,484	133,992,298	133,888,820	270,044	134,158,864	99.9	91.5	99.9	99.8	29.0	99.3	99.7	30.0	99.2
山梨県	100,788,692	698,779	101,484,471	101,639,161	752,111	102,391,272	99.9	94.7	99.9	100,472,768	249,468	100,722,232	101,359,582	273,081	101,632,663	99.1	91.4	99.1	99.7	35.7	99.2	99.7	36.3	99.3
長野県	250,388,843	1,421,880	251,810,723	246,638,473	1,589,484	248,227,957	101.5	89.5	101.4	249,717,211	530,686	250,247,897	246,029,367	590,534	246,619,920	101.5	89.9	101.5	99.7	37.3	99.4	99.8	37.2	99.4
岐阜県	264,351,791	3,699,713	268,051,504	258,733,435	3,733,285	262,466,720	102.2	99.1	102.1	262,728,191	1,341,786	264,069,977	257,204,664	1,387,454	258,592,118	102.1	96.7	102.1	99.4	36.3	98.5	99.4	37.2	98.5
静岡県	497,349,767	3,647,737	500,997,504	497,879,664	3,876,310	501,755,974	99.9	94.1	99.8	495,733,327	2,252,169	496,985,496	496,289,732	1,366,024	497,655,756	99.9	91.7	99.9	99.7	34.3	99.2	99.7	35.2	99.2
愛知県	1,324,727,050	11,222,462	1,335,949,512	1,294,546,340	11,459,931	1,306,006,271	102.3	97.9	102.3	1,320,252,071	1,217,983	1,324,470,054	1,290,656,609	4,292,696	1,294,947,305	102.3	98.3	102.3	99.7	37.6	99.1	99.7	37.5	99.2
滋賀県	185,644,535	2,645,348	188,290,883	184,360,990	2,772,000	187,132,091	100.7	94.6	100.7	184,750,676	1,052,126	185,053,543	1,059,859	181,106,342	104.7	92.2	104.7	99.6	42.4	99.1	99.6	43.5	99.0	
三重県	294,094,041	1,631,776	295,725,817	292,432,739	1,651,408,332	2,035,811	102.4	96.6	102.3	292,042,462	1,316,001	294,358,463	291,006,901	1,517,087	292,523,988	100.7	86.7	100.6	99.6	40.6	99.0	99.5	45.1	98.9
京都府	1,690,747,934	6,579,520	1,702,327,454	1,651,408,332	6,935,753	1,663,444,143	102.4	96.6	102.3	1,687,556,507	4,257,001	1,691,813,308	1,648,142,337	4,932,188	1,653,074,525	102.4	86.3	102.3	99.8	36.6	99.4	99.8	41.0	99.4
大阪府	831,709,509	6,579,520	838,289,029	829,787,369	6,935,753	836,723,122	100.2	94.9	100.2	829,135,964	2,208,120	831,344,084	827,324,194	2,275,348	829,599,542	100.2	97.0	100.2	99.7	33.6	99.2	99.7	32.8	99.1
奈良県	127,863,799	1,718,684	129,582,483	125,754,008	1,883,013	127,637,021	101.7	91.3	101.5	127,303,481	491,653	127,795,134	125,204,954	546,064	125,754,018	101.7	90.0	101.6	99.6	28.6	98.6	99.6	29.0	98.5
和歌山県	104,036,377	829,271	104,865,648	103,784,906	832,238	104,617,144	100.2	99.6	100.2	103,722,894	262,085	103,984,979	103,471,492	269,001	103,740,493	100.2	97.4	100.2	99.7	31.6	99.2	99.7	32.3	98.5
鳥取県	57,959,924	444,614	58,404,538	57,998,626	394,513	57,493,139	101.5	112.7	101.6	57,798,942	102,966	57,901,908	56,946,153	89,900	57,036,053	101.5	114.5	101.5	99.7	23.2	99.1	99.7	22.8	99.2
島根県	82,775,102	480,800	83,255,902	76,374,806	420,146	76,794,952	108.4	104.4	108.4	82,598,191	218,016	82,816,207	76,157,190	133,176	76,270,366	108.5	163.7	108.6	99.8	45.3	99.5	99.7	31.7	99.3
岡山県	263,593,441	2,039,415	265,632,856	274,178,968	2,050,278	276,229,246	96.1	99.5	96.2	262,526,346	877,285	263,403,631	273,130,149	829,650	273,959,799	96.1	105.7	96.1	99.6	43.0	99.2	99.6	40.5	99.2
広島県	323,766,408	3,683,157	327,449,565	339,842,851	3,498,124	343,832,097	95.3	92.3	95.3	322,061,116	1,475,116	323,536,232	338,015,810	1,563,824	339,579,633	95.3	94.3	95.3	99.4	40.1	98.7	99.5	39.2	98.8
山口県	199,608,306	1,543,758	201,152,064	206,727,805	1,583,424	208,311,229	96.6	97.5	96.6	198,857,447	677,217	199,534,662	205,963,125	683,001	206,646,126	96.6	99.2	96.6	99.6	43.9	99.2	99.6	43.1	99.2
徳島県	86,246,704	644,415	86,891,119	85,149,232	680,128	85,829,360	101.3	94.7	101.2	86,017,336	226,190	86,243,526	84,901,423	206,808	85,108,231	101.3	109.4	101.3	99.7	35.1	99.3	99.7	30.4	99.2
香川県	132,879,932	1,061,986	133,941,918	129,211,380	1,106,997	130,318,377	102.8	95.9	102.8	132,489,659	341,742	132,831,401	128,788,006	348,105	129,136,111	1								

香川県民税個人分

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2022年度)				調定額の前年比				収入額 (2022年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2023年度)				収入歩合 (2022年度)								
	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	現年	計	滞繰	計	
北海道	149,075,324	3,714,934	152,790,258	144,833,256	3,845,919	148,679,175	102.9	96.6	102.8	147,555,505	1,272,219	148,827,724	143,397,248	102.9	99.0	34.2	97.4	99.0	34.2	97.4	99.0	34.2	97.4	99.0	34.2	97.4	99.0	34.2	97.3
青森県	35,603,454	1,031,806	36,635,260	34,610,999	1,174,027	35,785,026	102.9	87.9	102.4	35,282,517	275,385	35,557,902	34,319,854	102.8	91.1	26.7	97.1	99.2	26.7	97.1	99.2	26.7	97.1	99.2	26.7	97.1	99.2	26.7	96.8
岩手県	37,754,478	843,934	38,598,412	36,940,370	888,749	37,829,119	102.2	95.0	102.0	37,425,175	286,500	37,711,675	36,644,334	102.1	99.1	33.9	97.7	99.2	33.9	97.7	99.2	33.9	97.7	99.2	33.9	97.7	99.2	33.3	97.6
宮城県	65,646,611	1,969,263	67,615,874	63,124,193	1,984,784	65,108,977	104.0	99.2	103.9	64,881,966	563,954	65,445,920	62,428,283	103.9	98.8	28.6	96.8	98.9	28.6	96.8	98.9	28.6	96.8	98.9	28.6	96.8	98.9	30.9	96.8
秋田県	27,387,365	647,179	28,034,544	26,640,232	687,654	27,327,886	102.8	94.1	102.6	27,186,772	167,800	27,354,572	26,460,490	102.7	99.3	25.9	97.6	99.3	25.9	97.6	99.3	25.9	97.6	99.3	25.9	97.6	99.3	25.5	97.5
山形県	34,306,070	839,349	35,145,419	32,912,835	875,400	33,788,238	104.2	95.9	104.0	34,049,143	174,612	34,223,755	32,683,821	104.2	99.3	20.8	97.4	99.3	20.8	97.4	99.3	20.8	97.4	99.3	20.8	97.4	99.3	22.5	97.3
福島県	64,237,177	2,124,619	66,361,796	62,913,084	2,213,620	64,726,704	102.4	96.0	102.2	63,561,448	560,634	64,122,082	62,054,836	102.4	98.9	26.4	96.6	99.0	26.4	96.6	99.0	26.4	96.6	99.0	26.4	96.6	99.0	24.6	96.4
茨城県	119,678,727	2,948,225	122,626,952	115,119,480	2,959,565	118,079,045	104.0	99.6	103.9	118,153,598	1,078,418	119,232,016	113,809,901	103.8	98.7	36.6	97.2	98.9	36.6	97.2	98.9	36.6	97.2	98.9	36.6	97.2	98.9	36.2	97.3
栃木県	79,750,648	1,985,305	81,735,953	76,933,421	2,157,521	79,090,942	103.7	92.0	103.3	78,896,775	676,156	79,572,931	76,120,403	103.6	97.1	34.1	97.4	98.9	34.1	97.4	98.9	34.1	97.4	98.9	34.1	97.4	98.9	32.3	97.1
群馬県	76,597,949	1,816,408	78,414,357	73,732,826	1,881,355	75,614,181	103.9	96.5	103.7	75,964,926	515,181	76,480,107	73,063,463	104.0	96.7	28.4	97.5	99.1	28.4	97.5	99.1	28.4	97.5	99.1	28.4	97.5	99.1	28.3	97.3
埼玉県	316,081,336	6,889,080	322,970,416	303,553,148	7,274,021	310,827,169	104.1	94.7	103.9	312,718,882	2,742,929	315,461,781	300,174,545	104.2	98.9	39.8	97.7	98.9	39.8	97.7	98.9	39.8	97.7	98.9	39.8	97.7	98.9	38.6	97.5
千葉県	290,129,383	9,013,757	299,143,140	276,924,420	9,525,539	286,449,959	104.8	94.6	104.4	286,657,950	3,017,931	289,675,881	273,369,619	104.9	98.8	33.5	96.8	98.9	33.5	96.8	98.9	33.5	96.8	98.9	33.5	96.8	98.9	33.5	96.5
東京都	1,094,839,690	20,851,923	1,115,691,613	1,043,015,633	19,519,726	1,062,535,359	105.0	106.8	105.0	1,083,197,233	10,311,498	1,093,228,731	1,030,645,068	105.1	98.9	48.1	98.0	98.8	48.1	98.0	98.8	48.1	98.0	98.8	48.1	98.0	98.8	49.0	97.9
神奈川県	374,263,081	7,437,804	381,700,885	354,032,264	7,513,371	361,545,636	105.7	99.0	105.6	370,947,848	2,560,174	373,508,022	350,720,319	105.8	99.1	34.4	97.9	99.1	34.4	97.9	99.1	34.4	97.9	99.1	34.4	97.9	99.1	38.6	97.8
新潟県	61,575,959	1,187,562	62,763,521	59,166,739	1,317,677	60,484,416	104.1	90.1	103.8	61,156,520	329,519	61,486,039	58,806,170	104.0	90.9	27.7	98.0	99.4	27.7	98.0	99.4	27.7	98.0	99.4	27.7	98.0	99.4	27.5	97.8
富山県	42,618,159	1,321,428	43,939,587	40,834,660	1,380,945	42,215,605	104.4	95.7	104.1	42,206,956	369,172	42,576,128	40,435,567	104.4	98.0	27.9	96.9	99.0	27.9	96.9	99.0	27.9	96.9	99.0	27.9	96.9	99.0	27.3	96.7
石川県	45,337,320	1,237,444	46,574,764	43,883,665	1,296,703	45,180,368	103.3	95.4	103.1	44,745,995	377,857	45,123,852	43,493,974	103.8	98.7	30.5	96.9	99.2	30.5	96.9	99.2	30.5	96.9	99.2	30.5	96.9	99.2	31.4	97.6
福井県	30,881,919	684,439	31,566,358	29,770,211	696,771	30,466,982	103.7	98.2	103.6	30,663,025	209,176	30,872,210	29,528,817	103.8	99.3	30.6	97.8	99.2	30.6	97.8	99.2	30.6	97.8	99.2	30.6	97.8	99.2	31.4	97.6
山梨県	32,980,601	513,112	33,493,713	31,024,945	556,147	31,581,092	106.3	92.3	106.1	32,746,013	177,197	32,923,210	30,828,288	106.3	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	28.5	97.1
長野県	79,400,243	1,149,243	80,549,486	75,303,851	1,207,746	76,511,597	105.4	95.2	105.3	78,865,985	441,020	79,307,005	74,822,143	105.4	99.3	38.4	98.5	99.4	38.4	98.5	99.4	38.4	98.5	99.4	38.4	98.5	99.4	36.3	98.4
岐阜県	80,317,667	2,679,478	82,997,145	77,463,307	2,654,919	80,118,226	103.7	100.9	103.6	79,410,231	735,121	80,145,352	76,579,926	103.7	99.1	27.4	96.6	98.9	27.4	96.6	98.9	27.4	96.6	98.9	27.4	96.6	98.9	27.9	96.5
静岡県	131,247,587	2,974,973	134,222,560	123,477,149	3,226,366	126,704,015	106.3	92.6	105.9	130,045,396	1,037,738	131,083,134	122,339,728	106.3	90.9	34.9	97.7	99.1	34.9	97.7	99.1	34.9	97.7	99.1	34.9	97.7	99.1	35.4	97.5
愛知県	332,944,157	8,159,131	341,104,338	318,701,640	8,275,436	326,976,576	104.5	98.6	104.3	330,146,062	2,381,877	332,522,939	315,881,377	104.5	99.2	29.2	97.5	99.2	29.2	97.5	99.2	29.2	97.5	99.2	29.2	97.5	99.2	28.3	97.3
三重県	75,342,095	2,046,571	77,388,666	72,072,559	2,144,963	74,217,522	104.5	95.4	104.3	74,648,506	750,317	75,398,823	71,291,461	104.6	99.1	36.7	97.4	98.9	36.7	97.4	98.9	36.7	97.4	98.9	36.7	97.4	98.9	37.4	97.1
滋賀県	59,795,806	1,618,949	61,414,755	58,036,963	1,656,977	59,693,940	103.0	97.7	102.9	59,248,131	484,147	59,732,278	57,510,103	103.0	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	29.9	97.3	99.1	28.5	97.1
京都府	82,162,249	1,022,758	83,239,007	77,730,291	1,154,642	78,884,933	105.8	88.6	105.5	81,403,804	743,379	82,147,183	76,784,949	105.8	99.0	72.7	98.7	98.8	72.7	98.7	98.8	72.7	98.7	98.8	72.7	98.7	98.8	67.4	98.3
大阪府	327,341,443	6,517,535	333,858,978	311,842,107	6,287,312	318,129,419	105.0	103.7	104.9	324,233,080	2,641,040	326,874,120	308,662,219	105.0	99.1	40.5	97.9	99.0	40.5	97.9	99.0	40.5	97.9	99.0	40.5	97.9	99.0	40.1	97.8
兵庫県	224,230,876	5,351,241	229,582,117	214,793,448	5,562,327	220,355,779	104.4	96.2	104.2	222,527,603	1,633,284	224,180,887	213,068,820	104.4	99.2	30.9	97.6	99.2	30.9	97.6	99.2	30.9	97.6	99.2	30.9	97.6	99.2	29.3	97.4
奈良県	56,984,316	1,132,300	58,116,616	53,662,170	1,222,269	54,884,479	106.2	92.6	105.9	56,584,417	350,380	56,934,777	53,298,149	106.2	99.3	30.9	98.0	99.3	30.9	98.0	99.3	30.9	98.0	99.3	30.9	98.0	99.3	28.5	97.7
和歌山県	32,526,510	688,209	33,214,719	31,259,344	664,065	31,923,409	104.1	103.6	104.0	32,289,993	219,539	32,509,470	31,005,241	104.1	99.3	31.9	97.9	99.2	31.9	97.9	99.2	31.9	97.9	99.2	31.9	97.9	99.2	30.8	97.8
鳥取県	17,804,094	322,428	18,126,522	17,081,554	302,470	17,384,024	104.2	106.6	104.3	17,685,647	84,762	17,770,409	16,974,519	104.2	99.3	26.3	98.0	99.4	26.3	98.0	99.4	26.3	98.0	99.4	26.3	98.0	99.4	26.4	98.1
島根県	22,027,821	287,041	22,314,862	21,311,364	279,472	21,590,836	103.4	102.7	103.4	21,901,480	111,161	22,012,641	21,191,197	103.3	99.4	38.7	98.6	99.4	38.7	98.6	99.4	38.7	98.6	99.4	38.7	98.6	99.4	39.1	98.7
岡山県	57,633,485	1,342,188	58,975,673	55,190,321	1,356,523	56,546,833	104.4	98.9	104.3	57,131,274	413,852																		

香川県民税個人分（均等割および所得割）

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)				調定額の前年比				収入額(2023年度)				収入額の前年比				収入歩合(2023年度)				収入歩合(2022年度)															
	現年	滞繰	計	現年	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計								
北海道	141,606,684	3,714,934	145,321,618	139,251,490	3,845,919	143,097,409	101.7	96.6	101.6	140,086,865	1,272,219	141,359,084	137,815,482	1,238,989	139,054,471	101.6	102.7	101.7	98.9	34.2	97.3	99.0	32.2	97.2	96.7	97.0	99.1	101.6	99.1	101.6	99.1	33.9	97.6	99.2	32.3	97.6
青森県	34,304,049	1,031,806	35,335,855	33,707,588	1,174,027	34,881,615	101.8	87.9	101.3	33,983,112	275,385	34,258,497	33,416,443	302,294	33,718,737	101.7	91.1	101.6	99.1	26.7	97.0	99.1	25.7	96.7	96.7	97.0	99.1	101.6	99.1	33.9	97.6	99.2	32.3	97.6		
岩手県	36,377,514	843,934	37,221,448	35,957,429	888,749	36,846,178	101.2	95.0	101.0	36,048,211	286,500	36,334,711	35,661,393	286,971	35,948,364	101.1	99.8	101.1	99.1	33.9	97.6	99.2	32.3	97.6	96.7	97.0	99.1	101.6	99.1	33.9	97.6	99.2	32.3	97.6		
宮城県	61,101,252	1,969,263	63,070,515	60,002,235	1,984,784	61,987,019	101.8	99.2	101.7	60,336,607	563,954	60,900,561	59,306,325	612,675	59,919,000	101.7	92.0	101.6	98.7	28.6	96.6	98.8	30.9	96.7	97.4	97.0	99.1	101.6	99.2	25.9	97.5	99.3	25.5	97.4		
秋田県	26,236,379	647,179	26,883,558	25,850,271	687,654	26,537,925	101.5	94.1	101.3	26,035,786	167,800	26,203,586	25,670,529	175,236	25,845,765	101.4	95.8	101.4	99.2	25.9	97.5	99.3	25.5	97.4	97.4	97.0	99.1	101.6	99.2	25.9	97.5	99.3	25.5	97.4		
山形県	32,730,304	839,349	33,569,653	31,820,886	875,403	32,696,289	102.9	95.0	102.7	32,473,577	174,612	32,648,189	31,591,872	197,210	31,789,082	102.8	88.5	102.7	99.2	20.8	97.3	99.3	22.5	97.2	97.2	97.0	99.1	101.6	99.2	20.8	97.3	99.3	22.5	97.2		
福島県	60,886,334	2,124,610	63,010,943	60,329,716	2,213,420	62,543,336	100.9	96.0	100.7	60,210,585	560,634	60,771,219	59,671,468	544,847	60,216,315	100.9	102.9	100.9	98.9	26.4	96.4	98.9	24.6	96.3	97.1	97.0	99.1	101.6	99.2	26.4	96.4	98.9	24.6	96.3		
茨城県	111,244,444	2,948,225	114,192,669	109,036,292	2,959,565	111,995,857	102.0	99.6	102.0	109,719,315	1,078,418	110,797,733	107,726,713	1,070,117	108,796,830	101.8	100.8	101.8	98.6	36.6	97.0	98.8	36.2	97.1	97.1	97.0	99.1	101.6	99.2	36.6	97.0	98.8	36.2	97.1		
栃木県	74,114,823	1,985,305	76,100,128	72,613,347	2,157,521	74,770,868	102.1	92.0	101.8	73,260,950	676,156	73,937,106	71,800,329	696,126	72,496,455	102.0	97.1	102.0	98.8	34.1	97.2	98.9	32.3	97.0	97.2	97.0	99.1	101.6	99.2	28.4	97.3	99.0	28.3	97.2		
群馬県	70,617,653	1,816,408	72,434,061	69,793,387	1,881,355	71,674,742	101.2	96.5	101.1	69,984,630	515,181	70,499,811	69,124,024	532,525	69,656,549	101.2	96.7	101.2	99.1	28.4	97.3	99.0	28.3	97.2	97.2	97.0	99.1	101.6	99.2	28.4	97.3	99.0	28.3	97.2		
埼玉県	289,166,611	6,889,080	296,055,691	284,393,908	7,274,021	291,667,929	101.7	94.7	101.5	285,804,076	2,742,929	288,547,005	281,015,305	2,810,151	283,825,456	101.7	97.6	101.7	98.8	39.8	97.5	98.8	38.6	97.3	97.3	97.0	99.1	101.6	99.2	39.8	97.5	98.8	38.6	97.3		
千葉県	262,902,517	9,013,757	271,916,274	257,395,491	9,525,539	266,921,030	102.1	94.6	101.9	259,431,084	3,017,931	262,449,015	253,840,690	3,192,455	257,033,145	102.2	94.5	102.1	98.7	33.5	96.5	98.6	33.5	96.3	97.3	97.0	99.1	101.6	99.2	33.5	96.5	98.6	33.5	96.3		
東京都	983,329,364	20,851,923	1,004,181,287	962,047,347	19,519,726	981,567,073	102.2	106.8	102.3	971,686,725	9,555,740	981,242,468	949,675,260	9,555,740	959,233,000	102.3	105.0	102.3	98.8	48.1	97.8	98.7	49.0	97.7	97.7	97.0	99.1	101.6	99.2	48.1	97.8	98.7	49.0	97.7		
神奈川県	326,020,879	7,437,804	333,458,683	319,444,112	7,513,371	326,957,484	102.1	99.0	102.0	322,705,646	2,560,174	325,265,820	316,132,167	2,901,631	319,033,999	102.1	88.2	102.0	99.0	34.4	97.5	99.0	38.6	97.6	97.6	97.0	99.1	101.6	99.2	34.4	97.5	99.0	38.6	97.6		
新潟県	56,255,808	1,187,562	57,443,370	55,338,737	1,317,677	56,656,414	101.7	90.1	101.4	55,836,369	329,519	56,165,888	54,978,168	362,325	55,340,493	101.6	90.9	101.5	99.3	27.7	97.8	99.3	27.5	97.7	97.7	97.0	99.1	101.6	99.2	27.7	97.8	99.3	27.5	97.7		
富山県	38,900,835	1,321,428	40,222,263	38,213,661	1,390,945	39,594,606	101.8	95.7	101.6	38,489,632	369,172	38,858,804	37,814,568	376,835	38,191,403	101.8	98.0	101.7	98.9	27.9	96.6	99.1	27.3	96.5	97.7	97.0	99.1	101.6	99.2	27.9	96.6	99.1	27.3	96.5		
石川県	42,222,424	1,237,444	43,459,868	41,375,053	1,296,703	42,671,756	102.0	95.4	101.8	41,630,918	377,857	42,008,775	40,985,362	377,849	41,363,211	101.6	100.0	101.6	98.6	30.5	96.7	99.1	29.1	96.9	97.5	97.0	99.1	101.6	99.2	30.6	97.6	99.1	31.4	97.5		
福井県	28,242,480	684,430	28,926,919	27,837,280	696,771	28,534,051	101.5	98.2	101.4	28,023,586	209,176	28,232,762	27,985,866	218,473	27,814,359	101.5	95.7	101.5	99.2	30.6	97.2	99.0	28.3	97.1	97.1	97.0	99.1	101.6	99.2	30.6	97.2	99.0	28.3	97.1		
山梨県	30,638,725	513,112	31,151,837	29,352,719	556,147	29,908,866	104.4	92.3	104.2	30,404,137	177,197	30,581,334	29,156,062	191,290	29,347,352	104.3	92.6	104.2	99.2	34.5	98.2	99.3	34.4	98.1	97.5	97.0	99.1	101.6	99.2	34.5	98.2	99.3	34.4	98.1		
長野県	74,129,133	1,149,243	75,278,376	71,589,349	1,207,746	72,797,095	103.5	95.2	103.4	73,594,875	441,020	74,035,895	71,107,641	438,029	71,545,670	103.5	100.7	103.5	99.3	38.4	98.3	99.3	36.3	98.3	98.3	97.0	99.1	101.6	99.2	38.4	98.3	99.3	36.3	98.3		
岐阜県	73,471,795	2,679,478	76,151,273	72,792,254	2,654,919	75,447,173	100.9	100.9	100.9	72,564,359	735,121	73,299,480	71,908,873	741,691	72,650,564	100.9	99.1	100.9	98.8	27.4	96.3	98.8	27.9	96.3	97.3	97.0	99.1	101.6	99.2	27.4	96.3	98.8	27.9	96.3		
静岡県	115,275,944	2,974,973	118,250,917	113,071,717	3,226,366	116,298,083	101.9	92.2	101.7	114,073,783	1,037,738	115,111,491	111,933,796	1,345,312	113,078,808	101.9	90.9	101.8	99.0	34.9	97.3	99.0	35.4	97.2	97.2	97.0	99.1	101.6	99.2	34.9	97.3	99.0	35.4	97.2		
愛知県	292,653,219	8,159,131	300,812,350	289,769,436	8,275,466	298,044,872	101.9	98.6	100.9	289,854,084	2,381,877	292,235,961	286,949,673	2,381,877	287,029,041	101.0	101.6	101.0	99.0	29.2	97.1	99.0	28.3	97.1	97.1	97.0	99.1	101.6	99.2	29.2	97.1	99.0	28.3	97.1		
三重県	68,267,327	2,046,571	70,313,898	67,054,736	2,144,933	69,199,726	101.8	95.4	101.6	67,573,738	750,317	68,324,055	66,273,665	802,088	67,075,753	102.0	93.5	101.9	99.0	36.7	97.2	98.8	37.4	96.9	97.5	97.0	99.1	101.6	99.2	36.7	97.2	98.8	37.4	96.9		
滋賀県	54,813,175	1,618,949	56,432,124	54,534,770	1,656,977	56,191,747	100.5	97.7	100.4	54,265,500	484,147	54,749,647	54,007,910	472,220	54,480,130	100.5	102.5	100.5	99.0	29.9	97.0	99.0	28.5	97.0	97.0	97.0	99.1	101.6	99.2	29.9	97.0	99.0	28.5	97.0		
京都府	70,233,997	1,022,758	71,256,755	68,984,225	1,154,642	70,138,867	101.8	88.6	101.6	69,421,552	743,379	70,164,931	68,038,883	778,336	68,817,219	102.0	95.5	102.0	98.8	72.7	98.5	98.6	67.4	98.1	97.5	97.0	99.1	101.6	99.2	72.7	98.5	98.6	67.4	98.1		
大阪府	285,394,167	6,517,535	291,911,702	281,101,865	6,287,312	287,389,177	101.5	103.7	101.6	282,285,804	2,641,040	284,926,844	277,921,977	2,519,111	280,441,088	101.6	104.8	101.6	98.9	40.5	97.6	99.1	40.1	97.6	97.6	97.0	99.1	101.6	99.2	40.5	97.6	99.1	40.1	97.6		
兵庫県	194,072,093	5,351,241	199,423,334	193,032,959	5,562,327	198,595,286	100.5	96.2	100.4	192,368,820	1,653,284	194,026,104	191,308,331	1,932,356	192,940,687	100.6	100.3	100.6	99.1																	

香川県民税個人分（配当割）

地方行政調査会
(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額（2023年度）			調定額の前年比			収入額（2023年度）			収入額の前年比			収入歩合（2023年度）			収入歩合（2022年度）		
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰
	3,461,750	3,093,301	0	111.9	111.9	0.0	3,461,750	3,093,301	0	111.9	111.9	0.0	3,093,301	111.9	100.0	100.0	0.0	
北海道	628,856	541,424	0	116.1	116.1	0.0	628,856	541,424	0	116.1	116.1	0.0	541,424	100.0	100.0	100.0	0.0	
青森県	632,537	559,458	0	113.1	113.1	0.0	632,537	559,458	0	113.1	113.1	0.0	559,458	100.0	100.0	100.0	0.0	
岩手県	2,106,494	1,752,648	0	120.2	120.2	0.0	2,106,494	1,752,648	0	120.2	120.2	0.0	1,752,648	100.0	100.0	100.0	0.0	
宮城県	491,148	429,759	0	114.3	114.3	0.0	491,148	429,759	0	114.3	114.3	0.0	429,759	100.0	100.0	100.0	0.0	
秋田県	709,541	622,782	0	113.9	113.9	0.0	709,541	622,782	0	113.9	113.9	0.0	622,782	100.0	100.0	100.0	0.0	
山形県	1,610,108	1,399,994	0	115.0	115.0	0.0	1,610,108	1,399,994	0	115.0	115.0	0.0	1,399,994	100.0	100.0	100.0	0.0	
福島県	3,976,892	3,394,115	0	117.2	117.2	0.0	3,976,892	3,394,115	0	117.2	117.2	0.0	3,394,115	100.0	100.0	100.0	0.0	
茨城県	2,610,292	2,479,491	0	105.3	105.3	0.0	2,610,292	2,479,491	0	105.3	105.3	0.0	2,479,491	100.0	100.0	100.0	0.0	
栃木県	2,639,198	2,238,096	0	117.9	117.9	0.0	2,639,198	2,238,096	0	117.9	117.9	0.0	2,238,096	100.0	100.0	100.0	0.0	
群馬県	12,434,124	10,781,877	0	115.3	115.3	0.0	12,434,124	10,781,877	0	115.3	115.3	0.0	10,781,877	100.0	100.0	100.0	0.0	
埼玉県	12,375,090	10,868,485	0	113.9	113.9	0.0	12,375,090	10,868,485	0	113.9	113.9	0.0	10,868,485	100.0	100.0	100.0	0.0	
千葉県	53,758,542	45,785,012	0	117.4	117.4	0.0	53,758,542	45,785,012	0	117.4	117.4	0.0	45,785,012	100.0	100.0	100.0	0.0	
東京都	22,875,549	19,552,462	0	117.0	117.0	0.0	22,875,549	19,552,462	0	117.0	117.0	0.0	19,552,462	100.0	100.0	100.0	0.0	
神奈川県	2,562,846	2,256,702	0	113.6	113.6	0.0	2,562,846	2,256,702	0	113.6	113.6	0.0	2,256,702	100.0	100.0	100.0	0.0	
新潟県	1,778,727	1,532,238	0	116.1	116.1	0.0	1,778,727	1,532,238	0	116.1	116.1	0.0	1,532,238	100.0	100.0	100.0	0.0	
富山県	1,435,398	1,294,125	0	110.9	110.9	0.0	1,435,398	1,294,125	0	110.9	110.9	0.0	1,294,125	100.0	100.0	100.0	0.0	
石川県	1,285,427	1,111,271	0	115.7	115.7	0.0	1,285,427	1,111,271	0	115.7	115.7	0.0	1,111,271	100.0	100.0	100.0	0.0	
福井県	1,087,523	894,834	0	121.5	121.5	0.0	1,087,523	894,834	0	121.5	121.5	0.0	894,834	100.0	100.0	100.0	0.0	
山梨県	2,640,271	2,156,153	0	122.5	122.5	0.0	2,640,271	2,156,153	0	122.5	122.5	0.0	2,156,153	100.0	100.0	100.0	0.0	
長野県	3,227,112	2,683,656	0	120.3	120.3	0.0	3,227,112	2,683,656	0	120.3	120.3	0.0	2,683,656	100.0	100.0	100.0	0.0	
岐阜県	6,099,025	5,156,670	0	118.3	118.3	0.0	6,099,025	5,156,670	0	118.3	118.3	0.0	5,156,670	100.0	100.0	100.0	0.0	
静岡県	19,831,288	17,142,729	0	115.7	115.7	0.0	19,831,288	17,142,729	0	115.7	115.7	0.0	17,142,729	100.0	100.0	100.0	0.0	
愛知県	3,369,740	2,912,695	0	115.7	115.7	0.0	3,369,740	2,912,695	0	115.7	115.7	0.0	2,912,695	100.0	100.0	100.0	0.0	
三重県	2,372,239	1,955,340	0	121.3	121.3	0.0	2,372,239	1,955,340	0	121.3	121.3	0.0	1,955,340	100.0	100.0	100.0	0.0	
滋賀県	5,934,249	5,168,049	0	114.8	114.8	0.0	5,934,249	5,168,049	0	114.8	114.8	0.0	5,168,049	100.0	100.0	100.0	0.0	
京都府	20,199,276	17,897,764	0	112.9	112.9	0.0	20,199,276	17,897,764	0	112.9	112.9	0.0	17,897,764	100.0	100.0	100.0	0.0	
大阪府	14,587,519	12,694,764	0	114.9	114.9	0.0	14,587,519	12,694,764	0	114.9	114.9	0.0	12,694,764	100.0	100.0	100.0	0.0	
兵庫県	3,925,997	3,416,738	0	114.9	114.9	0.0	3,925,997	3,416,738	0	114.9	114.9	0.0	3,416,738	100.0	100.0	100.0	0.0	
奈良県	1,758,591	1,471,876	0	119.5	119.5	0.0	1,758,591	1,471,876	0	119.5	119.5	0.0	1,471,876	100.0	100.0	100.0	0.0	
和歌山県	630,713	523,450	0	120.5	120.5	0.0	630,713	523,450	0	120.5	120.5	0.0	523,450	100.0	100.0	100.0	0.0	
鳥取県	619,685	533,211	0	116.2	116.2	0.0	619,685	533,211	0	116.2	116.2	0.0	533,211	100.0	100.0	100.0	0.0	
島根県	3,001,336	2,599,120	0	115.5	115.5	0.0	3,001,336	2,599,120	0	115.5	115.5	0.0	2,599,120	100.0	100.0	100.0	0.0	
岡山県	4,168,734	3,624,073	0	115.0	115.0	0.0	4,168,734	3,624,073	0	115.0	115.0	0.0	3,624,073	100.0	100.0	100.0	0.0	
広島県	1,789,439	1,534,146	0	116.6	116.6	0.0	1,789,439	1,534,146	0	116.6	116.6	0.0	1,534,146	100.0	100.0	100.0	0.0	
山口県	1,624,603	1,380,404	0	117.7	117.7	0.0	1,624,603	1,380,404	0	117.7	117.7	0.0	1,380,404	100.0	100.0	100.0	0.0	
徳島県	1,798,131	1,567,417	0	114.7	114.7	0.0	1,798,131	1,567,417	0	114.7	114.7	0.0	1,567,417	100.0	100.0	100.0	0.0	
香川県	1,635,033	1,465,743	0	111.5	111.5	0.0	1,635,033	1,465,743	0	111.5	111.5	0.0	1,465,743	100.0	100.0	100.0	0.0	
愛媛県	701,698	607,205	0	115.6	115.6	0.0	701,698	607,205	0	115.6	115.6	0.0	607,205	100.0	100.0	100.0	0.0	
高知県	6,130,262	5,254,426	0	116.7	116.7	0.0	6,130,262	5,254,426	0	116.7	116.7	0.0	5,254,426	100.0	100.0	100.0	0.0	
福岡県	630,177	530,807	0	118.7	118.7	0.0	630,177	530,807	0	118.7	118.7	0.0	530,807	100.0	100.0	100.0	0.0	
佐賀県	958,151	804,226	0	119.1	119.1	0.0	958,151	804,226	0	119.1	119.1	0.0	804,226	100.0	100.0	100.0	0.0	
長崎県	1,312,080	1,111,896	0	118.0	118.0	0.0	1,312,080	1,111,896	0	118.0	118.0	0.0	1,111,896	100.0	100.0	100.0	0.0	
熊本県	945,056	760,811	0	124.2	124.2	0.0	945,056	760,811	0	124.2	124.2	0.0	760,811	100.0	100.0	100.0	0.0	
大分県	745,072	544,078	0	137.1	137.1	0.0	745,072	544,078	0	137.1	137.1	0.0	544,078	100.0	100.0	100.0	0.0	
宮崎県	961,099	804,776	0	119.4	119.4	0.0	961,099	804,776	0	119.4	119.4	0.0	804,776	100.0	100.0	100.0	0.0	
鹿児島県	663,177	568,981	0	116.6	116.6	0.0	663,177	568,981	0	116.6	116.6	0.0	568,981	100.0	100.0	100.0	0.0	
沖縄県	240,720,425	207,459,278	0	116.0	116.0	0.0	240,720,425	207,459,278	0	116.0	116.0	0.0	207,459,278	100.0	100.0	100.0	0.0	
合計	3,461,750	3,093,301	0	111.9	111.9	0.0	3,461,750	3,093,301	0	111.9	111.9	0.0	3,093,301	100.0	100.0	100.0	0.0	

北海道府民税個人分（株式等譲渡所得割）

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	4,006,890	0	2,488,465	161.0	0	4,006,890	4,006,890	0	2,488,465	161.0	0	2,488,465	161.0	0	161.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	670,549	0	361,987	185.2	0	670,549	670,549	0	361,987	185.2	0	361,987	185.2	0	185.2	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	744,427	0	423,483	175.8	0	744,427	744,427	0	423,483	175.8	0	423,483	175.8	0	175.8	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,438,865	0	1,369,310	178.1	0	2,438,865	2,438,865	0	1,369,310	178.1	0	1,369,310	178.1	0	178.1	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	659,838	0	360,202	183.2	0	659,838	659,838	0	360,202	183.2	0	360,202	183.2	0	183.2	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	866,025	0	469,167	184.6	0	866,025	866,025	0	469,167	184.6	0	469,167	184.6	0	184.6	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	1,740,755	0	983,374	177.0	0	1,740,755	983,374	0	983,374	177.0	0	983,374	177.0	0	177.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	4,457,391	0	2,689,073	165.8	0	4,457,391	2,689,073	0	2,689,073	165.8	0	2,689,073	165.8	0	165.8	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	3,025,533	0	1,840,583	164.4	0	3,025,533	1,840,583	0	1,840,583	164.4	0	1,840,583	164.4	0	164.4	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	3,341,098	0	1,701,343	196.4	0	3,341,098	1,701,343	0	1,701,343	196.4	0	1,701,343	196.4	0	196.4	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	14,480,601	0	8,377,363	172.9	0	14,480,601	8,377,363	0	8,377,363	172.9	0	8,377,363	172.9	0	172.9	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	14,851,776	0	8,660,444	171.5	0	14,851,776	8,660,444	0	8,660,444	171.5	0	8,660,444	171.5	0	171.5	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	57,751,784	0	35,183,274	164.1	0	57,751,784	35,183,274	0	35,183,274	164.1	0	35,183,274	164.1	0	164.1	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	25,366,652	0	15,035,689	168.7	0	25,366,652	15,035,689	0	15,035,689	168.7	0	15,035,689	168.7	0	168.7	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	2,757,305	0	1,571,300	175.5	0	2,757,305	1,571,300	0	1,571,300	175.5	0	1,571,300	175.5	0	175.5	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	1,938,597	0	1,088,761	178.1	0	1,938,597	1,088,761	0	1,088,761	178.1	0	1,088,761	178.1	0	178.1	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	1,679,679	0	1,214,487	138.3	0	1,679,679	1,214,487	0	1,214,487	138.3	0	1,214,487	138.3	0	138.3	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	1,354,012	0	821,660	164.8	0	1,354,012	821,660	0	821,660	164.8	0	821,660	164.8	0	164.8	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	1,254,353	0	777,392	161.4	0	1,254,353	777,392	0	777,392	161.4	0	777,392	161.4	0	161.4	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,630,839	0	1,558,349	168.8	0	2,630,839	1,558,349	0	1,558,349	168.8	0	1,558,349	168.8	0	168.8	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	3,618,760	0	1,987,397	182.1	0	3,618,760	1,987,397	0	1,987,397	182.1	0	1,987,397	182.1	0	182.1	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	9,872,618	0	5,249,262	188.1	0	9,872,618	5,249,262	0	5,249,262	188.1	0	5,249,262	188.1	0	188.1	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	20,460,690	0	11,788,975	173.6	0	20,460,690	11,788,975	0	11,788,975	173.6	0	11,788,975	173.6	0	173.6	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	3,705,028	0	2,105,101	176.0	0	3,705,028	2,105,101	0	2,105,101	176.0	0	2,105,101	176.0	0	176.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	2,610,392	0	1,546,853	168.8	0	2,610,392	1,546,853	0	1,546,853	168.8	0	1,546,853	168.8	0	168.8	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	6,048,003	0	3,578,017	169.0	0	6,048,003	3,578,017	0	3,578,017	169.0	0	3,578,017	169.0	0	169.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	21,748,000	0	12,842,478	169.3	0	21,748,000	12,842,478	0	12,842,478	169.3	0	12,842,478	169.3	0	169.3	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	15,571,264	0	9,065,725	171.8	0	15,571,264	9,065,725	0	9,065,725	171.8	0	9,065,725	171.8	0	171.8	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	4,302,347	0	2,395,852	179.6	0	4,302,347	2,395,852	0	2,395,852	179.6	0	2,395,852	179.6	0	179.6	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	1,759,591	0	1,047,575	168.0	0	1,759,591	1,047,575	0	1,047,575	168.0	0	1,047,575	168.0	0	168.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	731,409	0	415,981	175.8	0	731,409	415,981	0	415,981	175.8	0	415,981	175.8	0	175.8	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	648,782	0	393,658	164.8	0	648,782	393,658	0	393,658	164.8	0	393,658	164.8	0	164.8	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	3,283,420	0	2,040,047	160.9	0	3,283,420	2,040,047	0	2,040,047	160.9	0	2,040,047	160.9	0	160.9	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	4,594,502	0	2,536,049	181.2	0	4,594,502	2,536,049	0	2,536,049	181.2	0	2,536,049	181.2	0	181.2	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	2,000,044	0	1,133,860	176.4	0	2,000,044	1,133,860	0	1,133,860	176.4	0	1,133,860	176.4	0	176.4	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,730,357	0	1,026,992	168.5	0	1,730,357	1,026,992	0	1,026,992	168.5	0	1,026,992	168.5	0	168.5	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	1,798,433	0	1,067,889	168.4	0	1,798,433	1,067,889	0	1,067,889	168.4	0	1,067,889	168.4	0	168.4	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	1,976,853	0	1,205,781	163.9	0	1,976,853	1,205,781	0	1,205,781	163.9	0	1,205,781	163.9	0	163.9	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	780,104	0	683,808	114.1	0	780,104	683,808	0	683,808	114.1	0	683,808	114.1	0	114.1	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	7,599,642	0	4,370,753	173.9	0	7,599,642	4,370,753	0	4,370,753	173.9	0	4,370,753	173.9	0	173.9	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	711,159	0	454,666	156.4	0	711,159	454,666	0	454,666	156.4	0	454,666	156.4	0	156.4	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	1,199,583	0	777,454	154.3	0	1,199,583	777,454	0	777,454	154.3	0	777,454	154.3	0	154.3	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	1,651,139	0	950,002	173.8	0	1,651,139	950,002	0	950,002	173.8	0	950,002	173.8	0	173.8	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	1,021,674	0	634,484	161.0	0	1,021,674	634,484	0	634,484	161.0	0	634,484	161.0	0	161.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	797,588	0	449,226	177.5	0	797,588	449,226	0	449,226	177.5	0	449,226	177.5	0	177.5	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	1,161,415	0	731,289	158.8	0	1,161,415	731,289	0	731,289	158.8	0	731,289	158.8	0	158.8	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	880,596	0	529,199	166.4	0	880,596	529,199	0	529,199	166.4	0	529,199	166.4	0	166.4	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	268,280,362	0	157,984,079	169.8	0	268,280,362	157,984,079	0	157,984,079	169.8	0	157,984,079	169.8	0	169.8	100.0	100.0	0.0	100.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)				
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計		
北海道	12,468,269	115,891	12,584,160	13,148,818	125,479	13,274,297	94.8	92.4	94.8	12,412,782	13,096,612	13,142,561	94.8	83.7	94.7	99.6	33.2	99.6	36.6	99.0
青森県	2,414,866	7,434	2,422,300	2,517,306	9,092	2,526,398	95.9	81.8	95.9	2,409,109	2,512,735	2,516,836	95.9	86.4	95.9	99.6	37.2	99.6	45.1	99.6
岩手県	3,103,652	9,712	3,113,364	3,372,352	12,787	3,385,139	92.0	76.0	92.0	3,099,852	3,368,219	3,372,556	92.0	69.0	92.0	99.9	30.8	99.7	33.9	99.6
宮城県	8,315,277	40,413	8,355,690	9,174,312	47,815	9,222,127	90.6	84.5	90.6	8,293,647	9,158,272	9,177,759	90.6	55.4	90.5	99.7	26.7	99.4	40.8	99.5
秋田県	2,170,125	6,499	2,176,624	2,362,775	7,540	2,370,315	91.8	82.2	91.8	2,167,232	2,359,642	2,362,529	91.8	28.1	91.8	99.9	12.5	99.6	38.3	99.7
山形県	2,656,803	9,808	2,666,611	2,654,056	11,883	2,665,939	100.1	86.5	100.0	2,652,963	2,649,869	2,654,772	100.1	58.6	100.0	99.9	28.1	99.6	39.6	99.6
福島県	5,498,471	66,787	5,565,258	5,508,310	78,991	5,587,301	99.8	84.6	99.8	5,484,943	5,494,194	5,509,676	99.8	60.2	99.7	99.7	14.0	98.7	19.6	98.6
茨城県	8,683,263	52,915	8,736,178	9,149,985	52,706	9,202,691	94.9	100.4	94.9	8,661,748	9,130,673	9,146,682	94.9	88.1	94.9	99.8	26.7	99.3	30.4	99.4
栃木県	6,013,919	30,613	6,044,532	6,347,810	14,126	6,361,936	94.7	216.7	95.0	6,004,171	6,319,502	6,325,301	95.0	389.1	95.3	99.8	73.7	99.7	99.6	99.4
群馬県	7,299,434	11,946	7,311,380	7,181,139	14,134	7,195,273	101.6	84.5	101.6	7,291,832	7,173,468	7,179,401	101.7	65.4	101.6	99.9	32.5	99.8	42.0	99.8
埼玉県	16,387,193	59,045	16,446,238	16,601,396	64,622	16,666,018	98.7	91.4	98.7	16,348,599	16,570,702	16,598,272	98.7	85.1	98.6	99.8	39.7	99.5	42.7	99.6
千葉県	14,354,523	110,874	14,465,397	14,562,574	137,426	14,700,000	98.6	80.7	98.4	14,283,468	14,514,163	14,574,936	98.4	56.3	98.2	99.5	30.8	99.0	44.2	99.1
東京都	167,077,473	1,659,585	168,737,058	163,668,781	1,611,342	165,280,123	102.1	103.0	102.1	166,655,768	163,117,596	163,628,629	102.2	111.4	102.2	99.7	34.3	99.1	99.7	99.0
神奈川県	26,435,002	163,461	26,598,464	25,656,680	174,296	25,830,976	103.0	93.8	103.0	26,424,704	25,626,921	25,686,286	103.1	99.4	103.1	100.0	36.1	99.6	99.9	99.4
新潟県	5,659,518	12,668	5,672,186	5,994,795	15,285	6,010,080	94.4	82.9	94.4	5,648,192	5,988,961	5,995,298	94.3	52.3	94.3	99.8	26.2	99.6	99.9	99.8
富山県	3,437,313	19,258	3,456,571	3,680,098	20,251	3,700,349	93.4	95.1	93.4	3,425,584	3,674,993	3,680,304	93.2	114.6	93.2	99.7	31.6	99.3	26.2	99.5
石川県	4,183,290	16,481	4,199,771	3,709,653	16,530	3,814,183	110.2	99.7	110.1	4,171,023	3,789,828	3,796,026	110.1	84.7	110.0	99.7	31.9	99.4	99.8	99.5
福井県	2,487,214	15,230	2,502,444	2,709,870	21,215	2,731,085	91.9	71.8	91.7	2,485,757	2,705,891	2,711,433	91.9	85.4	91.9	99.9	31.1	99.4	99.8	99.3
山梨県	2,854,439	14,901	2,869,340	3,158,360	14,134	3,172,494	90.4	105.4	90.4	2,848,210	3,152,103	3,156,411	90.4	133.2	90.4	99.8	38.5	99.5	99.8	99.5
長野県	6,278,141	19,916	6,298,057	6,454,259	27,553	6,481,812	97.3	72.3	97.2	6,269,519	6,443,697	6,455,091	97.3	72.7	97.3	99.9	41.6	99.7	99.8	99.6
岐阜県	5,556,219	38,113	5,594,332	5,762,161	40,175	5,802,336	96.4	94.9	96.4	5,537,099	5,748,387	5,759,712	96.3	91.2	96.3	99.7	27.1	99.2	99.8	99.3
静岡県	8,848,476	32,757	8,881,232	9,188,668	34,724	9,223,392	96.3	94.3	96.3	8,831,475	9,168,857	9,181,215	96.3	84.1	96.3	99.8	31.7	99.8	35.6	99.5
愛知県	36,921,636	118,646	37,039,800	39,419,436	132,521	39,551,957	93.7	89.2	93.6	36,911,072	39,447,886	39,484,188	93.6	88.9	93.6	100.0	27.3	99.7	100.1	99.8
三重県	5,685,067	16,862	5,701,929	5,652,849	16,991	5,669,840	100.6	99.2	100.6	5,679,116	5,645,755	5,652,554	100.6	88.6	100.6	99.9	35.7	99.7	40.0	99.7
滋賀県	4,825,523	16,742	4,842,265	5,231,584	14,947	5,246,531	92.2	112.0	92.3	4,819,586	5,223,994	5,228,068	92.3	123.6	92.3	99.9	30.1	99.6	99.9	99.6
京都府	10,088,739	160,637	10,249,376	10,566,080	157,450	10,723,530	95.5	102.0	95.6	10,116,884	10,558,601	10,583,905	95.8	77.1	95.8	100.3	12.1	98.9	99.9	98.7
大阪府	48,929,101	238,375	49,167,476	49,351,760	444,924	49,796,684	99.1	53.6	98.7	49,023,216	49,473,522	49,673,777	99.2	24.3	98.8	100.2	26.1	99.8	100.1	99.8
兵庫県	14,738,559	57,215	14,795,774	14,264,448	65,936	14,330,384	103.3	86.8	103.2	14,708,343	14,233,319	14,259,377	103.3	82.7	103.3	99.8	37.7	99.6	99.8	99.5
奈良県	2,303,485	20,070	2,323,555	2,541,624	25,004	2,566,628	90.6	80.3	90.5	2,300,538	2,536,298	2,543,255	90.7	30.5	90.5	99.9	10.6	99.1	99.8	99.1
和歌山県	2,039,674	5,612	2,045,286	2,288,355	5,941	2,294,296	89.1	94.5	89.1	2,037,591	2,285,703	2,288,101	89.1	101.5	89.2	99.9	43.4	99.7	99.9	99.7
鳥取県	1,341,921	2,546	1,344,467	1,402,468	2,053	1,404,521	95.7	124.0	95.7	1,339,872	1,400,629	1,401,683	95.7	55.2	95.6	99.8	22.9	99.7	99.9	99.8
島根県	1,795,995	7,345	1,803,340	1,893,139	5,997	1,899,136	94.9	122.5	95.0	1,793,138	1,890,220	1,891,462	94.9	205.7	94.9	99.8	34.8	99.6	99.8	99.6
岡山県	5,488,932	28,283	5,517,215	6,117,695	25,790	6,143,485	99.7	109.7	99.4	5,473,326	6,102,763	6,109,246	99.7	144.6	89.7	99.7	33.1	99.4	99.8	99.4
広島県	8,766,186	47,071	8,813,257	8,821,470	56,047	8,877,517	99.4	84.0	99.3	8,747,898	8,805,408	8,821,216	99.3	90.7	99.3	99.8	30.5	99.4	99.8	99.4
山口県	3,588,980	10,018	3,598,998	4,185,093	15,505	4,200,598	85.8	64.6	85.7	3,582,831	4,180,249	4,189,111	85.7	34.6	85.6	99.8	30.6	99.6	99.9	99.7
徳島県	2,527,402	6,644	2,534,046	2,332,190	8,127	2,340,317	108.4	81.8	108.3	2,525,482	2,327,450	2,331,188	108.5	83.3	108.5	99.9	46.8	99.8	46.0	99.6
香川県	3,413,393	15,558	3,428,951	3,488,117	18,101	3,506,218	97.9	86.0	97.8	3,405,708	3,477,146	3,482,734	97.9	81.4	97.9	99.8	29.2	99.5	99.7	99.3
愛媛県	4,053,150	19,018	4,072,168	4,206,724	16,511	4,223,235	96.3	115.2	96.4	4,048,013	4,196,248	4,201,727	96.5	114.7	96.5	99.9	33.0	99.6	99.8	99.5
高知県	1,438,114	17,817	1,455,931	1,567,758	7,802	1,575,560	91.7	228.4	92.4	1,435,827	1,553,808	1,555,151	92.4	230.7	92.5	99.8	17.4	98.8	99.1	98.7
福岡県	15,935,981	136,918	16,072,899	16,489,269	162,165	16,651,434	96.6	84.4	96.5	15,872,526	16,428,454	16,467,904	96.6	100.3	96.6	99.6	28.9	99.0	24.3	98.9
佐賀県	2,139,933	4,900	2,144,833	2,313,127	5,827	2,318,954	92.5	84.1	92.5	2,137,089	2,309,921	2,312,222	92.5	106.7	92.5	99.9	50.1	99.8	99.9	99.7
長崎県	2,728,553	12,412	2,740,965	2,873,775	8,648	2,882,423	94.9	143.5	95.1	2,720,201	2,866,473	2,869,013	94.9	98.8	94.9	99.7	20.2	99.3	99.7	99.5
熊本県	4,560,720	22,453	4,583,173	4,832,029	23,303	4,855,332	94.4	96.4	94.4	4,549,830	4,819,202	4,828,402	94.4	33.4	94.3	99.8	13.7	99.3	99.7	99.4
大分県	2,963,489	16,347	2,979,836	3,001,408	17,885	3,019,293	98.7	91.4	98.7	2,960,175	2,998,333	3,001,731	98.7	81.0	98.7	99.9	16.8	99.4	99.9	99.4
宮崎県	2,335,083	12,095	2,347,178	2,696,294	11,810	2,708,104	86.6	102.4	86.7	2,331,885	2,616,936	2,623,058	86.7	83.1	86.7	99.9	18.0	99.4	99.8	99.5
鹿児島県	3,447,236	16,086	3,463,322	3,531,911	16,508	3,548,419	97.6	97.4	97.6	3,436,965	3,525,677	3,530,946	97.5	117.1	97.5	99.7	38.4	99.4	99.8	99.5
沖縄県	3,416,977	27,242	3,444,219	3,401,208	21,094	3,422,302	100.5	129.1	100.6	3,410,235	3,376,249	3,382,670	101.0	127.6	101.1	99.8	30.1	99.3	99.3	98.8
合計	517,658,708	3,650,737	521,209,446	525,121,969	3,838,993	528,960,962	98.6	92.5	98.5	516,774,564	517,887,044	520,063,289	98.6	83.7	98.6	99.8	31.4	99.4	99.8	99.3

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)				
	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計		
北海道	376,388	0	402,582	93.5	0.0	93.5	376,388	0	402,582	93.5	0.0	93.5	402,582	0	402,582	100.0	0.0	100.0		
青森県	84,479	0	91,557	92.3	0.0	92.3	84,479	0	91,557	92.3	0.0	92.3	91,557	0	91,557	100.0	0.0	100.0		
岩手県	58,111	0	66,292	87.7	0.0	87.7	58,111	0	66,292	87.7	0.0	87.7	66,292	0	66,292	100.0	0.0	100.0		
宮城県	131,676	0	145,639	90.4	0.0	90.4	131,676	0	145,639	90.4	0.0	90.4	145,639	0	145,639	100.0	0.0	100.0		
秋田県	44,413	0	50,112	88.6	0.0	88.6	44,413	0	50,112	88.6	0.0	88.6	50,112	0	50,112	100.0	0.0	100.0		
山形県	58,831	0	68,917	85.4	0.0	85.4	58,831	0	68,917	85.4	0.0	85.4	68,917	0	68,917	100.0	0.0	100.0		
福島県	121,142	0	134,273	90.2	0.0	90.2	121,142	0	134,273	90.2	0.0	90.2	134,273	0	134,273	100.0	0.0	100.0		
茨城県	209,495	0	219,968	95.2	0.0	95.2	209,495	0	219,968	95.2	0.0	95.2	219,968	0	219,968	100.0	0.0	100.0		
栃木県	113,240	0	120,436	94.0	0.0	94.0	113,240	0	120,436	94.0	0.0	94.0	120,436	0	120,436	100.0	0.0	100.0		
群馬県	141,093	0	163,084	86.5	0.0	86.5	141,093	0	163,084	86.5	0.0	86.5	163,084	0	163,084	100.0	0.0	100.0		
埼玉県	682,683	0	725,301	94.1	0.0	94.1	682,683	0	725,301	94.1	0.0	94.1	725,301	0	725,301	100.0	0.0	100.0		
千葉県	876,690	0	1,060,921	82.6	0.0	82.6	876,690	0	1,060,921	82.6	0.0	82.6	1,060,921	0	1,060,921	100.0	0.0	100.0		
東京都	10,504,933	19,324	10,524,257	878.6	118.3	78.9	8,788,628	24,504	8,903,132	118.3	118.3	8,854,035	5,180	8,884,035	118.3	1.1	118.2	100.0	0.3	99.8
神奈川県	938,238	0	939,598	99.9	0.0	99.9	938,238	0	939,598	99.9	0.0	99.9	939,598	0	939,598	100.0	0.0	100.0		
新潟県	116,894	0	116,894	100.0	0.0	100.0	116,894	0	116,894	100.0	0.0	100.0	116,894	0	116,894	100.0	0.0	100.0		
富山県	95,079	0	95,079	100.0	0.0	100.0	95,079	0	95,079	100.0	0.0	100.0	95,079	0	95,079	100.0	0.0	100.0		
石川県	101,703	0	106,488	95.5	0.0	95.5	101,703	0	106,488	95.5	0.0	95.5	106,488	0	106,488	100.0	0.0	100.0		
福井県	63,728	0	63,728	100.0	0.0	100.0	63,728	0	63,728	100.0	0.0	100.0	63,728	0	63,728	100.0	0.0	100.0		
山梨県	61,831	0	61,831	100.0	0.0	100.0	61,831	0	61,831	100.0	0.0	100.0	61,831	0	61,831	100.0	0.0	100.0		
長野県	144,672	0	144,672	100.0	0.0	100.0	144,672	0	144,672	100.0	0.0	100.0	144,672	0	144,672	100.0	0.0	100.0		
岐阜県	169,076	0	169,076	100.0	0.0	100.0	169,076	0	169,076	100.0	0.0	100.0	169,076	0	169,076	100.0	0.0	100.0		
静岡県	391,688	0	445,001	88.0	0.0	88.0	391,688	0	445,001	88.0	0.0	88.0	445,001	0	445,001	100.0	0.0	100.0		
愛知県	962,424	0	962,424	100.0	0.0	100.0	962,424	0	962,424	100.0	0.0	100.0	962,424	0	962,424	100.0	0.0	100.0		
三重県	167,938	0	167,938	100.0	0.0	100.0	167,938	0	167,938	100.0	0.0	100.0	167,938	0	167,938	100.0	0.0	100.0		
滋賀県	165,392	0	165,392	100.0	0.0	100.0	165,392	0	165,392	100.0	0.0	100.0	165,392	0	165,392	100.0	0.0	100.0		
京都府	246,189	0	246,189	100.0	0.0	100.0	246,189	0	246,189	100.0	0.0	100.0	246,189	0	246,189	100.0	0.0	100.0		
大阪府	2,028,093	1,492	2,029,585	96.3	0.0	96.4	2,028,093	1,492	2,029,585	96.3	0.0	96.4	2,104,113	0	2,104,113	100.0	0.0	100.0		
兵庫県	801,229	8,163	809,392	96.6	100.0	96.6	801,229	8,163	809,392	96.6	100.0	96.6	829,429	0	829,429	100.0	0.0	99.9		
奈良県	139,022	0	139,022	100.0	0.0	100.0	139,022	0	139,022	100.0	0.0	100.0	139,022	0	139,022	100.0	0.0	100.0		
和歌山県	88,355	0	88,355	100.0	0.0	100.0	88,355	0	88,355	100.0	0.0	100.0	88,355	0	88,355	100.0	0.0	100.0		
鳥取県	64,268	0	64,268	100.0	0.0	100.0	64,268	0	64,268	100.0	0.0	100.0	64,268	0	64,268	100.0	0.0	100.0		
島根県	120,523	0	120,523	100.0	0.0	100.0	120,523	0	120,523	100.0	0.0	100.0	120,523	0	120,523	100.0	0.0	100.0		
岡山県	186,612	0	186,612	100.0	0.0	100.0	186,612	0	186,612	100.0	0.0	100.0	186,612	0	186,612	100.0	0.0	100.0		
広島県	333,124	0	333,124	100.0	0.0	100.0	333,124	0	333,124	100.0	0.0	100.0	333,124	0	333,124	100.0	0.0	100.0		
山口県	193,994	0	193,994	100.0	0.0	100.0	193,994	0	193,994	100.0	0.0	100.0	193,994	0	193,994	100.0	0.0	100.0		
徳島県	83,364	0	83,364	100.0	0.0	100.0	83,364	0	83,364	100.0	0.0	100.0	83,364	0	83,364	100.0	0.0	100.0		
香川県	120,313	0	120,313	100.0	0.0	100.0	120,313	0	120,313	100.0	0.0	100.0	120,313	0	120,313	100.0	0.0	100.0		
愛媛県	188,430	0	188,430	100.0	0.0	100.0	188,430	0	188,430	100.0	0.0	100.0	188,430	0	188,430	100.0	0.0	100.0		
高知県	122,778	0	122,778	100.0	0.0	100.0	122,778	0	122,778	100.0	0.0	100.0	122,778	0	122,778	100.0	0.0	100.0		
福岡県	299,686	0	299,686	100.0	0.0	100.0	299,686	0	299,686	100.0	0.0	100.0	299,686	0	299,686	100.0	0.0	100.0		
佐賀県	53,884	0	53,884	100.0	0.0	100.0	53,884	0	53,884	100.0	0.0	100.0	53,884	0	53,884	100.0	0.0	100.0		
長崎県	78,628	0	78,628	100.0	0.0	100.0	78,628	0	78,628	100.0	0.0	100.0	78,628	0	78,628	100.0	0.0	100.0		
熊本県	79,486	0	79,486	100.0	0.0	100.0	79,486	0	79,486	100.0	0.0	100.0	79,486	0	79,486	100.0	0.0	100.0		
大分県	70,637	0	70,637	100.0	0.0	100.0	70,637	0	70,637	100.0	0.0	100.0	70,637	0	70,637	100.0	0.0	100.0		
宮崎県	35,938	0	35,938	100.0	0.0	100.0	35,938	0	35,938	100.0	0.0	100.0	35,938	0	35,938	100.0	0.0	100.0		
鹿児島県	78,862	0	78,862	100.0	0.0	100.0	78,862	0	78,862	100.0	0.0	100.0	78,862	0	78,862	100.0	0.0	100.0		
沖縄県	51,189	0	51,189	100.0	0.0	100.0	51,189	0	51,189	100.0	0.0	100.0	51,189	0	51,189	100.0	0.0	100.0		
合計	22,246,441	28,979	22,275,420	104.0	88.7	104.0	22,246,459	1,550	22,248,009	104.0	88.7	104.0	22,384,166	5,180	21,389,346	104.0	29.9	99.9	100.0	15.9

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)			調定額の前年比			収入額(2023年度)			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計						
北海道	6,009,546	277,203	6,286,749	5,814,105	280,602	6,094,707	103.4	98.8	103.2	5,843,173	68,541	5,911,714	5,718,409	75,282	5,793,691	102.2	91.0	102.0	97.2	94.0	98.4	98.4	26.8	95.1
青森県	1,076,581	17,923	1,094,504	1,052,427	20,744	1,073,171	102.3	86.4	102.0	1,059,860	6,940	1,066,800	1,045,669	9,310	1,054,979	101.4	74.5	101.1	98.4	38.7	97.5	99.4	44.9	98.3
岩手県	1,214,787	35,570	1,250,357	1,136,584	30,926	1,167,510	106.9	115.0	107.1	1,198,252	14,083	1,212,335	1,120,529	10,912	1,131,441	106.9	129.1	107.1	98.6	39.6	97.0	98.6	35.3	96.9
宮城県	3,378,720	123,460	3,502,180	3,377,140	116,832	3,493,972	100.0	105.7	100.2	3,314,462	32,264	3,346,726	3,336,725	29,812	3,366,537	99.3	108.2	99.4	98.1	26.1	95.6	98.8	25.5	96.4
秋田県	921,260	10,023	931,283	862,615	10,979	873,594	106.8	91.3	106.6	915,595	4,195	919,790	857,510	5,538	863,048	106.8	75.7	106.6	99.4	41.9	98.8	99.4	50.4	98.8
山形県	1,202,326	25,387	1,227,713	1,187,743	18,494	1,206,237	101.2	137.3	101.8	1,193,230	5,708	1,199,238	1,173,494	5,943	1,194,437	101.2	96.0	101.2	98.8	22.5	97.2	98.8	32.1	97.8
福島県	2,000,276	93,189	2,093,465	2,011,981	111,466	2,123,447	99.4	83.6	98.6	1,949,567	22,250	1,971,817	1,992,687	24,243	2,016,930	97.8	91.8	97.8	97.5	23.9	94.2	98.0	21.7	95.0
茨城県	3,714,140	92,984	3,807,124	3,714,303	89,535	3,803,838	100.0	103.9	100.1	3,656,228	35,112	3,691,340	3,669,334	33,743	3,703,077	99.6	104.1	99.7	98.4	37.8	97.0	98.8	37.7	97.4
栃木県	2,456,096	27,857	2,483,953	2,464,786	32,797	2,497,583	99.6	84.9	99.5	2,432,518	10,394	2,442,912	2,448,731	12,598	2,461,329	99.3	82.5	99.3	99.0	37.3	98.3	99.3	38.4	98.5
群馬県	2,522,141	45,503	2,567,644	2,496,658	39,317	2,535,975	101.0	115.7	101.2	2,493,429	14,830	2,508,259	2,471,799	13,860	2,485,659	100.9	107.0	100.9	98.9	32.6	97.7	99.0	35.3	98.0
埼玉県	15,611,896	286,124	15,898,020	17,498,066	209,868	17,707,934	89.2	136.3	89.8	15,438,273	151,353	15,589,626	17,274,812	100,690	17,375,502	89.4	150.3	89.7	98.9	52.9	98.1	98.7	48.2	98.0
千葉県	9,517,310	223,136	9,740,446	11,490,574	143,997	11,634,571	82.8	155.0	83.7	9,437,370	125,351	9,562,721	11,327,707	70,814	11,398,521	83.3	177.0	83.7	99.2	56.9	98.2	98.6	49.2	98.1
東京都	58,467,197	1,464,698	59,931,895	68,659,028	992,144	69,651,172	85.2	147.6	86.0	57,870,173	792,450	58,662,623	67,720,663	460,641	68,181,304	85.5	172.0	86.0	99.0	54.1	97.9	98.6	46.4	97.9
神奈川県	20,615,416	491,981	21,107,397	24,002,364	365,942	24,368,306	85.9	134.4	86.6	20,439,283	176,040	20,615,324	23,721,312	120,654	23,841,967	86.2	145.9	86.5	99.1	35.8	97.7	98.8	33.0	97.8
新潟県	2,477,391	46,175	2,523,566	2,395,947	49,256	2,445,203	103.4	93.7	103.2	2,458,510	13,647	2,472,157	2,386,303	10,748	2,397,051	103.0	127.0	103.1	99.2	29.6	98.0	99.6	21.8	98.0
富山県	1,422,769	53,814	1,476,583	1,339,170	45,928	1,384,198	106.2	119.5	106.7	1,375,551	13,487	1,389,038	1,315,222	14,260	1,329,482	104.6	94.6	104.5	96.7	25.1	94.1	98.2	31.7	96.0
石川県	1,869,249	86,936	1,956,185	1,743,043	74,969	1,818,012	107.2	116.0	107.6	1,821,851	18,964	1,840,815	1,710,615	18,883	1,729,498	106.5	100.4	106.4	97.5	21.8	94.1	98.1	25.2	95.1
福井県	1,224,812	32,693	1,257,505	1,183,132	36,253	1,219,385	103.5	90.2	103.1	1,207,233	11,049	1,218,282	1,172,288	11,896	1,184,184	103.0	92.9	102.9	98.6	33.8	96.9	99.1	32.8	97.1
山梨県	1,289,548	29,840	1,319,388	1,214,728	26,565	1,241,293	106.2	112.3	106.3	1,271,169	8,209	1,279,378	1,202,149	7,538	1,209,687	105.7	108.9	105.8	98.6	27.5	97.0	99.0	28.4	97.5
長野県	2,480,516	38,148	2,518,664	2,311,913	42,936	2,354,849	107.3	88.8	107.0	2,460,011	11,294	2,471,305	2,298,947	17,190	2,316,137	107.0	65.7	106.7	99.2	29.6	98.1	99.4	40.0	98.4
岐阜県	3,133,361	141,515	3,274,876	3,340,333	124,213	3,464,546	93.8	113.9	94.5	3,065,936	54,626	3,120,562	3,274,936	45,647	3,320,583	93.6	119.7	94.0	97.8	38.6	95.3	98.0	36.7	95.8
静岡県	6,356,448	131,990	6,488,378	6,129,113	123,783	6,252,896	103.7	106.6	103.8	6,263,566	53,474	6,317,040	6,048,999	59,801	6,108,800	103.5	89.4	103.4	98.5	40.5	97.4	98.7	48.3	97.7
愛知県	15,524,779	385,974	15,910,753	17,242,506	290,212	17,532,718	90.0	133.0	90.7	15,338,687	164,739	15,503,426	17,000,996	125,682	17,628,138	90.2	131.1	90.5	98.8	42.7	97.4	98.6	43.3	97.7
三重県	2,749,980	64,749	2,814,729	2,655,638	63,120	2,718,758	103.6	102.6	103.5	2,720,109	21,462	2,741,571	2,623,485	24,653	2,648,138	103.7	87.1	103.5	98.9	33.1	97.4	98.8	39.1	97.4
滋賀県	1,865,227	36,337	1,901,564	1,768,228	41,028	1,809,256	105.5	88.6	105.1	1,839,329	10,697	1,850,026	1,753,092	13,454	1,766,546	104.9	79.5	104.7	98.6	29.4	97.3	99.1	32.8	97.6
京都府	4,371,641	123,490	4,495,131	5,179,823	89,614	5,269,437	84.4	137.8	85.3	4,306,784	45,904	4,352,688	5,109,669	32,978	5,142,647	84.3	139.2	84.6	98.5	37.2	96.8	98.6	36.8	97.6
大阪府	17,439,598	669,870	18,109,468	22,646,329	263,503	22,909,832	77.0	254.2	79.0	17,145,860	293,171	17,439,031	22,100,449	100,809	22,201,258	77.6	290.8	78.5	98.3	43.8	96.3	97.6	38.3	96.9
兵庫県	8,169,040	266,967	8,436,007	9,759,079	142,620	9,901,699	83.7	187.2	85.2	8,054,530	124,504	8,179,034	9,565,479	52,779	9,618,258	84.2	235.9	85.0	98.6	46.6	97.0	99.0	37.0	97.1
奈良県	1,555,148	10,424	1,565,572	1,487,133	9,649	1,496,782	104.6	108.0	104.6	1,544,671	7,000	1,551,671	1,478,130	7,223	1,485,353	104.5	96.9	104.5	99.3	67.2	99.1	99.4	74.9	99.2
和歌山県	1,236,576	3,409	1,239,985	1,198,256	3,768	1,202,024	103.2	90.5	103.2	1,230,146	2,073	1,232,219	1,195,730	2,393	1,198,123	102.9	86.6	102.8	99.5	60.8	99.4	99.8	63.5	99.7
鳥取県	572,890	21,406	594,296	576,281	17,275	593,556	99.4	123.9	100.1	570,087	1,644	571,731	569,092	2,821	571,913	100.2	58.3	100.0	99.5	7.7	96.2	98.8	16.3	96.4
島根県	810,110	33,191	843,301	764,485	22,910	787,395	106.0	144.9	107.1	793,994	7,885	801,879	745,512	5,586	751,098	106.5	141.2	106.8	98.0	23.8	95.1	97.5	24.4	95.4
岡山県	2,162,213	67,074	2,229,287	2,170,665	71,048	2,241,713	99.6	94.4	99.4	2,117,189	25,678	2,142,867	2,134,743	25,656	2,160,399	99.2	100.1	99.2	97.9	38.3	96.1	98.3	36.1	96.4
広島県	4,212,534	133,618	4,346,152	4,455,170	113,005	4,568,175	94.6	118.2	95.1	4,154,922	50,077	4,204,999	4,384,859	39,983	4,424,842	94.8	125.2	95.0	98.6	37.5	96.8	98.4	35.4	96.9
山口県	1,698,561	56,765	1,755,326	1,662,838	31,175	1,694,013	102.1	182.1	103.6	1,672,445	24,703	1,697,148	1,624,282	10,636	1,634,918	103.0	232.3	103.8	98.5	43.5	96.7	97.7	34.1	96.5
徳島県	623,323	12,939	636,262	638,002	7,104	645,106	97.7	182.1	98.6	615,385	5,991	621,376	628,706	2,338	631,044	97.9	256.2	98.5	98.7	46.3	97.7	98.5	32.9	97.8
香川県	1,017,973	14,964	1,032,937	945,762	13,475	959,237	107.6	111.1	107.7	1,003,705	9,454	1,013,159	936,068	7,212	943,280	107.2	131.1	107.4	98.6	63.2	98.1	99.0	53.5	98.3
愛媛県	1,416,921	40,634	1,457,555	1,424,188	10,702	1,464,890	99.5	99.8	99.5	1,403,026	15,933	1,418,959	1,406,104	17,531	1,423,635	99.8	90.9	99.7	99.0	39.2	97.4	98.7	43.1	97.2
高知県	865,181	24,638	889,819	888,371	10,903	899,274	97.4	226.0	98.9	855,767	4,094	859,861	872,660	1,976	874,636	98.1	207.2	98.3	98.9	16.6	96.6	98.2	18.1	97.3
福岡県	8,149,050	348,023	8,497,073	9,794,625	216,016	10,010,641	83.2	161.1	84.9	7,976,757	163,348	8,140,105	9,556,766	70,474	9,627,240	83.5	231.8	84.6	97.9	46.9	95.8	98.6	32.6	96.2
佐賀県	1,078,185	13,694	1,091,879	1,050,950	20,578	1,071,528	102.6	66.5	101.9	1,071,161	5,478	1,076,639	1,045,386	11,386	1,056,772	102.5	48.1	101.9	99.3	40.0	98.6	99.5	55.3	98.6
長崎県	1,481,952	40,530	1,522,482	1,496,986	34,942	1,531,928	99.0	116.0	99.4	1,464,797	16,844	1,481,641	1,478,492	11,698	1,490,190	99.1	144.0	99.4	98.8	41.6	97.3	98.8	33.5	97.3
熊本県	1,953,018	73,854	2,026,872	1,945,168	63,341	2,008,509	100.4	116.6	100.9	1,907,922	12,687	1,920,609	1,923,061	10,005	1,933,066	99.2	126.8	99.4						

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2023年度			2022年度			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	142,460,959	543,205	143,004,164	142,580,862	487,097	143,067,959	100.0	111.5	100.0	142,210,207	197,787	142,407,994	142,333,245	122,657	142,455,902
青森県	27,289,502	16,131	27,305,633	26,690,424	43,055	26,733,479	102.2	37.5	102.1	27,272,935	4,490	27,277,425	26,684,727	21,600	26,706,327
岩手県	28,052,378	28,337	28,080,715	28,706,203	62,812	28,769,015	97.7	45.1	97.6	28,042,760	3,298	28,046,058	28,700,958	22,327	28,723,285
宮城県	85,084,113	160,772	85,244,885	86,668,282	178,413	86,846,695	98.2	90.1	98.2	84,958,924	28,619	84,987,543	86,619,298	54,412	86,673,710
秋田県	22,257,371	37,608	22,294,979	22,468,897	19,804	22,484,701	99.1	189.9	99.1	22,238,381	2,210	22,240,591	22,442,144	5,304	22,447,448
山形県	26,386,858	23,017	26,409,875	25,435,154	17,518	25,452,672	103.7	131.4	103.8	26,377,113	9,133	26,386,244	25,420,546	8,364	25,428,910
福島県	68,297,268	342,139	68,639,407	62,590,115	469,391	63,059,512	109.1	72.9	108.8	68,247,170	24,553	68,271,723	62,553,392	110,426	62,663,818
茨城県	107,402,831	290,156	107,692,987	103,454,137	296,831	103,750,968	103.8	97.8	103.8	107,316,901	81,265	107,398,166	103,373,227	78,916	103,452,143
栃木県	63,370,394	357,613	63,728,007	64,382,630	59,454	64,442,084	98.4	60.5	98.9	63,336,084	23,798	63,359,882	64,031,709	22,306	64,054,015
群馬県	71,864,999	49,087	71,913,186	66,609,020	72,511	66,681,531	107.9	67.7	107.8	71,818,748	9,363	71,828,111	66,580,373	31,813	66,612,186
埼玉県	171,299,647	237,023	171,536,670	169,213,205	263,035	169,476,240	101.2	90.1	101.2	171,090,324	67,760	171,158,084	169,123,887	119,142	169,243,029
千葉県	165,323,900	328,987	165,652,887	162,176,640	593,024	162,769,664	101.9	55.5	101.8	164,909,612	97,599	165,007,210	162,034,135	304,688	162,338,823
東京都	1,526,098,698	10,609,214	1,536,707,912	1,478,284,640	8,524,373	1,486,809,013	103.2	124.5	103.4	1,526,377,613	5,371,459	1,531,749,072	1,476,794,773	2,992,906	1,476,794,773
神奈川県	322,145,927	1,117,017	323,262,944	303,536,712	918,104	304,454,817	106.1	121.7	106.2	322,638,537	308,397	322,946,935	303,853,558	250,593	304,104,151
新潟県	70,158,752	51,639	70,210,391	66,761,598	59,158	66,820,756	105.1	87.3	105.1	70,085,834	5,275	70,091,109	66,748,023	18,262	66,766,285
富山県	37,444,136	50,490	37,494,626	38,699,251	49,667	38,744,918	96.8	101.7	96.8	37,394,816	17,956	37,412,772	38,676,184	19,253	38,695,437
石川県	41,804,844	51,177	41,856,021	41,443,451	65,476	41,508,927	100.9	78.2	100.8	41,739,918	17,808	41,757,726	41,434,708	21,152	41,455,860
福井県	36,012,692	72,245	36,084,937	34,759,743	105,844	34,865,587	103.6	68.3	103.5	36,016,630	14,534	36,016,630	34,746,707	11,590	34,758,277
山梨県	29,250,625	60,434	29,311,059	29,824,633	52,826	29,877,459	98.1	114.4	98.1	29,226,732	16,755	29,243,487	29,803,801	11,444	29,815,245
長野県	65,888,829	37,283	65,926,112	67,349,586	91,560	67,441,146	97.8	40.7	97.8	65,851,876	7,782	65,859,658	67,321,565	35,180	67,356,745
岐阜県	57,667,171	103,556	57,770,727	57,045,369	94,011	57,139,380	101.1	110.2	101.1	57,573,261	33,244	57,606,505	57,003,602	20,603	57,024,205
静岡県	140,251,615	114,488	140,366,103	142,886,997	114,251	143,001,248	98.2	100.2	98.2	140,163,101	39,192	140,199,219	142,789,843	39,192	142,829,035
愛知県	393,951,612	673,202	394,624,817	397,461,388	716,289	398,177,677	99.1	94.0	99.1	394,296,348	160,605	394,456,953	398,580,721	203,388	398,784,109
三重県	67,822,939	47,949	67,870,888	66,051,335	53,831	66,105,166	102.7	89.1	102.7	67,806,432	21,664	67,828,096	66,030,876	28,511	66,059,387
滋賀県	53,467,765	61,713	53,529,478	54,206,277	64,067	54,270,344	98.6	96.3	98.6	53,447,010	14,717	53,461,727	54,183,671	22,386	54,206,057
京都府	100,663,874	1,166,276	101,830,150	101,054,902	1,039,993	102,094,896	99.6	112.1	99.7	100,976,736	104,351	101,081,087	101,844,571	134,785	101,319,356
大阪府	457,743,445	1,660,145	459,403,590	441,843,124	2,442,325	444,285,449	103.6	68.0	103.4	459,339,211	398,404	459,737,615	443,812,177	1,116,951	444,929,128
兵庫県	178,693,294	220,649	178,913,943	171,639,497	317,670	171,957,167	104.1	69.5	104.0	178,469,616	69,846	178,539,462	171,494,372	144,045	171,638,417
奈良県	21,828,191	134,630	21,962,731	22,834,229	168,992	23,003,221	95.6	79.7	95.5	21,821,687	3,270	21,824,967	22,803,763	36,417	22,840,180
和歌山県	19,988,301	13,424	20,001,725	22,243,474	11,297	22,254,771	89.9	118.8	89.9	19,982,873	4,657	19,987,530	22,235,561	4,547	22,240,108
鳥取県	13,279,584	36,436	13,316,020	13,495,051	10,960	13,506,011	98.4	332.4	98.6	13,265,580	10,275	13,275,855	13,466,519	1,804	13,468,323
島根県	21,650,786	28,376	21,679,162	18,613,884	29,574	18,643,458	116.3	95.9	116.3	21,641,151	4,403	21,645,554	18,609,616	4,668	18,614,284
岡山県	57,602,105	13,108	57,733,185	61,321,116	100,547	61,332,663	94.2	130.4	94.3	57,504,042	50,334	57,554,376	61,058,516	22,301	61,080,817
広島県	98,699,138	202,605	98,901,743	98,286,944	297,789	98,584,733	100.4	68.0	100.3	98,557,530	35,899	98,593,429	98,230,340	110,565	98,340,905
山口県	41,902,466	63,386	41,965,852	44,908,027	82,390	44,990,417	93.3	76.9	93.3	41,860,173	11,026	41,871,199	44,880,276	40,901	44,921,177
徳島県	23,495,296	54,267	23,549,563	22,014,794	60,873	22,075,667	106.7	89.1	106.7	23,485,221	24,930	23,510,151	21,980,300	2,576	21,982,876
香川県	31,642,080	85,961	31,728,041	31,893,748	122,282	32,016,030	99.2	70.3	99.1	31,603,867	16,925	31,620,792	31,816,797	71,416	31,888,213
愛媛県	46,485,783	124,033	46,609,816	42,881,180	133,599	42,944,779	108.4	160.7	108.5	46,255,426	46,193	46,301,619	42,968,716	17,919	42,986,227
高知県	14,059,376	124,033	14,183,769	15,065,667	52,907	15,118,574	93.3	234.4	93.8	14,046,848	33,601	14,080,444	14,971,757	6,477	14,978,234
福岡県	174,583,375	916,785	175,500,160	172,757,679	1,090,201	173,847,880	101.1	84.1	101.0	174,203,740	136,645	174,340,385	172,302,076	119,830	172,421,906
佐賀県	24,158,758	18,843	24,177,601	22,988,092	26,407	23,014,499	105.1	71.4	105.1	24,145,360	6,641	24,152,001	22,979,995	11,629	22,991,624
長崎県	27,580,598	43,066	27,623,663	27,706,801	14,360	27,721,161	99.5	299.9	99.6	27,538,962	5,167	27,544,129	27,670,521	4,979	27,675,500
熊本県	44,531,839	141,792	44,673,632	44,442,862	120,306	44,563,168	100.2	117.9	100.2	44,476,971	64,435	44,541,406	44,346,645	30,177	44,376,822
大分県	29,433,849	111,784	29,545,633	29,491,437	112,956	29,404,393	100.5	99.0	100.5	29,419,682	2,231	29,427,913	29,284,456	5,489	29,289,945
宮崎県	24,561,007	94,851	24,655,858	26,451,476	77,170	26,531,686	92.8	122.1	92.9	24,563,039	7,336	24,560,374	26,419,056	4,501	26,423,557
鹿児島県	34,172,425	56,511	34,228,937	34,315,280	55,927	34,371,207	99.6	101.0	99.6	34,127,218	24,087	34,151,305	34,289,542	16,656	34,306,198
沖縄県	34,635,298	124,452	34,759,750	32,102,012	102,147	32,204,159	107.9	121.8	107.9	34,747,748	28,132	34,775,880	31,872,163	44,147	31,916,310
合計	5,342,446,610	20,996,025	5,363,442,635	5,237,251,395	19,873,614	5,257,125,010	102.0	105.6	102.0	5,342,440,924	7,664,975	5,350,105,898	5,233,550,502	6,529,187	5,233,550,502

(単位…額：千円、前年比：％)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	177,545,294	0	176,093,857	100.8	0	100.8	177,545,294	0	176,093,857	100.8	0	100.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
青森県	27,214,101	0	27,672,613	98.3	0	98.3	27,214,101	0	27,672,613	98.3	0	98.3	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0	0.0
岩手県	22,703,791	0	24,537,826	92.5	0	92.5	22,703,791	0	24,537,826	92.5	0	92.5	92.5	0.0	92.5	100.0	0.0	100.0	0.0
宮城県	81,079,394	0	80,020,794	101.3	0	101.3	81,079,394	0	80,020,794	101.3	0	101.3	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0	0.0
秋田県	18,925,086	0	18,925,086	88.9	0	88.9	18,925,086	0	18,925,086	88.9	0	88.9	88.9	0.0	88.9	100.0	0.0	100.0	0.0
山形県	24,088,327	0	23,533,376	102.4	0	102.4	24,088,327	0	23,533,376	102.4	0	102.4	102.4	0.0	102.4	100.0	0.0	100.0	0.0
福島県	48,048,696	0	46,652,358	103.0	0	103.0	48,048,696	0	46,652,358	103.0	0	103.0	103.0	0.0	103.0	100.0	0.0	100.0	0.0
茨城県	89,349,949	0	91,135,145	98.0	0	98.0	89,349,949	0	91,135,145	98.0	0	98.0	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0	0.0
栃木県	41,196,082	0	41,841,517	98.5	0	98.5	41,196,082	0	41,841,517	98.5	0	98.5	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0	0.0
群馬県	51,559,039	0	51,146,504	100.8	0	100.8	51,559,039	0	51,146,504	100.8	0	100.8	100.8	0.0	100.8	100.0	0.0	100.0	0.0
埼玉県	143,983,334	0	143,012,945	100.7	0	100.7	143,983,334	0	143,012,945	100.7	0	100.7	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0	0.0
千葉県	643,525,913	0	682,670,752	94.3	0	94.3	643,525,913	0	682,670,752	94.3	0	94.3	94.3	0.0	94.3	100.0	0.0	100.0	0.0
東京都	1,816,256,532	0	1,912,477,963	95.0	0	95.0	1,816,256,532	0	1,912,477,963	95.0	0	95.0	95.0	0.0	95.0	100.0	0.0	100.0	0.0
神奈川県	435,065,935	0	436,988,405	99.6	0	99.6	435,065,935	0	436,988,405	99.6	0	99.6	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	0.0
新潟県	74,702,714	0	83,021,366	90.0	0	90.0	74,702,714	0	83,021,366	90.0	0	90.0	90.0	0.0	90.0	100.0	0.0	100.0	0.0
富山県	35,071,066	0	39,834,685	88.0	0	88.0	35,071,066	0	39,834,685	88.0	0	88.0	88.0	0.0	88.0	100.0	0.0	100.0	0.0
石川県	36,308,977	0	36,266,616	100.1	0	100.1	36,308,977	0	36,266,616	100.1	0	100.1	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	0.0
福井県	25,858,977	0	27,670,291	93.5	0	93.5	25,858,977	0	27,670,291	93.5	0	93.5	93.5	0.0	93.5	100.0	0.0	100.0	0.0
山梨県	10,019,101	0	12,088,420	82.9	0	82.9	10,019,101	0	12,088,420	82.9	0	82.9	82.9	0.0	82.9	100.0	0.0	100.0	0.0
長野県	37,691,774	0	36,545,279	103.1	0	103.1	37,691,774	0	36,545,279	103.1	0	103.1	103.1	0.0	103.1	100.0	0.0	100.0	0.0
岐阜県	58,294,774	0	56,287,385	103.6	0	103.6	58,294,774	0	56,287,385	103.6	0	103.6	103.6	0.0	103.6	100.0	0.0	100.0	0.0
静岡県	97,284,268	0	103,180,159	94.3	0	94.3	97,284,268	0	103,180,159	94.3	0	94.3	94.3	0.0	94.3	100.0	0.0	100.0	0.0
愛知県	318,669,778	0	296,387,683	107.5	0	107.5	318,669,778	0	296,387,683	107.5	0	107.5	107.5	0.0	107.5	100.0	0.0	100.0	0.0
三重県	81,634,791	0	81,634,791	107.6	0	107.6	81,634,791	0	81,634,791	107.6	0	107.6	107.6	0.0	107.6	100.0	0.0	100.0	0.0
滋賀県	26,021,846	0	26,206,518	99.3	0	99.3	26,021,846	0	26,206,518	99.3	0	99.3	99.3	0.0	99.3	100.0	0.0	100.0	0.0
京都府	40,502,826	0	42,710,750	94.8	0	94.8	40,502,826	0	42,710,750	94.8	0	94.8	94.8	0.0	94.8	100.0	0.0	100.0	0.0
大阪府	648,882,436	0	638,412,678	101.6	0	101.6	648,882,436	0	638,412,678	101.6	0	101.6	101.6	0.0	101.6	100.0	0.0	100.0	0.0
兵庫県	271,801,839	0	286,352,745	94.9	0	94.9	271,801,839	0	286,352,745	94.9	0	94.9	94.9	0.0	94.9	100.0	0.0	100.0	0.0
奈良県	17,488,559	0	17,848,233	98.0	0	98.0	17,488,559	0	17,848,233	98.0	0	98.0	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0	0.0
和歌山県	27,133,322	0	25,008,812	108.5	0	108.5	27,133,322	0	25,008,812	108.5	0	108.5	108.5	0.0	108.5	100.0	0.0	100.0	0.0
鳥取県	11,208,117	0	10,768,574	104.1	0	104.1	11,208,117	0	10,768,574	104.1	0	104.1	104.1	0.0	104.1	100.0	0.0	100.0	0.0
島根県	19,928,320	0	17,089,220	116.6	0	116.6	19,928,320	0	17,089,220	116.6	0	116.6	116.6	0.0	116.6	100.0	0.0	100.0	0.0
岡山県	85,568,920	0	94,667,229	90.4	0	90.4	85,568,920	0	94,667,229	90.4	0	90.4	90.4	0.0	90.4	100.0	0.0	100.0	0.0
広島県	50,420,329	0	68,801,286	73.3	0	73.3	50,420,329	0	68,801,286	73.3	0	73.3	73.3	0.0	73.3	100.0	0.0	100.0	0.0
山口県	66,895,234	0	70,257,419	95.2	0	95.2	66,895,234	0	70,257,419	95.2	0	95.2	95.2	0.0	95.2	100.0	0.0	100.0	0.0
徳島県	14,515,093	0	16,147,378	89.9	0	89.9	14,515,093	0	16,147,378	89.9	0	89.9	89.9	0.0	89.9	100.0	0.0	100.0	0.0
香川県	33,695,387	0	31,450,678	107.1	0	107.1	33,695,387	0	31,450,678	107.1	0	107.1	107.1	0.0	107.1	100.0	0.0	100.0	0.0
愛媛県	40,386,515	0	42,669,097	94.7	0	94.7	40,386,515	0	42,669,097	94.7	0	94.7	94.7	0.0	94.7	100.0	0.0	100.0	0.0
高知県	14,552,445	0	14,699,022	99.0	0	99.0	14,552,445	0	14,699,022	99.0	0	99.0	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0	0.0
福岡県	269,661,161	0	261,646,777	103.1	0	103.1	269,661,161	0	261,646,777	103.1	0	103.1	103.1	0.0	103.1	100.0	0.0	100.0	0.0
佐賀県	19,110,827	0	19,033,630	100.4	0	100.4	19,110,827	0	19,033,630	100.4	0	100.4	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	0.0
長崎県	37,295,349	0	39,145,350	95.3	0	95.3	37,295,349	0	39,145,350	95.3	0	95.3	95.3	0.0	95.3	100.0	0.0	100.0	0.0
熊本県	30,083,147	0	30,146,461	99.8	0	99.8	30,083,147	0	30,146,461	99.8	0	99.8	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0	0.0
大分県	47,520,300	0	47,245,190	100.6	0	100.6	47,520,300	0	47,245,190	100.6	0	100.6	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0	0.0
宮崎県	22,324,306	0	21,494,842	103.9	0	103.9	22,324,306	0	21,494,842	103.9	0	103.9	103.9	0.0	103.9	100.0	0.0	100.0	0.0
鹿児島県	37,110,768	0	36,368,914	102.0	0	102.0	37,110,768	0	36,368,914	102.0	0	102.0	102.0	0.0	102.0	100.0	0.0	100.0	0.0
沖縄県	34,966,701	0	30,742,432	113.7	0	113.7	34,966,701	0	30,742,432	113.7	0	113.7	113.7	0.0	113.7	100.0	0.0	100.0	0.0
合計	6,263,151,442	0	6,415,141,706	97.6	0	97.6	6,263,151,442	0	6,415,141,706	97.6	0	97.6	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	0.0

地方消費税（減速割）

地方行財政調査会

(単位…額：千円、前年比：％)

都道府県名	調定額 (2023年度)				調定額の前年比				収入額 (2023年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2023年度)				収入歩合 (2022年度)								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰
北海道	132,748,576	0	132,748,576	100.1	0.0	100.1	132,748,576	100.1	0.0	100.1	132,748,576	100.1	0.0	100.1	132,748,576	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
青森県	24,055,971	0	24,055,971	100.4	0.0	100.4	24,055,971	100.4	0.0	100.4	24,055,971	100.4	0.0	100.4	24,055,971	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	22,426,468	0	22,426,468	92.4	0.0	92.4	22,426,468	92.4	0.0	92.4	22,426,468	92.4	0.0	92.4	22,426,468	92.4	0.0	92.4	92.4	0.0	92.4	92.4	0.0	92.4	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	58,971,688	0	58,971,688	94.6	0.0	94.6	58,971,688	94.6	0.0	94.6	58,971,688	94.6	0.0	94.6	58,971,688	94.6	0.0	94.6	94.6	0.0	94.6	94.6	0.0	94.6	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	17,830,897	0	17,830,897	93.8	0.0	93.8	17,830,897	93.8	0.0	93.8	17,830,897	93.8	0.0	93.8	17,830,897	93.8	0.0	93.8	93.8	0.0	93.8	93.8	0.0	93.8	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山形県	22,679,031	0	22,679,031	100.7	0.0	100.7	22,679,031	100.7	0.0	100.7	22,679,031	100.7	0.0	100.7	22,679,031	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福島県	43,454,309	0	43,454,309	102.2	0.0	102.2	43,454,309	102.2	0.0	102.2	43,454,309	102.2	0.0	102.2	43,454,309	102.2	0.0	102.2	102.2	0.0	102.2	102.2	0.0	102.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	58,375,068	0	58,375,068	95.9	0.0	95.9	58,375,068	95.9	0.0	95.9	58,375,068	95.9	0.0	95.9	58,375,068	95.9	0.0	95.9	95.9	0.0	95.9	95.9	0.0	95.9	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	40,549,235	0	40,549,235	98.3	0.0	98.3	40,549,235	98.3	0.0	98.3	40,549,235	98.3	0.0	98.3	40,549,235	98.3	0.0	98.3	98.3	0.0	98.3	98.3	0.0	98.3	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	51,280,105	0	51,280,105	100.8	0.0	100.8	51,280,105	100.8	0.0	100.8	51,280,105	100.8	0.0	100.8	51,280,105	100.8	0.0	100.8	100.8	0.0	100.8	100.8	0.0	100.8	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	143,126,128	0	143,126,128	100.7	0.0	100.7	143,126,128	100.7	0.0	100.7	143,126,128	100.7	0.0	100.7	143,126,128	100.7	0.0	100.7	100.7	0.0	100.7	100.7	0.0	100.7	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	123,562,878	0	123,562,878	104.2	0.0	104.2	123,562,878	104.2	0.0	104.2	123,562,878	104.2	0.0	104.2	123,562,878	104.2	0.0	104.2	104.2	0.0	104.2	104.2	0.0	104.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東京都	1,543,703,186	0	1,543,703,186	94.1	0.0	94.1	1,543,703,186	94.1	0.0	94.1	1,543,703,186	94.1	0.0	94.1	1,543,703,186	94.1	0.0	94.1	94.1	0.0	94.1	94.1	0.0	94.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	185,074,438	0	185,074,438	106.5	0.0	106.5	185,074,438	106.5	0.0	106.5	185,074,438	106.5	0.0	106.5	185,074,438	106.5	0.0	106.5	106.5	0.0	106.5	106.5	0.0	106.5	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	55,506,185	0	55,506,185	92.8	0.0	92.8	55,506,185	92.8	0.0	92.8	55,506,185	92.8	0.0	92.8	55,506,185	92.8	0.0	92.8	92.8	0.0	92.8	92.8	0.0	92.8	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富山県	30,606,514	0	30,606,514	89.2	0.0	89.2	30,606,514	89.2	0.0	89.2	30,606,514	89.2	0.0	89.2	30,606,514	89.2	0.0	89.2	89.2	0.0	89.2	89.2	0.0	89.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石川県	32,762,888	0	32,762,888	100.4	0.0	100.4	32,762,888	100.4	0.0	100.4	32,762,888	100.4	0.0	100.4	32,762,888	100.4	0.0	100.4	100.4	0.0	100.4	100.4	0.0	100.4	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福井県	24,258,993	0	24,258,993	94.0	0.0	94.0	24,258,993	94.0	0.0	94.0	24,258,993	94.0	0.0	94.0	24,258,993	94.0	0.0	94.0	94.0	0.0	94.0	94.0	0.0	94.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	9,993,636	0	9,993,636	83.5	0.0	83.5	9,993,636	83.5	0.0	83.5	9,993,636	83.5	0.0	83.5	9,993,636	83.5	0.0	83.5	83.5	0.0	83.5	83.5	0.0	83.5	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長野県	37,298,152	0	37,298,152	103.2	0.0	103.2	37,298,152	103.2	0.0	103.2	37,298,152	103.2	0.0	103.2	37,298,152	103.2	0.0	103.2	103.2	0.0	103.2	103.2	0.0	103.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	58,007,796	0	58,007,796	103.6	0.0	103.6	58,007,796	103.6	0.0	103.6	58,007,796	103.6	0.0	103.6	58,007,796	103.6	0.0	103.6	103.6	0.0	103.6	103.6	0.0	103.6	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	71,427,747	0	71,427,747	95.1	0.0	95.1	71,427,747	95.1	0.0	95.1	71,427,747	95.1	0.0	95.1	71,427,747	95.1	0.0	95.1	95.1	0.0	95.1	95.1	0.0	95.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	147,642,861	0	147,642,861	110.1	0.0	110.1	147,642,861	110.1	0.0	110.1	147,642,861	110.1	0.0	110.1	147,642,861	110.1	0.0	110.1	110.1	0.0	110.1	110.1	0.0	110.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三重県	36,964,026	0	36,964,026	113.7	0.0	113.7	36,964,026	113.7	0.0	113.7	36,964,026	113.7	0.0	113.7	36,964,026	113.7	0.0	113.7	113.7	0.0	113.7	113.7	0.0	113.7	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	25,830,649	0	25,830,649	99.2	0.0	99.2	25,830,649	99.2	0.0	99.2	25,830,649	99.2	0.0	99.2	25,830,649	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
京都府	39,911,577	0	39,911,577	95.7	0.0	95.7	39,911,577	95.7	0.0	95.7	39,911,577	95.7	0.0	95.7	39,911,577	95.7	0.0	95.7	95.7	0.0	95.7	95.7	0.0	95.7	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	395,363,168	0	395,363,168	109.5	0.0	109.5	395,363,168	109.5	0.0	109.5	395,363,168	109.5	0.0	109.5	395,363,168	109.5	0.0	109.5	109.5	0.0	109.5	109.5	0.0	109.5	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	107,999,738	0	107,999,738	100.2	0.0	100.2	107,999,738	100.2	0.0	100.2	107,999,738	100.2	0.0	100.2	107,999,738	100.2	0.0	100.2	100.2	0.0	100.2	100.2	0.0	100.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	17,485,948	0	17,485,948	98.0	0.0	98.0	17,485,948	98.0	0.0	98.0	17,485,948	98.0	0.0	98.0	17,485,948	98.0	0.0	98.0	98.0	0.0	98.0	98.0	0.0	98.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	18,406,192	0	18,406,192	99.1	0.0	99.1	18,406,192	99.1	0.0	99.1	18,406,192	99.1	0.0	99.1	18,406,192	99.1	0.0	99.1	99.1	0.0	99.1	99.1	0.0	99.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	10,679,511	0	10,679,511	104.4	0.0	104.4	10,679,511	104.4	0.0	104.4	10,679,511	104.4	0.0	104.4	10,679,511	104.4	0.0	104.4	104.4	0.0	104.4	104.4	0.0	104.4	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
島根県	15,711,251	0	15,711,251	99.2	0.0	99.2	15,711,251	99.2	0.0	99.2	15,711,251	99.2	0.0	99.2	15,711,251	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	45,894,730	0	45,894,730	90.1	0.0	90.1	45,894,730	90.1	0.0	90.1	45,894,730	90.1	0.0	90.1	45,894,730	90.1	0.0	90.1	90.1	0.0	90.1	90.1	0.0	90.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
広島県	39,627,338	0	39,627,338	68.6	0.0	68.6	39,627,338	68.6	0.0	68.6	39,627,338	68.6	0.0	68.6	39,627,338	68.6	0.0	68.6	68.6	0.0	68.6	68.6	0.0	68.6	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山口県	29,849,145	0	29,849,145	95.7	0.0	95.7	29,849,145	95.7	0.0	95.7	29,849,145	95.7	0.0	95.7	29,849,145	95.7	0.0	95.7	95.7	0.0	95.7	95.7	0.0	95.7	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	11,616,723	0	11,616,723	100.3	0.0	100.3	11,616,723	100.3	0.0	100.3	11,616,723	100.3	0.0	100.3	11,616,723	100.3	0.0	100.3	100.3	0.0	100.3	100.3	0.0	100.3	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
香川県	26,761,052	0	26,761,052	99.2	0.0	99.2	26,761,052	99.2	0.0	99.2	26,761,052	99.2	0.0	99.2	26,761,052	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	24,069,177	0	24,069,177	100.1	0.0	100.1	24,069,177	100.1	0.0	100.1	24,069,177	100.1	0.0	100.1	24,069,177	100.1	0.0	100.1	100.1	0.0	100.1	100.1	0.0	100.1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
高知県	13,983,797	0	13,983,797	99.2	0.0	99.2	13,983,797	99.2	0.0	99.2	13,983,797	99.2	0.0	99.2	13,983,797	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	99.2	0.0	99.2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	144,678,555	0	144,678,555	98.3	0.0	98.3	144,678,555	98.3	0.0	98.3	144,678,555	98.3	0.0	98.3															

地方消費税（貨物税）

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	44,796,718	0	43,527,102	102.9	0	44,796,718	43,527,102	0	44,796,718	43,527,102	0	102.9	0	43,527,102	102.9	0	43,527,102	102.9	0
青森県	3,158,130	0	3,158,130	85.1	0	3,158,130	3,158,130	0	3,158,130	3,158,130	0	85.1	0	3,158,130	85.1	0	3,158,130	85.1	0
岩手県	277,323	0	277,323	108.5	0	277,323	277,323	0	277,323	277,323	0	108.5	0	277,323	108.5	0	277,323	108.5	0
宮城県	22,107,706	0	17,656,097	125.2	0	22,107,706	17,656,097	0	22,107,706	17,656,097	0	125.2	0	17,656,097	125.2	0	17,656,097	125.2	0
秋田県	1,094,189	0	2,290,449	47.8	0	1,094,189	2,290,449	0	1,094,189	2,290,449	0	47.8	0	2,290,449	47.8	0	2,290,449	47.8	0
山形県	1,409,297	0	1,409,297	139.5	0	1,409,297	1,409,297	0	1,409,297	1,409,297	0	139.5	0	1,409,297	139.5	0	1,409,297	139.5	0
福島県	4,594,387	0	4,126,536	111.3	0	4,594,387	4,126,536	0	4,594,387	4,126,536	0	111.3	0	4,126,536	111.3	0	4,126,536	111.3	0
茨城県	30,974,881	0	30,238,471	102.4	0	30,974,881	30,238,471	0	30,974,881	30,238,471	0	102.4	0	30,238,471	102.4	0	30,238,471	102.4	0
栃木県	646,847	0	600,624	107.7	0	646,847	600,624	0	646,847	600,624	0	107.7	0	600,624	107.7	0	600,624	107.7	0
群馬県	278,934	0	278,934	105.6	0	278,934	278,934	0	278,934	278,934	0	105.6	0	278,934	105.6	0	278,934	105.6	0
埼玉県	857,206	0	820,725	104.4	0	857,206	820,725	0	857,206	820,725	0	104.4	0	820,725	104.4	0	820,725	104.4	0
千葉県	519,963,035	0	564,081,603	92.2	0	519,963,035	564,081,603	0	519,963,035	564,081,603	0	92.2	0	564,081,603	92.2	0	564,081,603	92.2	0
東京都	272,553,346	0	272,553,346	100.2	0	272,553,346	272,553,346	0	272,553,346	272,553,346	0	100.2	0	272,553,346	100.2	0	272,553,346	100.2	0
神奈川県	249,991,497	0	263,203,451	95.0	0	249,991,497	263,203,451	0	249,991,497	263,203,451	0	95.0	0	263,203,451	95.0	0	263,203,451	95.0	0
新潟県	19,196,529	0	23,217,469	82.7	0	19,196,529	23,217,469	0	19,196,529	23,217,469	0	82.7	0	23,217,469	82.7	0	23,217,469	82.7	0
富山県	4,464,552	0	5,523,787	80.8	0	4,464,552	5,523,787	0	4,464,552	5,523,787	0	80.8	0	5,523,787	80.8	0	5,523,787	80.8	0
石川県	3,546,089	0	3,622,662	97.9	0	3,546,089	3,622,662	0	3,546,089	3,622,662	0	97.9	0	3,622,662	97.9	0	3,622,662	97.9	0
福井県	1,599,986	0	1,864,828	85.8	0	1,599,986	1,864,828	0	1,599,986	1,864,828	0	85.8	0	1,864,828	85.8	0	1,864,828	85.8	0
山梨県	25,465	0	120,417	21.1	0	25,465	120,417	0	25,465	120,417	0	21.1	0	120,417	21.1	0	120,417	21.1	0
長野県	393,622	0	386,935	101.7	0	393,622	386,935	0	393,622	386,935	0	101.7	0	386,935	101.7	0	386,935	101.7	0
岐阜県	286,978	0	306,882	93.5	0	286,978	306,882	0	286,978	306,882	0	93.5	0	306,882	93.5	0	306,882	93.5	0
静岡県	25,856,521	0	28,100,977	92.0	0	25,856,521	28,100,977	0	25,856,521	28,100,977	0	92.0	0	28,100,977	92.0	0	28,100,977	92.0	0
愛知県	171,026,917	0	162,296,669	105.4	0	171,026,917	162,296,669	0	171,026,917	162,296,669	0	105.4	0	162,296,669	105.4	0	162,296,669	105.4	0
三重県	44,670,765	0	43,352,715	103.0	0	44,670,765	43,352,715	0	44,670,765	43,352,715	0	103.0	0	43,352,715	103.0	0	43,352,715	103.0	0
滋賀県	191,197	0	174,680	109.5	0	191,197	174,680	0	191,197	174,680	0	109.5	0	174,680	109.5	0	174,680	109.5	0
京都府	591,249	0	984,404	60.1	0	591,249	984,404	0	591,249	984,404	0	60.1	0	984,404	60.1	0	984,404	60.1	0
大阪府	253,519,268	0	277,327,168	91.4	0	253,519,268	277,327,168	0	253,519,268	277,327,168	0	91.4	0	277,327,168	91.4	0	277,327,168	91.4	0
兵庫県	163,802,101	0	178,610,032	91.7	0	163,802,101	178,610,032	0	163,802,101	178,610,032	0	91.7	0	178,610,032	91.7	0	178,610,032	91.7	0
奈良県	2,611	0	3,552	73.5	0	2,611	3,552	0	2,611	3,552	0	73.5	0	3,552	73.5	0	3,552	73.5	0
和歌山県	8,727,130	0	6,433,438	135.7	0	8,727,130	6,433,438	0	8,727,130	6,433,438	0	135.7	0	6,433,438	135.7	0	6,433,438	135.7	0
鳥取県	528,606	0	538,772	98.1	0	528,606	538,772	0	528,606	538,772	0	98.1	0	538,772	98.1	0	538,772	98.1	0
島根県	4,217,069	0	1,252,143	336.8	0	4,217,069	1,252,143	0	4,217,069	1,252,143	0	336.8	0	1,252,143	336.8	0	1,252,143	336.8	0
岡山県	39,674,190	0	43,726,805	90.7	0	39,674,190	43,726,805	0	39,674,190	43,726,805	0	90.7	0	43,726,805	90.7	0	43,726,805	90.7	0
広島県	10,792,991	0	10,996,451	98.1	0	10,792,991	10,996,451	0	10,792,991	10,996,451	0	98.1	0	10,996,451	98.1	0	10,996,451	98.1	0
山口県	37,046,089	0	39,062,808	94.8	0	37,046,089	39,062,808	0	37,046,089	39,062,808	0	94.8	0	39,062,808	94.8	0	39,062,808	94.8	0
徳島県	2,898,370	0	4,567,169	63.5	0	2,898,370	4,567,169	0	2,898,370	4,567,169	0	63.5	0	4,567,169	63.5	0	4,567,169	63.5	0
香川県	6,934,335	0	4,482,541	154.7	0	6,934,335	4,482,541	0	6,934,335	4,482,541	0	154.7	0	4,482,541	154.7	0	4,482,541	154.7	0
愛媛県	16,317,331	0	16,288,370	100.2	0	16,317,331	16,288,370	0	16,317,331	16,288,370	0	100.2	0	16,288,370	100.2	0	16,288,370	100.2	0
高知県	568,648	0	724,253	78.5	0	568,648	724,253	0	568,648	724,253	0	78.5	0	724,253	78.5	0	724,253	78.5	0
福岡県	124,982,606	0	114,419,863	109.2	0	124,982,606	114,419,863	0	124,982,606	114,419,863	0	109.2	0	114,419,863	109.2	0	114,419,863	109.2	0
佐賀県	1,973,675	0	2,000,025	98.7	0	1,973,675	2,000,025	0	1,973,675	2,000,025	0	98.7	0	2,000,025	98.7	0	2,000,025	98.7	0
長崎県	12,447,613	0	15,478,413	80.4	0	12,447,613	15,478,413	0	12,447,613	15,478,413	0	80.4	0	15,478,413	80.4	0	15,478,413	80.4	0
熊本県	1,073,570	0	1,116,050	96.2	0	1,073,570	1,116,050	0	1,073,570	1,116,050	0	96.2	0	1,116,050	96.2	0	1,116,050	96.2	0
大分県	21,377,543	0	20,837,029	102.6	0	21,377,543	20,837,029	0	21,377,543	20,837,029	0	102.6	0	20,837,029	102.6	0	20,837,029	102.6	0
宮崎県	668,198	0	668,637	97.6	0	668,198	668,637	0	668,198	668,637	0	97.6	0	668,637	97.6	0	668,637	97.6	0
鹿児島県	6,873,628	0	6,651,108	103.3	0	6,873,628	6,651,108	0	6,873,628	6,651,108	0	103.3	0	6,651,108	103.3	0	6,651,108	103.3	0
沖縄県	4,597,828	0	3,660,989	125.6	0	4,597,828	3,660,989	0	4,597,828	3,660,989	0	125.6	0	3,660,989	125.6	0	3,660,989	125.6	0
合計	2,143,576,765	0	2,222,742,524	96.4	0	2,143,576,765	2,222,742,524	0	2,143,576,765	2,222,742,524	0	96.4	0	2,222,742,524	96.4	0	2,222,742,524	96.4	0

不動産取得税

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)			調定額の前年比			収入額(2023年度)			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)								
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計						
北海道	16,214,599	426,008	16,640,607	16,758,249	429,796	17,188,045	99.1	96.8	99.1	15,981,653	125,077	16,106,730	16,537,538	102,090	16,639,628	96.6	122.5	96.8	98.7	23.8	96.8			
青森県	1,833,100	11,365	1,844,465	1,849,867	13,769	1,863,636	99.1	82.5	99.0	1,822,723	6,988	1,829,711	1,843,364	8,135	1,851,499	98.9	85.9	98.8	61.5	99.2	99.6	99.3		
岩手県	3,103,547	38,579	3,142,126	2,854,613	34,268	2,888,881	108.7	112.6	108.8	3,082,607	18,609	3,101,216	2,830,151	12,814	2,842,965	108.9	145.2	109.1	48.2	98.7	99.1	37.4	98.4	
宮城県	7,710,101	83,115	7,793,216	7,468,109	77,609	7,545,718	103.2	107.1	103.3	7,686,706	36,736	7,723,442	7,397,226	11,397	7,408,623	103.9	322.3	104.2	99.7	44.2	99.1	99.1	14.7	98.2
秋田県	1,563,920	70,069	1,633,989	1,557,935	82,502	1,640,437	100.4	84.9	99.6	1,553,409	5,812	1,559,221	1,550,326	10,980	1,561,306	100.2	52.9	99.9	8.3	95.4	99.5	13.3	95.2	
山形県	1,921,322	36,878	1,958,200	2,061,833	29,414	2,091,247	93.2	125.4	93.6	1,913,352	4,053	1,917,405	2,041,164	8,313	2,049,477	93.7	48.8	93.6	11.0	97.9	99.0	28.3	98.0	
福島県	3,621,609	115,211	3,736,820	4,059,278	111,494	4,170,772	99.2	103.3	99.6	3,595,061	23,557	3,618,618	4,020,026	29,556	4,049,582	89.4	79.7	89.4	20.4	96.8	99.0	26.5	97.1	
茨城県	7,591,160	96,973	7,688,133	5,749,706	105,521	5,855,227	132.0	91.9	131.3	7,530,738	27,534	7,558,272	5,688,791	36,897	5,725,688	132.4	74.6	132.0	28.4	98.3	98.9	35.0	97.8	
栃木県	5,331,287	30,335	5,361,622	5,139,252	46,055	5,185,307	103.7	65.9	103.4	5,301,906	11,886	5,313,792	5,121,570	9,403	5,130,973	103.5	126.4	103.6	39.2	99.1	99.7	20.4	99.0	
群馬県	5,831,535	28,446	5,859,981	5,868,764	32,180	5,900,944	99.4	88.4	99.3	5,820,529	9,698	5,830,227	5,848,062	13,574	5,861,636	99.5	71.4	99.5	34.1	99.5	99.6	42.2	99.3	
埼玉県	22,030,431	171,280	22,201,711	20,610,338	190,218	20,800,556	106.9	90.0	106.7	21,744,173	59,117	21,803,290	20,369,586	45,679	20,415,265	106.7	129.1	106.8	34.5	98.2	98.8	24.0	98.1	
千葉県	21,867,454	311,434	22,178,888	19,800,230	251,551	20,051,781	110.4	123.8	110.6	21,570,188	81,712	21,651,900	19,407,995	79,268	19,487,263	111.1	103.1	111.1	26.2	97.6	98.0	31.5	97.2	
東京都	99,659,458	933,364	100,592,822	92,140,114	1,143,269	93,283,383	108.2	81.6	107.8	99,211,717	450,894	99,662,611	91,638,812	616,596	92,255,408	108.3	73.1	108.0	48.3	99.1	99.5	53.9	98.9	
神奈川県	32,335,748	648,014	32,983,762	30,359,331	580,203	30,939,534	106.5	111.7	106.6	31,554,621	155,683	31,710,304	29,519,288	164,710	29,683,999	106.9	94.5	106.8	24.0	96.1	97.2	28.4	95.9	
新潟県	4,877,890	94,006	4,971,896	4,552,896	109,685	4,662,581	107.1	85.7	106.6	4,842,916	8,753	4,851,669	4,530,563	17,199	4,547,762	106.9	50.9	106.7	9.3	97.6	99.5	15.7	97.5	
富山県	2,682,304	31,803	2,714,107	2,289,117	35,549	2,324,666	117.2	89.5	116.8	2,641,894	10,564	2,652,458	2,276,401	10,816	2,287,217	116.1	97.7	116.0	33.2	97.7	99.4	30.4	98.4	
石川県	2,660,236	167,659	2,827,895	3,407,772	87,853	3,495,625	78.1	190.8	80.9	2,642,798	24,413	2,667,211	3,301,200	11,349	3,312,549	80.1	215.1	80.5	94.3	96.9	99.5	39.9	94.8	
福井県	1,900,383	11,706	1,912,089	2,255,516	28,107	2,283,623	84.3	41.6	83.7	1,898,813	4,072	1,902,885	2,245,361	11,226	2,256,587	84.6	36.3	84.3	34.8	99.5	99.9	39.9	94.8	
山梨県	1,827,024	31,828	1,858,852	1,708,333	47,358	1,755,691	106.9	67.2	105.9	1,820,365	16,473	1,836,838	1,692,740	30,383	1,723,123	107.5	54.2	106.6	51.8	98.8	99.1	64.2	98.1	
長野県	5,114,907	58,482	5,173,389	4,944,694	84,141	5,028,835	103.4	69.5	102.9	5,087,505	21,629	5,109,134	4,916,229	37,248	4,953,477	103.5	58.1	103.1	37.0	98.8	99.4	44.3	98.5	
岐阜県	4,972,218	49,834	5,022,052	4,364,996	94,308	4,459,004	113.9	52.8	112.6	4,917,068	22,743	4,939,811	4,337,011	57,324	4,394,335	113.4	39.7	112.4	45.6	98.4	99.4	60.8	98.5	
静岡県	10,799,526	157,599	10,957,125	10,202,284	123,784	10,326,068	105.9	127.3	106.1	10,691,057	28,421	10,719,478	10,064,353	32,118	10,096,471	106.2	88.5	106.2	18.0	97.8	98.6	25.9	97.8	
愛知県	28,701,502	182,886	28,884,371	27,573,091	223,103	27,796,194	104.1	82.0	103.9	28,339,204	58,833	28,397,037	27,088,684	76,686	27,165,370	104.6	76.7	104.5	32.2	98.3	98.2	34.4	97.7	
三重県	6,306,548	26,644	6,333,192	3,918,769	29,842	3,948,611	160.9	89.3	160.4	6,284,726	12,253	6,296,979	3,891,168	13,515	3,904,683	161.5	90.7	161.3	46.0	99.4	99.3	45.3	98.9	
滋賀県	4,144,633	443,427	4,588,060	3,569,971	454,991	4,024,962	116.1	97.5	114.0	3,955,369	70,773	4,026,142	3,309,827	98,130	3,407,957	119.5	72.1	118.1	16.0	87.8	92.7	21.6	84.7	
京都府	10,481,387	283,748	10,765,135	9,566,823	373,290	9,940,113	109.6	76.0	108.3	10,205,779	65,901	10,271,680	9,386,175	163,816	9,549,991	108.7	40.2	107.6	23.2	95.4	98.1	43.9	96.1	
大阪府	37,817,865	1,402,927	39,220,852	37,497,625	1,404,670	38,702,295	100.9	99.9	100.8	36,750,913	496,789	37,247,702	36,338,886	572,757	36,911,643	101.1	86.7	100.9	35.4	95.0	96.9	40.8	94.9	
兵庫県	18,212,706	239,524	18,452,235	17,039,627	354,706	17,394,333	106.9	67.9	106.1	18,089,855	117,884	18,207,739	16,922,362	176,992	17,099,354	106.9	66.6	106.5	49.2	98.7	99.3	49.9	98.3	
奈良県	2,291,117	47,704	2,338,821	2,223,513	70,251	2,293,764	103.0	67.9	102.0	2,267,035	17,362	2,284,397	2,195,221	32,982	2,228,203	103.3	52.6	102.5	36.4	97.7	98.3	46.9	97.1	
和歌山県	1,901,004	41,452	1,942,456	1,935,395	65,063	2,000,458	98.2	63.7	97.1	1,866,468	9,721	1,876,189	1,913,580	30,703	1,944,283	97.5	31.7	96.5	23.5	96.6	98.9	47.2	97.2	
鳥取県	923,244	48,807	972,051	868,002	50,934	918,936	106.4	95.8	105.8	918,322	1,163	919,485	867,772	1,967	869,739	105.8	59.1	105.7	2.4	94.6	100.0	3.9	94.6	
島根県	1,196,690	18,327	1,215,017	1,253,185	16,075	1,269,260	95.5	114.0	95.7	1,188,952	3,217	1,192,169	1,235,188	3,664	1,238,852	96.3	87.8	96.2	17.6	98.1	98.6	22.8	97.6	
岡山県	4,684,436	42,851	4,727,287	4,492,486	82,902	4,575,388	104.3	51.7	103.3	4,641,100	15,814	4,656,914	4,471,372	37,508	4,508,880	103.8	42.2	103.3	36.9	98.5	99.5	45.2	98.5	
広島県	7,768,464	402,282	8,170,746	6,684,979	363,101	7,047,680	99.5	110.8	90.3	7,429,065	94,983	7,524,048	8,328,123	101,628	8,429,751	89.2	93.5	89.3	23.6	92.1	95.9	28.0	93.2	
山口県	2,646,119	29,870	2,675,989	2,700,033	48,126	2,748,159	98.0	62.1	97.4	2,631,475	14,172	2,645,647	2,683,266	19,999	2,703,265	98.1	70.9	97.9	47.4	98.9	99.4	41.6	98.4	
徳島県	1,631,413	15,756	1,647,169	1,681,428	16,593	1,698,021	97.0	95.0	97.0	1,623,343	1,438	1,624,781	1,673,655	3,875	1,677,530	97.0	37.1	96.9	9.1	98.6	99.5	23.4	98.8	
香川県	2,258,909	34,914	2,293,823	1,836,356	36,210	1,872,566	123.0	96.4	122.5	2,235,198	16,248	2,251,446	1,815,897	9,039	1,824,936	123.1	179.8	123.4	46.5	98.2	98.9	25.0	97.5	
愛媛県	3,753,552	23,492	3,777,044	2,684,629	30,649	2,715,278	139.8	76.6	139.1	3,720,666	12,452	3,733,118	2,664,564	16,215	2,680,779	139.6	76.8	139.3	53.0	98.8	99.3	52.9	98.7	
高知県	1,110,281	3,038	1,113,319	1,092,059	3,582	1,095,641	101.7	84.8	101.6	1,102,546	1,719	1,104,265	1,084,474	1,151	1,090,625	101.2	149.3	101.3	99.3	98.2	99.3	32.1	99.5	
福岡県	19,333,737	260,337	19,594,074	19,227,150	331,570	19,558,720	100.6	78.5	100.2	19,041,958	130,388	19,172,346	18,969,991	143,260	19,113,251	100.4	91.0	100.3	50.1	97.8	98.7	43.2	97.7	
佐賀県																								

香川県 香川県 香川県

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)		
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰
北海道	7,779,675	7,749,535	0	100.4	100.4	0.0	7,779,675	7,749,535	0	100.4	100.4	0.0	7,749,535	100.4	0.0	100.0	100.0	0.0
青森県	1,778,854	1,783,943	0	99.7	99.7	0.0	1,778,854	1,783,943	0	99.7	99.7	0.0	1,783,943	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0
岩手県	1,514,462	1,522,735	0	99.5	99.5	0.0	1,514,462	1,522,735	0	99.5	99.5	0.0	1,522,735	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0
宮城県	3,018,705	2,998,577	0	100.7	100.7	0.0	3,018,705	2,998,577	0	100.7	100.7	0.0	2,998,577	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0
秋田県	1,175,687	1,184,575	0	99.2	99.2	0.0	1,175,687	1,184,575	0	99.2	99.2	0.0	1,184,575	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0
山形県	1,187,477	1,185,769	0	100.1	100.1	0.0	1,187,477	1,185,769	0	100.1	100.1	0.0	1,185,769	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0
福島県	2,573,219	2,589,585	0	99.4	99.4	0.0	2,573,219	2,589,585	0	99.4	99.4	0.0	2,589,585	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0
茨城県	3,816,998	3,775,981	0	101.1	101.1	0.0	3,816,998	3,775,981	0	101.1	101.1	0.0	3,775,981	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0
栃木県	2,456,558	2,462,004	0	99.8	99.8	0.0	2,456,558	2,462,004	0	99.8	99.8	0.0	2,462,004	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0
群馬県	2,371,983	2,356,484	0	100.7	100.7	0.0	2,371,983	2,356,484	0	100.7	100.7	0.0	2,356,484	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0
埼玉県	8,280,142	8,280,142	0	100.7	100.7	0.0	8,280,142	8,280,142	0	100.7	100.7	0.0	8,280,142	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0
千葉県	7,279,550	7,274,513	5	100.7	100.7	0.0	7,279,550	7,274,513	5	100.7	100.7	0.0	7,274,513	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0
東京都	17,506,756	17,017,026	6,057	102.8	102.9	0.3	17,506,756	17,017,026	6,057	102.8	102.9	0.5	17,017,026	102.9	0.5	102.8	100.0	0.0
神奈川県	9,824,145	9,826,851	0	100.0	100.0	0.0	9,824,145	9,826,851	0	100.0	100.0	0.0	9,826,851	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
新潟県	2,488,574	2,487,279	0	100.1	100.1	0.0	2,488,574	2,487,279	0	100.1	100.1	0.0	2,487,279	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0
富山県	1,157,717	1,155,509	0	100.2	100.2	0.0	1,157,717	1,155,509	0	100.2	100.2	0.0	1,155,509	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0
石川県	1,301,380	1,300,705	0	100.1	100.1	0.0	1,301,380	1,300,705	0	100.1	100.1	0.0	1,300,705	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0
福井県	879,445	892,319	9	98.6	98.6	0.0	879,445	892,319	9	98.6	98.6	0.0	892,319	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0
山梨県	1,045,907	1,039,104	7	100.7	100.7	0.0	1,045,907	1,039,104	7	100.7	100.7	0.0	1,039,104	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0
長野県	2,237,853	2,216,535	0	101.0	101.0	0.0	2,237,853	2,216,535	0	101.0	101.0	0.0	2,216,535	101.0	0.0	101.0	100.0	0.0
岐阜県	2,118,926	2,113,644	0	100.2	100.2	0.0	2,118,926	2,113,644	0	100.2	100.2	0.0	2,113,644	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0
静岡県	4,148,351	4,149,514	0	100.0	100.0	0.0	4,148,351	4,149,514	0	100.0	100.0	0.0	4,149,514	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
愛知県	8,453,027	8,455,529	0	100.0	100.0	0.0	8,453,027	8,455,529	0	100.0	100.0	0.0	8,455,529	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
三重県	2,056,932	2,075,939	99.1	99.1	99.1	0.0	2,056,932	2,075,939	99.1	99.1	99.1	0.0	2,075,939	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0
滋賀県	1,539,848	1,540,009	0	100.0	100.0	0.0	1,539,848	1,540,009	0	100.0	100.0	0.0	1,540,009	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
京都府	2,668,305	2,659,851	30	100.3	100.3	0.0	2,668,305	2,659,851	30	100.3	100.3	0.0	2,659,851	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0
大阪府	11,925,570	11,723,626	301	101.7	101.7	0.0	11,925,570	11,723,626	301	101.7	101.7	0.0	11,723,626	101.7	0.0	101.7	100.0	0.0
兵庫県	5,708,578	5,696,901	22	100.0	100.0	0.0	5,708,578	5,696,901	22	100.0	100.0	0.0	5,696,901	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
奈良県	1,268,727	1,264,322	0	100.3	100.3	0.0	1,268,727	1,264,322	0	100.3	100.3	0.0	1,264,322	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0
和歌山県	1,140,217	1,142,787	0	99.8	99.8	0.0	1,140,217	1,142,787	0	99.8	99.8	0.0	1,142,787	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0
鳥取県	619,299	621,847	0	99.6	99.6	0.0	619,299	621,847	0	99.6	99.6	0.0	621,847	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0
島根県	680,009	681,412	6	99.8	99.8	0.0	680,009	681,412	6	99.8	99.8	0.0	681,412	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0
岡山県	2,160,027	2,146,864	102	100.6	100.6	0.0	2,160,027	2,146,864	102	100.6	100.6	0.0	2,146,864	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0
広島県	3,082,523	3,084,114	112	99.9	99.9	0.0	3,082,523	3,084,114	112	99.9	99.9	0.0	3,084,114	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0
山口県	1,505,130	1,511,487	0	99.6	99.6	0.0	1,505,130	1,511,487	0	99.6	99.6	0.0	1,511,487	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0
徳島県	841,239	844,914	0	99.6	99.6	0.0	841,239	844,914	0	99.6	99.6	0.0	844,914	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0
香川県	1,115,323	1,109,129	0	100.6	100.6	0.0	1,115,323	1,109,129	0	100.6	100.6	0.0	1,109,129	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0
愛媛県	1,528,917	1,528,330	28	100.0	100.0	0.0	1,528,917	1,528,330	28	100.0	100.0	0.0	1,528,330	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
高知県	867,183	872,348	0	99.4	99.4	0.0	867,183	872,348	0	99.4	99.4	0.0	872,348	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0
福岡県	6,703,753	6,610,695	22	101.4	101.4	0.0	6,703,753	6,610,695	22	101.4	101.4	0.0	6,610,695	101.4	0.0	101.4	100.0	0.0
佐賀県	1,081,588	1,080,811	0	100.1	100.1	0.0	1,081,588	1,080,811	0	100.1	100.1	0.0	1,080,811	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0
長崎県	1,620,618	1,624,719	0	99.7	99.7	0.0	1,620,618	1,624,719	0	99.7	99.7	0.0	1,624,719	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0
熊本県	2,186,032	2,157,674	0	101.3	101.3	0.0	2,186,032	2,157,674	0	101.3	101.3	0.0	2,157,674	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0
大分県	1,393,010	1,390,868	0	100.2	100.2	0.0	1,393,010	1,390,868	0	100.2	100.2	0.0	1,390,868	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0
宮崎県	1,388,037	1,374,467	0	101.0	101.0	0.0	1,388,037	1,374,467	0	101.0	101.0	0.0	1,374,467	101.0	0.0	101.0	100.0	0.0
鹿児島県	1,932,369	1,916,907	0	100.8	100.8	0.0	1,932,369	1,916,907	0	100.8	100.8	0.0	1,916,907	100.8	0.0	100.8	100.0	0.0
沖縄県	2,053,698	1,995,445	10	102.9	102.9	0.0	2,053,698	1,995,445	10	102.9	102.9	0.0	1,995,445	102.9	0.0	102.9	100.0	0.0
合計	151,462,273	150,412,349	6,873	100.7	100.7	7.5	151,462,273	150,412,349	6,873	100.7	100.7	0.5	150,412,349	100.7	0.5	100.7	100.0	0.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)		
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰
北海道	1,564,584	1,569,389	4,805	105.2	105.1	88.2	1,564,584	1,564,584	0	105.1	105.2	105.2	1,487,877	1,488,540	643	100.0	100.0	100.0
青森県	141,151	146,055	0	96.9	0	96.9	141,515	146,055	0	96.9	96.9	96.9	146,055	146,055	0	100.0	100.0	100.0
岩手県	273,526	273,526	0	99.2	0	99.2	273,526	273,526	0	99.2	99.2	99.2	275,821	275,821	0	100.0	100.0	100.0
宮城県	699,157	705,956	1,960	99.0	0	99.3	697,853	703,996	1,960	99.3	99.3	99.3	703,996	703,996	0	100.0	100.0	100.0
秋田県	139,246	139,246	0	89.7	0	89.7	139,246	139,246	0	89.7	89.7	89.7	155,243	155,243	0	100.0	100.0	100.0
山形県	108,695	108,695	0	95.1	0	95.1	108,695	108,695	0	95.1	95.1	95.1	114,285	114,285	0	100.0	100.0	100.0
福島県	530,597	538,470	7,893	98.3	100.0	98.3	530,597	539,904	26	98.3	98.3	98.3	539,904	539,904	0	100.0	100.0	100.0
茨城県	2,640,931	2,642,150	1,218	97.5	100.1	97.5	2,640,931	2,709,606	5	97.5	97.5	97.5	2,709,606	2,709,606	0	100.0	100.0	100.0
栃木県	2,216,253	2,227,310	1,057	96.2	159.0	96.4	2,214,958	2,300,498	85	96.4	96.4	96.3	2,300,498	2,300,498	0	100.0	100.0	100.0
群馬県	1,084,167	1,122,963	0	96.5	0	96.5	1,084,167	1,122,963	0	96.5	96.5	96.5	1,122,963	1,122,963	0	100.0	100.0	100.0
埼玉県	2,213,236	2,260,996	0	97.9	0	97.9	2,213,236	2,260,996	0	97.9	97.9	97.9	2,260,996	2,260,996	0	100.0	100.0	100.0
千葉県	4,362,721	4,442,433	0	98.2	4.3	98.2	4,362,721	4,442,433	0	98.2	98.2	98.2	4,442,433	4,442,433	0	100.0	100.0	100.0
東京都	654,650	654,650	0	98.7	0	98.7	654,650	663,036	8,386	98.7	98.7	98.7	663,036	663,036	0	100.0	100.0	100.0
神奈川県	1,611,855	1,619,865	8,010	99.5	0	99.5	1,611,855	1,619,865	8,010	99.5	99.5	99.5	1,619,865	1,619,865	0	100.0	100.0	100.0
新潟県	472,452	477,906	5,454	97.5	100.0	97.5	472,452	484,563	12,111	97.5	97.5	97.5	484,563	484,563	0	100.0	100.0	100.0
富山県	276,502	278,375	0	99.3	0	99.3	276,502	278,375	0	99.3	99.3	99.3	278,375	278,375	0	100.0	100.0	100.0
石川県	501,154	502,742	1,588	93.0	75.9	92.9	499,033	500,621	1,588	92.9	92.9	92.9	500,621	500,621	0	100.0	100.0	100.0
福井県	222,840	242,066	0	92.1	0	92.1	222,840	242,066	0	92.1	92.1	92.1	242,066	242,066	0	100.0	100.0	100.0
山梨県	796,626	810,920	0	98.2	0	98.2	796,626	810,920	0	98.2	98.2	98.2	810,920	810,920	0	100.0	100.0	100.0
長野県	810,263	820,219	0	98.8	0	98.8	810,263	820,219	0	98.8	98.8	98.8	820,219	820,219	0	100.0	100.0	100.0
岐阜県	1,616,631	1,645,875	6,350	98.6	1.1	98.2	1,616,631	1,639,525	6,282	98.6	98.6	98.6	1,639,525	1,645,875	6,282	100.0	100.0	100.0
静岡県	2,467,160	2,540,303	0	97.1	0	97.1	2,467,160	2,540,303	0	97.1	97.1	97.1	2,540,303	2,540,303	0	100.0	100.0	100.0
愛知県	1,411,268	1,450,192	0	97.3	0	97.3	1,409,092	1,450,192	0	97.3	97.3	97.3	1,450,192	1,450,192	0	100.0	100.0	100.0
三重県	1,658,105	1,725,341	13,468	96.9	37.6	96.4	1,658,105	1,711,874	5,066	96.4	96.4	96.4	1,711,874	1,725,341	13,468	100.0	100.0	100.0
滋賀県	1,048,536	1,067,861	2,328	98.4	0	98.2	1,048,536	1,065,533	2,328	98.2	98.2	98.2	1,065,533	1,067,861	2,328	100.0	100.0	100.0
京都府	769,528	769,528	0	100.6	0	100.6	769,528	764,871	0	100.6	100.6	100.6	764,871	764,871	0	100.0	100.0	100.0
大阪府	1,423,431	1,430,367	0	99.5	0	99.5	1,423,431	1,430,367	0	99.5	99.5	99.5	1,430,367	1,430,367	0	100.0	100.0	100.0
兵庫県	3,522,981	3,596,809	6,475	98.1	0	97.9	3,522,981	3,596,809	6,475	97.9	97.9	97.9	3,596,809	3,596,809	0	100.0	100.0	100.0
奈良県	852,257	877,284	8,000	98.0	31.3	97.4	852,257	869,284	2,500	97.4	97.4	97.4	869,284	877,284	8,000	100.0	100.0	100.0
和歌山県	306,159	322,140	0	95.0	0	95.0	306,159	322,140	0	95.0	95.0	95.0	322,140	322,140	0	100.0	100.0	100.0
鳥取県	97,965	108,267	1,437	90.6	0	90.6	97,965	108,267	1,437	90.6	90.6	90.6	108,267	108,267	0	100.0	100.0	100.0
島根県	91,797	97,254	0	94.4	0	94.4	91,797	97,254	0	94.4	94.4	94.4	97,254	97,254	0	100.0	100.0	100.0
岡山県	641,325	662,286	0	96.9	0	96.9	641,325	662,286	0	96.9	96.9	96.9	662,286	662,286	0	100.0	100.0	100.0
広島県	762,411	715,755	1,421	106.3	4.9	106.3	762,411	715,755	1,421	106.3	106.3	106.3	715,755	715,755	0	100.0	100.0	100.0
山口県	460,716	470,686	0	97.9	0	97.9	460,716	470,686	0	97.9	97.9	97.9	470,686	470,686	0	100.0	100.0	100.0
徳島県	239,692	245,439	0	97.7	0	97.7	239,692	245,439	0	97.7	97.7	97.7	245,439	245,439	0	100.0	100.0	100.0
香川県	343,570	338,277	0	101.6	0	101.6	343,570	338,277	0	101.6	101.6	101.6	338,277	338,277	0	100.0	100.0	100.0
愛媛県	349,742	353,450	0	99.0	0	99.0	349,742	353,450	0	99.0	99.0	99.0	353,450	353,450	0	100.0	100.0	100.0
高知県	226,739	233,081	0	97.3	0	97.3	226,739	233,081	0	97.3	97.3	97.3	233,081	233,081	0	100.0	100.0	100.0
福岡県	1,068,286	1,077,838	9,552	97.9	66.7	97.5	1,068,286	1,091,474	4,776	97.5	97.5	97.5	1,091,474	1,096,250	4,776	100.0	100.0	100.0
佐賀県	303,825	298,976	0	101.6	0	101.6	303,825	298,976	0	101.6	101.6	101.6	298,976	298,976	0	100.0	100.0	100.0
長崎県	306,495	313,726	0	97.7	0	97.7	306,495	313,726	0	97.7	97.7	97.7	313,726	313,726	0	100.0	100.0	100.0
熊本県	627,953	620,704	6,468	101.2	0	100.1	627,953	620,704	6,468	100.1	100.1	100.1	620,704	627,953	6,468	100.0	100.0	100.0
大分県	340,895	340,895	0	102.3	0	102.3	340,895	340,895	0	102.3	102.3	102.3	340,895	340,895	0	100.0	100.0	100.0
宮崎県	396,827	398,207	0	99.7	0	99.7	396,827	398,207	0	99.7	99.7	99.7	398,207	398,207	0	100.0	100.0	100.0
鹿児島県	407,965	403,024	0	101.2	0	101.2	407,965	403,024	0	101.2	101.2	101.2	403,024	403,024	0	100.0	100.0	100.0
沖縄県	881,547	878,220	0	100.4	0	100.4	881,547	878,220	0	100.4	100.4	100.4	878,220	878,220	0	100.0	100.0	100.0
合計	43,944,776	44,001,838	57,062	98.4	63.9	98.3	43,932,907	44,662,123	18,304	98.3	98.3	98.3	44,662,123	44,706,440	44,317	100.0	100.0	99.9

醤油引取税

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)			調定額の前年比			収入額(2023年度)			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	54,844,057	1,073,441	55,917,498	56,619,813	2,128,116	58,747,929	96.9	50.4	95.2	53,318,993	1,073,441	54,392,434	55,546,372	2,128,116	57,674,488	97.3	98.1	100.0	98.2
青森県	12,567,845	0	12,567,845	13,228,347	0	13,228,347	95.0	0.0	95.0	12,567,316	0	12,567,316	13,228,347	0	13,228,347	100.0	0.0	100.0	0.0
岩手県	13,087,998	430,411	13,518,409	13,749,948	259,530	14,009,478	95.2	165.8	96.5	12,675,747	430,411	13,106,158	13,319,538	259,530	13,579,068	95.2	165.8	96.5	96.9
宮城県	23,262,637	0	23,262,637	24,041,244	0	24,041,244	96.8	0.0	96.8	23,262,256	0	23,262,256	24,041,244	0	24,041,244	100.0	0.0	100.0	0.0
秋田県	8,748,492	235,564	8,984,056	9,349,153	314	9,349,467	93.6	75020.4	96.1	8,570,218	235,249	8,805,467	9,113,903	0	9,113,903	94.0	0.0	96.6	97.5
山形県	8,621,081	0	8,621,081	9,128,669	0	9,128,669	94.0	0.0	94.4	8,621,024	0	8,621,024	9,128,669	0	9,128,669	100.0	0.0	100.0	0.0
福島県	21,998,916	105,287	22,104,203	23,165,029	3,318	23,168,347	95.0	3173.2	95.4	21,569,742	105,287	21,675,030	23,059,742	3,318	23,063,060	94.3	3173.2	94.0	99.5
茨城県	32,299,145	89,729	32,388,874	32,669,584	102,395	32,771,979	98.9	87.6	98.8	32,230,231	89,729	32,319,960	32,641,203	41,046	32,682,249	98.7	218.6	98.9	99.7
栃木県	20,741,342	0	20,741,342	21,319,011	3,012	21,322,023	97.3	0.0	97.3	20,741,342	0	20,741,342	21,319,061	2,500	21,321,561	97.3	0.0	97.3	83.0
群馬県	17,017,406	440,356	17,457,762	17,074,134	0	17,074,134	99.7	0.0	102.2	16,560,845	440,356	17,001,201	16,633,777	0	16,633,777	99.6	0.0	102.2	97.4
埼玉県	51,572,664	457,153	52,029,817	51,226,750	259,332	51,486,082	100.7	176.3	101.1	51,269,049	457,153	51,726,202	50,769,597	259,332	51,028,929	101.0	176.3	101.4	99.1
千葉県	39,562,100	43	39,562,144	39,514,461	343	39,514,804	100.1	12.6	100.1	39,531,509	43	39,531,552	39,514,461	300	39,514,761	100.0	14.4	100.0	87.5
東京都	36,984,141	1,240,718	38,224,859	36,733,376	1,242,258	37,975,634	100.7	99.9	100.7	35,725,276	1,240,718	36,965,994	35,492,658	1,242,258	36,734,916	100.7	99.9	100.6	96.7
神奈川県	39,789,363	1,538,944	41,328,307	39,397,684	1,564,002	40,961,687	101.0	98.4	100.9	38,209,233	1,538,935	39,748,169	37,858,740	1,564,002	39,422,743	100.9	98.4	100.8	96.2
新潟県	21,307,971	57,079	21,365,050	21,868,131	44,144	21,912,275	97.4	129.3	97.5	21,220,023	57,079	21,277,102	21,811,052	44,144	21,855,196	97.3	129.3	97.4	99.6
富山県	10,412,401	369,407	10,781,808	10,629,361	408,176	11,037,537	98.0	90.5	97.7	9,999,110	369,407	10,368,517	10,259,954	408,176	10,668,130	97.5	90.5	97.2	96.5
石川県	9,745,874	72,009	9,817,883	9,737,158	77,059	9,814,217	100.1	93.4	100.0	9,673,488	72,009	9,745,497	9,665,149	77,059	9,742,208	100.1	93.4	100.0	96.2
福井県	7,131,548	37,198	7,168,746	7,505,601	407	7,506,008	95.0	9139.6	95.5	7,073,706	1,635	7,075,341	7,468,810	407	7,468,810	94.7	0.0	94.7	99.5
山梨県	6,899,963	0	6,899,963	6,991,740	0	6,991,740	98.7	0.0	98.7	6,899,963	0	6,899,963	6,991,740	0	6,991,740	98.7	0.0	98.7	99.5
長野県	17,220,640	0	17,220,640	17,513,477	0	17,513,477	98.3	0.0	98.3	17,220,640	0	17,220,640	17,513,477	0	17,513,477	98.3	0.0	98.3	100.0
岐阜県	16,549,493	374,170	16,923,663	16,812,765	382,244	17,195,009	98.4	97.9	98.4	16,188,794	374,170	16,562,964	16,438,595	382,244	16,820,839	98.5	97.9	98.5	97.8
静岡県	37,291,419	0	37,291,419	37,588,127	0	37,588,127	99.2	0.0	99.2	37,291,419	0	37,291,419	37,588,127	0	37,588,127	99.2	0.0	99.2	100.0
愛知県	59,070,200	1,146,637	60,216,837	58,541,369	1,242,521	59,783,890	100.9	92.3	100.7	57,927,630	1,143,171	59,074,801	57,398,476	1,222,410	58,620,886	100.9	93.5	100.8	98.1
三重県	20,673,043	364,480	21,037,523	20,935,171	385,352	21,320,523	98.7	94.6	98.7	20,408,600	285,059	20,693,659	20,651,021	305,022	20,956,043	98.8	93.5	98.7	98.2
滋賀県	12,697,749	441,001	13,138,750	12,768,658	418,976	13,187,634	99.4	105.3	99.6	12,655,624	423,727	13,079,351	12,348,420	398,214	12,746,634	102.5	106.4	102.6	96.1
京都府	14,448,910	240,672	14,689,582	14,476,196	285,646	14,761,842	99.8	84.3	99.5	14,231,289	233,104	14,464,393	14,250,090	271,079	14,521,169	99.9	86.0	99.6	98.5
大阪府	47,194,086	336,232	47,530,318	46,507,319	330,043	46,837,362	101.5	101.9	101.5	47,001,251	191,193	47,192,444	46,307,644	188,130	46,495,774	101.5	101.6	101.5	99.6
兵庫県	38,376,655	529	38,377,184	38,698,153	1,191	38,699,344	99.2	42.7	99.2	38,251,517	509	38,252,026	38,697,645	339	38,698,984	98.8	150.1	98.8	99.7
奈良県	6,560,761	272,220	6,832,981	6,566,973	271,184	6,838,157	99.9	100.4	99.9	6,493,044	68,410	6,561,454	6,503,633	62,304	6,565,937	99.8	109.8	99.9	25.1
和歌山県	5,750,017	55,403	5,805,420	6,431,488	56,015	6,487,503	89.4	98.9	89.5	5,735,716	14,171	5,749,887	6,419,031	13,069	6,432,100	89.4	108.4	89.4	25.6
鳥取県	4,534,271	0	4,534,271	4,643,174	0	4,643,174	97.7	0.0	97.7	4,522,586	0	4,522,586	4,643,174	0	4,643,174	97.4	0.0	97.4	100.0
島根県	4,909,342	0	4,909,342	4,974,848	0	4,974,848	98.7	0.0	98.7	4,909,342	0	4,909,342	4,974,848	0	4,974,848	98.7	0.0	98.7	100.0
岡山県	19,371,620	332,494	19,704,114	19,346,186	320,694	19,666,880	100.1	103.7	100.2	19,057,490	332,494	19,389,984	19,013,692	320,694	19,334,386	100.2	103.7	100.3	98.4
広島県	22,446,000	531,795	22,977,795	22,806,955	582,234	23,389,189	98.4	91.3	98.2	22,408,759	524,933	22,933,693	22,282,191	575,202	22,857,393	98.2	91.3	98.0	97.5
山口県	12,595,315	273,776	12,869,091	12,942,467	264,628	13,207,095	97.3	103.5	97.4	12,337,150	273,776	12,610,926	12,668,691	264,628	12,933,319	97.4	103.5	97.5	98.0
徳島県	5,455,846	2,606	5,458,452	5,431,755	4,824	5,436,579	100.4	54.0	100.4	5,453,494	2,606	5,456,100	5,429,149	4,824	5,433,973	100.4	54.0	100.4	100.0
香川県	9,126,104	2,011	9,128,115	9,261,039	1,137	9,262,176	98.5	176.9	98.6	9,112,643	2,011	9,114,654	9,259,028	1,137	9,260,165	98.4	176.9	98.4	99.9
愛媛県	9,743,491	38,384	9,781,875	9,945,449	0	9,945,449	98.0	0.0	98.4	9,743,491	38,384	9,781,875	9,907,065	0	9,907,065	98.3	0.0	98.7	100.0
高知県	4,600,508	19,839	4,620,347	4,315,835	19,286	4,335,121	98.7	102.9	98.7	4,244,004	19,839	4,263,843	4,295,997	19,286	4,315,283	98.8	102.9	98.8	99.6
福岡県	37,850,864	614,305	38,465,169	37,908,522	600,790	38,509,312	99.8	102.2	99.9	37,242,708	614,305	37,857,013	37,294,218	600,790	37,895,008	99.9	102.2	99.9	98.4
佐賀県	9,007,269	117,515	9,124,784	8,884,914	189,295	9,074,209	101.4	62.1	100.6	8,801,717	117,515	8,919,232	8,767,399	189,295	8,956,694	100.4	62.1	99.6	97.7
長崎県	6,744,458	0	6,744,458	6,872,244	0	6,872,244	98.1	0.0	98.1	6,728,336	0	6,728,336	6,872,244	0	6,872,244	97.9	0.0	97.9	100.0
熊本県	14,304,418	0	14,304,418	14,728,952	4,290	14,733,242	97.1	0.0	97.1	14,043,354	4,290	14,046,644	14,728,952	4,290	14,733,242	95.3	0.0	95.3	98.2
大分県	8,846,863	5,530	8,852,393	8,931,177	6,356	8,937,533	99.1	87.0	99.0	8,841,270	5,530	8,846,800	8,925,648	6,356	8,932,004	99.1	87.0	99.0	99.9
宮崎県	8,785,684	133,932	8,919,616	8,769,002	144,908	8,913,910	100.2	92.4	100.1	8,646,092	133,932	8,780,024	8,635,070	144,908	8,779,978	100.1	92.4	100.0	98.4
鹿児島県	11,982,252	0	11,982,252	11,845,484	0	11,845,484	101.2	0.0	101.2	11,943,959	0	11,943,959	11,845,442	0	11,845,442	100.8	0.0	100.8	99.7
沖縄県	7,300,434	36,933	7,337,367	7,268,316	36,933	7,305,249	100.4	100.0	100.4	7,300,434	0	7,300,434	7,268,317						

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)				調定額の前年比				収入額(2023年度)				収入額の前年比				収入歩合(2023年度)				収入歩合(2022年度)							
	現年	滞繰	計	現年	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	81,573,713	574,333	82,148,046	80,956,313	614,098	81,570,411	100.8	93.5	100.7	81,360,412	163,914	81,524,326	80,738,133	162,253	80,900,386	100.8	101.0	100.8	101.0	99.7	28.5	99.2	99.7	28.5	99.2	99.7	26.4	99.2
青森県	17,269,822	84,279	17,354,101	17,378,083	99.4	89.3	99.3	99.3	17,226,263	39,111	17,265,374	17,329,433	38,889	17,368,322	99.4	100.6	99.4	100.6	99.4	46.4	99.5	99.7	46.4	99.5	99.7	41.2	99.4	
岩手県	18,377,869	52,546	18,430,415	18,482,822	99.4	90.2	99.4	90.2	18,351,422	18,580	18,370,002	18,459,928	23,492	18,483,420	99.4	79.1	99.4	79.1	99.4	35.4	99.7	99.9	35.4	99.7	99.9	40.3	99.7	
宮城県	34,973,592	163,663	35,137,255	34,941,819	179,401	35,121,220	100.1	91.2	100.0	34,897,693	53,940	34,951,633	34,874,437	65,744	34,940,181	100.1	82.0	100.0	82.0	99.8	33.0	99.5	99.8	33.0	99.5	99.8	36.6	99.5
秋田県	13,931,425	8,238	13,939,663	14,008,022	12,927	14,020,949	99.5	63.7	99.4	13,927,198	1,935	13,929,133	14,005,649	3,284	14,008,933	99.4	58.9	99.4	58.9	100.0	23.5	99.9	100.0	23.5	99.9	100.0	25.4	99.9
山形県	16,745,731	37,986	16,783,717	16,765,788	38,806	16,804,594	99.9	97.9	99.9	16,726,022	11,028	16,737,050	16,749,265	11,355	16,760,620	99.9	97.1	99.9	97.1	99.9	29.0	99.7	99.9	29.0	99.7	99.9	29.3	99.7
福島県	31,638,672	338,850	31,977,522	31,696,070	368,882	32,064,952	99.8	91.9	99.7	31,538,277	87,988	31,626,265	31,589,939	95,422	31,685,361	99.8	92.2	99.8	92.2	99.8	26.0	98.9	99.7	26.0	98.9	99.7	25.9	98.8
茨城県	52,596,780	351,557	52,948,337	52,672,472	370,796	53,043,268	99.9	94.8	99.8	52,414,585	103,948	52,518,533	52,510,693	113,439	52,626,132	99.8	91.6	99.8	91.6	99.8	29.6	99.2	99.7	29.6	99.2	99.7	30.6	99.2
栃木県	36,627,703	80,626	36,708,329	36,626,179	79,185	36,705,364	100.0	101.8	100.0	36,589,050	21,461	36,610,511	36,588,608	21,137	36,609,745	100.0	101.5	100.0	101.5	99.9	26.6	99.7	99.9	26.6	99.7	99.9	26.7	99.7
群馬県	36,303,814	105,914	36,409,728	36,234,676	111,798	36,346,474	100.2	94.7	100.2	36,264,169	27,684	36,291,853	36,190,493	27,331	36,217,824	100.2	101.3	100.2	101.3	99.9	26.1	99.7	99.9	26.1	99.7	99.9	24.4	99.6
埼玉県	91,355,081	342,355	91,697,436	91,270,278	344,979	91,615,257	100.1	99.2	100.1	91,141,632	152,249	91,293,881	91,054,698	146,882	91,201,580	100.1	103.7	100.1	103.7	99.8	44.5	99.6	99.8	44.5	99.6	99.8	42.6	99.5
千葉県	79,771,706	580,281	80,351,987	79,859,422	652,111	80,511,533	99.9	99.8	99.8	79,558,311	190,627	79,748,938	79,631,951	212,938	79,844,889	99.9	89.5	99.9	89.5	99.7	32.9	99.7	99.9	32.9	99.7	99.9	32.7	99.2
東京都	115,546,588	616,420	116,163,008	114,822,305	723,598	115,545,903	100.6	85.2	100.5	115,365,388	228,230	115,593,618	114,599,369	299,035	114,898,404	100.7	76.3	100.6	76.3	99.8	37.0	99.5	99.8	37.0	99.5	99.8	41.3	99.4
神奈川県	98,556,520	585,687	99,142,208	98,584,482	618,737	99,203,220	100.0	94.7	99.9	98,336,793	199,198	98,535,992	98,352,127	191,482	98,543,609	100.0	104.0	100.0	104.0	99.8	34.0	99.4	99.8	34.0	99.4	99.8	30.9	99.3
新潟県	32,502,483	33,933	32,536,416	32,633,341	18,953	32,652,294	99.6	179.0	99.6	32,482,215	11,032	32,493,247	32,616,513	9,129	32,625,642	99.6	120.8	99.6	120.8	99.9	32.5	99.9	99.9	32.5	99.9	99.9	48.2	99.9
富山県	17,653,548	52,276	17,705,824	17,670,049	56,702	17,726,751	99.9	92.2	99.9	17,620,711	15,234	17,635,945	17,647,514	19,423	17,666,937	99.8	78.4	99.8	78.4	99.8	29.1	99.6	99.8	29.1	99.6	99.8	34.3	99.7
石川県	18,766,313	160,958	18,927,271	18,831,819	174,713	19,006,532	99.7	92.1	99.6	18,677,332	72,936	18,750,268	18,754,737	79,605	18,834,342	99.6	91.6	99.6	91.6	99.5	45.3	99.5	99.5	45.3	99.5	99.8	40.3	99.5
福井県	12,895,276	61,203	12,956,479	12,880,134	77,646	12,957,780	100.1	78.8	100.0	12,873,782	20,285	12,874,667	12,856,994	31,308	12,888,302	100.1	64.8	100.0	64.8	99.8	33.1	99.5	99.8	33.1	99.5	99.8	40.3	99.5
山梨県	13,749,052	48,664	13,797,716	13,697,568	55,074	13,752,642	100.4	88.4	100.3	13,725,876	25,095	13,750,971	13,669,907	28,111	13,698,018	100.4	89.3	100.4	89.3	99.8	51.6	99.7	99.8	51.6	99.7	99.8	51.0	99.6
長野県	32,987,689	118,754	33,106,443	32,992,396	135,512	33,127,908	100.0	87.6	99.9	32,943,815	40,639	32,984,454	32,945,030	51,493	32,996,523	100.0	78.9	100.0	78.9	99.9	34.2	99.6	99.9	34.2	99.6	99.9	38.0	99.6
岐阜県	33,791,310	273,409	34,064,719	33,694,445	294,844	33,989,289	100.3	92.7	100.2	33,671,996	109,631	33,781,627	33,571,848	119,733	33,691,581	100.3	91.6	100.3	91.6	99.6	40.1	99.2	99.6	40.1	99.2	99.6	40.6	99.1
静岡県	56,747,929	235,745	56,983,673	56,812,489	253,407	57,065,891	99.9	93.0	99.9	56,640,544	86,022	56,726,566	56,695,732	81,543	56,777,275	99.9	105.5	99.9	105.5	99.8	36.5	99.5	99.8	36.5	99.5	99.8	32.2	99.5
愛知県	126,164,769	556,448	126,721,251	126,328,414	579,592	126,908,011	99.9	96.0	99.9	125,802,889	276,500	126,076,389	125,973,473	282,608	126,256,081	99.9	97.8	99.9	97.8	99.7	49.7	99.5	99.7	49.7	99.5	99.7	48.8	99.5
三重県	29,361,947	73,063	29,435,010	29,337,671	88,282	29,425,953	100.1	82.8	100.0	29,334,261	19,616	29,353,877	29,311,733	26,931	29,338,664	100.1	72.8	100.1	72.8	99.9	26.8	99.7	99.9	26.8	99.7	99.9	30.5	99.7
滋賀県	19,902,515	109,779	20,012,294	19,708,090	118,687	19,826,777	101.0	92.5	100.9	19,840,330	43,029	19,883,359	19,654,117	49,053	19,703,170	100.9	87.7	100.9	87.7	99.7	39.2	99.4	99.7	39.2	99.4	99.7	41.3	99.4
京都府	27,402,034	243,169	27,645,203	27,276,246	263,857	27,540,103	100.5	92.2	100.4	27,278,610	103,856	27,382,466	27,150,468	110,557	27,261,025	100.5	93.9	100.4	93.9	99.5	42.7	99.0	99.5	42.7	99.0	99.5	41.9	99.0
大阪府	87,223,318	413,498	87,636,816	86,809,541	463,062	87,272,603	100.5	89.3	100.4	87,004,325	157,661	87,116,986	86,594,493	169,766	86,704,253	100.5	92.9	100.5	92.9	99.7	38.1	99.5	99.8	38.1	99.5	99.8	36.7	99.4
兵庫県	67,191,225	435,225	67,626,450	67,018,333	476,643	67,494,976	100.3	91.8	100.2	66,937,346	220,526	67,157,872	66,767,413	236,284	67,003,627	100.3	93.3	100.2	93.3	99.6	50.7	99.3	99.6	50.7	99.3	99.6	49.6	99.3
奈良県	16,293,228	98,816	16,392,044	16,102,403	107,644	16,210,047	101.2	91.8	101.1	16,244,445	40,607	16,285,052	16,053,797	45,724	16,099,591	101.2	88.8	101.2	88.8	99.7	41.1	99.3	99.7	41.1	99.3	99.7	42.5	99.3
和歌山県	11,855,056	21,762	11,876,818	11,828,812	26,089	11,850,421	100.2	83.4	100.2	11,840,930	9,491	11,850,421	11,816,864	11,442	11,828,306	100.2	82.9	100.2	82.9	99.9	43.6	99.8	99.9	43.6	99.8	99.9	43.9	99.8
鳥取県	7,466,832	11,554	7,478,386	7,451,098	9,384	7,460,482	100.2	123.1	100.2	7,459,760	4,540	7,464,300	7,443,450	2,442	7,445,892	100.2	185.9	100.2	185.9	99.9	39.3	99.8	99.9	39.3	99.8	99.9	26.0	99.8
島根県	8,540,658	30,804	8,571,462	8,557,058	27,424	8,584,482	99.8	112.3	99.8	8,526,434	13,085	8,539,519	8,540,787	8,867	8,549,654	99.8	147.6	99.9	147.6	99.8	42.5	99.6	99.8	42.5	99.6	99.8	32.3	99.6
岡山県	27,417,373	91,282	27,508,655	27,491,956	122,294	27,584,639	99.7	98.5	99.7	27,368,648	27,512	27,396,160	27,447,286	27,129	27,474,415	99.7	101.4	99.7	101.4	99.8	30.1	99.6	99.8	30.1	99.6	99.8	29.3	99.6
広島県	36,039,797	110,884	36,150,681	36,081,234	122,294	36,203,589	99.9	90.7	99.9	35,975,731	42,839	36,018,57																

自動車税(～2022.9)

地方行財政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)			調定額(2022年度)			調定額の前年比			収入額(2023年度)			収入額(2022年度)			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	0	171,997	171,997	1,679	285,198	286,877	0	60.3	60.0	0	10,781	10,781	1,616	22,856	24,472	0.0	47.2	44.1	0.0	6.3	6.3	96.2	8.0	8.5
青森県	0	16,398	16,398	91	31,046	31,137	0	52.8	52.7	0	2,872	2,872	91	5,930	6,021	0.0	48.4	47.7	0.0	17.5	17.5	100.0	19.1	19.3
岩手県	0	11,585	11,585	252	17,656	17,908	0	65.6	64.7	0	1,404	1,404	252	3,359	3,611	0.0	41.8	38.9	0.0	12.1	12.1	100.0	19.0	20.2
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田県	0	3,377	3,377	0	7,441	7,441	0	45.4	45.4	0	197	197	0	430	430	0.0	45.8	45.8	0.0	5.8	5.8	0.0	5.8	5.8
山形県	0	9,355	9,355	91	16,536	16,627	0	56.6	56.3	0	1,059	1,059	91	1,555	1,646	0.0	68.1	64.3	0.0	11.3	11.3	100.0	9.4	9.9
福島県	200	139,904	140,104	834	210,210	211,044	75	66.6	66.6	75	14,387	14,462	810	30,709	31,519	9.3	46.8	45.9	37.5	10.3	10.3	97.1	14.6	14.9
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	19,192	19,192	162	31,929	32,091	0	60.1	59.8	0	498	498	162	558	720	0.0	89.2	69.2	0.0	2.6	2.6	100.0	1.7	2.2
群馬県	0	28,759	28,759	922	47,823	48,745	0	60.1	59.0	0	884	884	914	2,678	3,592	0.0	33.0	24.6	0.0	3.1	3.1	99.1	5.6	7.4
埼玉県	0	21,824	21,824	0	66,832	66,832	0	32.7	32.7	0	1,881	1,881	0	7,066	7,066	0.0	26.6	26.6	0.0	8.6	8.6	0.0	10.6	10.6
千葉県	0	194,161	194,161	778	321,483	322,261	0	60.4	60.2	0	30,447	30,447	778	55,869	56,647	0.0	54.5	53.7	0.0	15.7	15.7	100.0	17.4	17.6
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	148,830	148,830	1,142	249,522	250,665	0	59.6	59.4	0	20,055	20,055	1,113	30,738	31,852	0.0	65.2	63.0	0.0	13.5	13.5	97.5	12.3	12.7
新潟県	69	8,185	8,254	0	0	0	0	0.0	0.0	69	875	944	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	10.7	11.4	0.0	0.0
富山県	0	15,579	15,579	125	24,782	24,907	0	62.9	62.5	0	1,836	1,836	125	3,711	3,836	0.0	49.5	47.9	0.0	11.8	11.8	100.0	15.0	15.4
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	21,858	21,858	0	35,119	35,119	0	62.2	62.2	0	3,435	3,435	0	7,254	7,254	0.0	47.4	47.4	0.0	15.7	15.7	0.0	20.7	20.7
山梨県	32,750	8,778	41,528	10,053	18,727	28,780	32,750	46.9	44.3	32,750	1,726	34,476	10,053	5,682	15,735	325.8	30.4	21.9	100.0	19.7	83.0	100.0	30.3	54.7
長野県	0	34,406	34,406	457	54,499	54,956	0	63.1	62.6	0	5,307	5,307	445	10,576	11,021	0.0	50.2	48.2	0.0	15.4	15.4	97.4	19.4	20.1
岐阜県	0	89,705	89,705	269	133,078	133,347	0	67.4	67.3	0	16,450	16,450	269	26,181	26,450	0.0	62.8	62.2	0.0	18.3	18.3	100.0	19.7	19.8
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	0	110,007	110,007	234	187,260	187,494	0	58.7	58.7	0	12,055	12,055	234	29,001	29,235	0.0	41.6	41.2	0.0	11.0	11.0	100.0	15.5	15.6
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	58	26,397	26,455	475	46,415	46,890	58	56.9	56.4	58	3,350	3,408	475	7,652	8,127	12.2	43.8	41.9	100.0	12.7	12.9	100.0	16.5	17.3
京都府	0	56,686	56,686	120	103,334	103,454	0	54.9	54.8	0	7,845	7,845	120	17,733	17,853	0.0	44.2	43.9	0.0	13.8	13.8	100.0	17.2	17.3
大阪府	0	61,894	61,894	1,126	162,892	164,018	0	38.0	37.7	0	3,055	3,055	1,057	7,275	8,332	0.0	42.0	36.7	0.0	4.9	4.9	93.9	4.5	5.1
兵庫県	225	84,142	84,367	824	154,936	155,760	225	54.3	54.2	225	8,310	8,535	824	24,783	25,607	27.3	33.5	33.3	100.0	9.9	10.1	100.0	16.0	16.4
奈良県	69	21,527	21,596	51	39,639	39,690	69	54.3	54.4	69	3,523	3,592	51	6,928	6,979	135.3	50.9	51.5	100.0	16.4	16.6	100.0	17.5	17.6
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	1,637	1,637	69	4,343	4,412	0	37.7	37.1	0	82	82	69	381	450	0.0	21.5	18.2	0.0	5.0	5.0	100.0	8.8	10.2
島根県	0	5,422	5,422	0	10,410	10,410	0	52.1	52.1	0	436	436	0	1,230	1,230	0.0	35.4	35.4	0.0	8.0	8.0	0.0	11.8	11.8
岡山県	0	17,342	17,342	649	36,806	37,455	0	47.1	46.3	0	740	740	649	2,184	2,833	0.0	33.9	26.1	0.0	4.3	4.3	100.0	5.9	7.6
広島県	0	19,745	19,745	163	39,628	39,791	0	49.8	49.6	0	982	982	163	2,965	3,128	0.0	33.1	31.4	0.0	5.0	5.0	100.0	7.5	7.9
山口県	0	4,069	4,069	350	10,101	10,451	0	40.3	38.9	0	416	416	350	1,784	2,134	0.0	23.3	19.5	0.0	10.2	10.2	100.0	17.7	20.4
徳島県	0	14,015	14,015	0	22,194	22,194	0	63.1	63.1	0	2,112	2,112	0	3,734	3,734	0.0	56.6	56.6	0.0	15.1	15.1	0.0	16.8	16.8
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0	19,621	19,621	0	38,892	38,892	0	50.4	50.4	0	1,747	1,747	0	3,990	3,990	0.0	43.8	43.8	0.0	8.9	8.9	0.0	10.3	10.3
高知県	0	7,684	7,684	135	13,015	13,150	0	58.4	58.4	0	762	762	135	2,908	3,043	0.0	26.2	25.0	0.0	9.9	9.9	100.0	22.3	23.1
福岡県	0	27,378	27,378	708	57,035	57,743	0	48.0	47.4	0	4,346	4,346	708	7,803	8,511	0.0	55.7	51.1	0.0	15.9	15.9	100.0	13.7	14.7
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	18,032	18,032	0	33,216	33,216	0	54.3	54.3	0	1,043	1,043	0	2,432	2,432	0.0	42.9	42.9	0.0	5.8	5.8	0.0	7.3	7.3
大分県	51	12,197	12,248	229	20,975	21,204	51	58.2	57.8	51	2,027	2,078	229	3,730	3,959	22.3	54.3	52.5	100.0	16.6	17.0	100.0	17.8	18.7
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0	19,462	19,462	0	28,864	28,864	0	67.4	67.4	0	3,070	3,070	0	4,621	4,621	0.0	66.4	66.4	0.0	15.8	15.8	0.0	16.0	16.0
合計	33,422	1,471,150	1,504,572	21,988	2,561,836	2,583,825	33,297	57.4	58.2	33,297	169,995	203,292	21,783	34,628	368,070	152.9	49.1	55.2	99.6	11.6	13.5	99.1	13.5	14.2

自動車税（環境性能割）

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)				
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰		
北海道	7,087,431	463	7,087,894	5,834,532	121.5	127.9	12.5	7,087,058	459	7,087,517	5,834,088	343	5,834,431	121.5	133.8	12.5	100.0	100.0	94.8	100.0
青森県	1,223,169	0	1,223,169	1,151,545	106.2	0.0	106.2	1,223,169	0	1,223,169	1,151,545	16	1,151,545	106.2	0.0	106.2	100.0	100.0	100.0	100.0
岩手県	1,196,053	0	1,196,053	1,051,219	113.8	0.0	113.8	1,196,042	0	1,196,042	1,051,219	0	1,051,219	113.8	0.0	113.8	100.0	100.0	100.0	100.0
宮城県	2,477,416	0	2,477,416	2,163,572	114.5	0.0	114.5	2,477,416	0	2,477,416	2,163,572	0	2,163,572	114.5	0.0	114.5	100.0	100.0	100.0	100.0
秋田県	969,286	0	969,286	850,675	113.9	0.0	113.9	969,286	0	969,286	850,675	0	850,675	113.9	0.0	113.9	100.0	100.0	100.0	100.0
山形県	1,119,851	0	1,119,851	981,900	114.0	0.0	114.0	1,119,851	0	1,119,851	981,900	9,800	991,700	114.0	0.0	112.9	100.0	100.0	100.0	101.0
福島県	1,930,860	0	1,930,860	1,621,059	119.1	0.0	119.1	1,930,860	0	1,930,860	1,621,059	0	1,621,059	119.1	0.0	119.1	100.0	100.0	100.0	100.0
茨城県	3,236,193	0	3,236,193	2,942,809	110.0	0.0	110.0	3,236,193	0	3,236,193	2,942,809	0	2,942,809	110.0	0.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0
栃木県	2,276,429	0	2,276,429	2,038,741	111.7	0.0	111.7	2,276,429	0	2,276,429	2,038,741	0	2,038,741	111.7	0.0	111.7	100.0	100.0	100.0	100.0
群馬県	2,897,967	0	2,897,967	2,545,180	113.9	0.0	113.9	2,897,967	0	2,897,967	2,545,180	0	2,545,180	113.9	0.0	113.9	100.0	100.0	100.0	100.0
埼玉県	7,746,201	0	7,746,201	6,973,864	111.1	0.0	111.1	7,746,201	0	7,746,201	6,973,864	0	6,973,864	111.1	0.0	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0
千葉県	6,284,244	368	6,284,611	5,839,416	107.6	181.2	107.6	6,276,193	368	6,276,560	5,829,539	203	5,829,742	107.7	181.2	107.7	99.9	100.0	99.9	99.8
東京都	15,270,584	152	15,270,736	13,478,124	113.3	51.9	113.3	15,272,268	152	15,272,420	13,482,132	275	13,482,407	113.3	55.3	113.3	100.0	100.0	100.0	93.9
神奈川県	9,897,976	157	9,898,133	9,057,440	109.3	285.5	109.3	9,899,405	115	9,899,521	9,058,769	0	9,058,769	109.3	0.0	109.3	100.0	100.0	73.2	100.0
新潟県	2,215,328	0	2,215,328	1,913,727	115.8	0.0	115.8	2,215,328	0	2,215,328	1,913,727	0	1,913,727	115.8	0.0	115.8	100.0	100.0	100.0	100.0
富山県	1,192,029	0	1,192,029	1,040,038	114.6	0.0	114.6	1,192,029	0	1,192,029	1,040,038	0	1,040,038	114.6	0.0	114.6	100.0	100.0	100.0	100.0
石川県	1,423,278	0	1,423,278	1,323,474	107.5	0.0	107.5	1,423,275	0	1,423,275	1,323,513	0	1,323,513	107.5	0.0	107.5	100.0	100.0	100.0	100.0
福井県	984,767	0	984,767	856,974	114.9	0.0	114.9	984,767	0	984,767	856,974	0	856,974	114.9	0.0	114.9	100.0	100.0	100.0	100.0
山梨県	913,953	0	913,953	823,310	111.0	0.0	111.0	913,953	0	913,953	823,310	0	823,310	111.0	0.0	111.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長野県	2,296,675	0	2,296,675	1,998,835	114.9	0.0	114.9	2,296,675	0	2,296,675	1,998,835	0	1,998,835	114.9	0.0	114.9	100.0	100.0	100.0	100.0
岐阜県	2,881,947	39	2,881,986	2,475,658	116.4	72.2	116.4	2,881,947	39	2,881,986	2,475,664	54	2,475,618	116.4	72.2	116.4	100.0	100.0	100.0	100.0
静岡県	4,452,764	0	4,452,764	3,861,096	115.3	0.0	115.3	4,452,764	0	4,452,764	3,861,096	0	3,861,096	115.3	0.0	115.3	100.0	100.0	100.0	100.0
愛知県	11,828,702	225	11,828,927	11,066,243	106.5	181.5	106.5	11,828,633	225	11,828,858	11,066,039	103	11,066,142	106.5	218.4	106.5	100.0	100.0	100.0	83.1
三重県	2,514,859	0	2,514,859	2,264,083	111.1	0.0	111.1	2,514,859	0	2,514,859	2,264,083	0	2,264,083	111.1	0.0	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0
滋賀県	1,782,751	0	1,782,751	1,534,062	116.2	0.0	116.2	1,782,751	0	1,782,751	1,534,062	0	1,534,062	116.2	0.0	116.2	100.0	100.0	100.0	100.0
京都府	2,886,447	0	2,886,447	2,562,848	112.6	0.0	112.6	2,886,433	0	2,886,433	2,562,848	0	2,562,848	112.6	0.0	112.6	100.0	100.0	100.0	100.0
大阪府	9,716,156	180	9,716,336	8,850,407	109.8	176.5	109.8	9,715,832	78	9,715,910	8,850,329	0	8,850,329	109.8	0.0	109.8	100.0	100.0	43.3	100.0
兵庫県	6,612,746	0	6,612,746	6,010,424	110.0	0.0	110.0	6,612,746	0	6,612,746	6,010,424	0	6,010,424	110.0	0.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0
奈良県	1,545,527	19	1,545,546	1,222,375	126.4	0.0	126.4	1,545,527	19	1,545,546	1,222,356	0	1,222,356	126.4	0.0	126.4	100.0	100.0	100.0	100.0
和歌山県	997,877	0	997,877	853,496	116.9	0.0	116.9	997,877	0	997,877	853,496	0	853,496	116.9	0.0	116.9	100.0	100.0	100.0	100.0
鳥取県	571,470	155	571,625	504,230	113.4	0.0	113.4	571,471	19	571,490	504,076	0	504,076	113.4	0.0	113.4	100.0	100.0	100.0	100.0
島根県	612,065	0	612,065	537,496	113.9	0.0	113.9	612,065	0	612,065	537,496	0	537,496	113.9	0.0	113.9	100.0	100.0	100.0	100.0
岡山県	2,034,985	0	2,034,985	1,887,593	107.8	0.0	107.8	2,034,985	0	2,034,985	1,887,593	0	1,887,593	107.8	0.0	107.8	100.0	100.0	100.0	100.0
広島県	3,192,494	0	3,192,494	2,933,019	108.8	0.0	108.8	3,192,494	0	3,192,494	2,933,019	0	2,933,019	108.8	0.0	108.8	100.0	100.0	100.0	100.0
山口県	1,460,905	0	1,460,905	1,330,945	109.8	0.0	109.8	1,460,905	0	1,460,905	1,330,945	0	1,330,945	109.8	0.0	109.8	100.0	100.0	100.0	100.0
徳島県	712,750	0	712,750	587,467	121.3	0.0	121.3	712,750	0	712,750	587,467	0	587,467	121.3	0.0	121.3	100.0	100.0	100.0	100.0
香川県	944,428	0	944,428	816,091	115.7	0.0	115.7	944,428	0	944,428	816,091	0	816,091	115.7	0.0	115.7	100.0	100.0	100.0	100.0
愛媛県	1,295,460	0	1,295,460	997,951	129.8	0.0	129.8	1,295,460	0	1,295,460	997,951	0	997,951	129.8	0.0	129.8	100.0	100.0	100.0	100.0
高知県	580,953	0	580,953	484,688	119.9	0.0	119.9	580,953	0	580,953	484,688	0	484,688	119.9	0.0	119.9	100.0	100.0	100.0	100.0
福岡県	5,901,367	0	5,901,367	4,996,724	118.1	0.0	118.1	5,901,367	0	5,901,367	4,996,724	0	4,996,724	118.1	0.0	118.1	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	688,964	0	688,964	585,062	117.8	0.0	117.8	688,964	0	688,964	585,062	0	585,062	117.8	0.0	117.8	100.0	100.0	100.0	100.0
長崎県	860,632	0	860,632	789,169	109.1	0.0	109.1	860,632	0	860,632	789,169	0	789,169	109.1	0.0	109.1	100.0	100.0	100.0	100.0
熊本県	1,663,433	0	1,663,433	1,499,529	110.9	0.0	110.9	1,663,433	0	1,663,433	1,499,529	0	1,499,529	110.9	0.0	110.9	100.0	100.0	100.0	100.0
大分県	1,025,899	0	1,025,899	907,646	113.0	0.0	113.0	1,025,899	0	1,025,899	907,646	0	907,646	113.0	0.0	113.0	100.0	100.0	100.0	100.0
宮崎県	855,752	0	855,752	767,396	111.5	0.0	111.5	855,752	0	855,752	767,396	0	767,396	111.5	0.0	111.5	100.0	100.0	100.0	100.0
鹿児島県	1,203,010	0	1,203,010	1,052,053	114.3	0.0	114.3	1,203,010	0	1,203,010	1,052,053	0	1,052,053	114.3	0.0	114.3	100.0	100.0	100.0	100.0
沖縄県	894,290	0	894,290	796,240	112.3	0.0	112.3	894,290	0	894,290	796,240	0	796,240	112.3	0.0	112.3	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	142,358,322	1,758	142,360,080	126,700,425	112.4	145.4	112.4	142,352,591	1,474	142,354,066	126,694,931	10,794	126,705,725	112.4	13.7	112.4	100.0	100.0	83.8	100.0

自動車税(種別別)

地方行政調査会

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2023年度)			調定額の前年比			収入額(2023年度)			収入額の前年比			収入歩合(2023年度)			収入歩合(2022年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	74,486,282	401,873	74,888,155	75,120,102	328,538	75,448,640	99.2	122.3	99.3	74,273,354	152,674	74,426,028	74,902,429	99.2	109.8	99.2	109.8	99.2
青森県	16,046,653	67,881	16,114,534	16,226,447	63,347	16,289,794	98.9	107.2	98.9	16,003,094	36,239	16,039,333	16,177,977	98.9	110.0	98.9	110.0	98.9
岩手県	17,181,816	40,961	17,222,777	17,431,351	40,609	17,471,960	98.6	100.9	98.6	17,155,380	17,176	17,172,556	17,408,457	98.5	85.3	98.5	85.3	98.5
宮城県	32,496,176	163,663	32,659,839	32,778,247	179,401	32,957,648	99.1	91.2	99.1	32,420,277	53,940	32,474,217	32,710,865	99.1	82.0	99.1	82.0	99.1
秋田県	12,962,139	4,861	12,967,000	13,157,347	5,486	13,162,833	98.5	88.6	98.5	12,957,912	1,738	12,959,650	13,154,974	98.5	60.9	98.5	60.9	98.5
山形県	15,625,880	28,631	15,654,511	15,783,797	22,270	15,806,067	99.0	128.6	99.0	15,606,171	9,969	15,616,140	15,767,274	99.0	0.0	99.0	0.0	99.0
福島県	29,707,612	198,946	29,906,558	30,074,177	188,672	30,232,849	98.8	125.4	98.8	29,607,342	73,601	29,680,943	29,968,070	98.8	113.7	98.8	113.7	98.8
茨城県	49,360,587	351,557	49,712,144	49,729,663	370,796	50,100,459	99.3	94.8	99.2	49,178,392	103,948	49,282,340	49,567,884	99.2	91.6	99.2	91.6	99.2
栃木県	34,351,274	61,434	34,412,708	34,587,276	47,256	34,634,532	99.3	130.0	99.4	34,312,621	20,963	34,333,584	34,549,705	99.3	101.9	99.3	101.9	99.3
群馬県	33,405,847	77,155	33,483,002	33,688,574	63,975	33,752,549	99.2	120.6	99.2	33,366,202	26,800	33,393,002	33,644,399	99.2	108.7	99.2	108.7	99.2
埼玉県	83,608,880	320,551	83,929,411	84,296,414	278,147	84,574,561	99.2	115.2	99.2	83,395,431	150,368	83,545,799	84,080,834	99.2	101.9	99.2	101.9	99.2
千葉県	73,487,463	385,732	73,873,215	74,019,428	330,425	74,349,653	99.3	116.7	99.4	73,282,119	159,812	73,441,931	73,801,634	99.3	107.5	99.3	107.5	99.3
東京都	100,276,004	616,268	100,892,272	101,344,181	723,305	102,067,486	98.9	85.2	98.8	100,093,120	228,078	100,321,938	101,415,997	99.0	76.3	98.9	76.3	98.9
神奈川県	88,658,544	436,699	89,095,243	89,525,899	369,159	89,895,059	99.0	118.3	99.1	88,437,388	179,027	88,616,415	89,292,244	99.0	111.4	99.1	111.4	99.1
新潟県	30,287,086	25,748	30,312,834	30,719,614	18,953	30,738,567	98.6	135.9	98.6	30,266,818	10,157	30,276,975	30,702,786	98.9	85.3	98.9	85.3	98.9
富山県	16,461,519	36,697	16,498,216	16,629,886	31,920	16,661,806	99.0	115.0	99.0	16,442,080	16,607,351	15,712	16,623,063	98.9	104.2	99.6	104.2	99.6
石川県	17,343,035	160,958	17,503,993	17,508,345	174,713	17,683,058	99.1	92.1	99.0	17,254,057	72,936	17,326,993	17,431,224	99.0	91.6	99.0	91.6	99.0
福井県	11,910,009	39,345	11,949,854	12,023,160	42,527	12,065,687	99.1	92.5	99.0	11,889,015	16,850	11,905,865	12,000,020	99.0	70.1	99.0	70.1	99.0
山梨県	12,802,349	39,886	12,842,235	12,864,205	36,347	12,900,552	99.5	109.7	99.5	12,779,173	23,369	12,802,542	12,836,544	99.5	104.2	99.6	104.2	99.6
長野県	30,691,014	84,348	30,775,362	30,993,104	81,013	31,074,117	99.0	104.1	99.0	30,647,140	35,332	30,682,472	30,945,750	99.0	86.4	99.0	86.4	99.0
岐阜県	30,909,363	183,665	31,093,028	31,218,518	161,712	31,380,230	99.0	113.6	99.1	30,790,049	93,142	30,883,191	31,096,015	99.0	99.6	99.0	99.6	99.0
静岡県	52,295,164	235,754	52,530,909	52,951,393	253,402	53,204,795	98.8	93.0	98.7	52,187,780	86,022	52,273,802	52,834,636	98.8	105.5	98.8	105.5	98.8
愛知県	114,336,067	446,250	114,782,317	115,221,997	392,213	115,614,190	99.2	113.8	99.2	113,974,256	264,220	114,238,476	114,867,200	99.2	104.2	99.2	104.2	99.2
三重県	26,847,088	73,063	26,920,151	27,073,588	88,282	27,161,870	99.2	82.8	99.1	26,819,402	19,616	26,839,018	27,047,650	99.2	72.8	99.1	72.8	99.1
滋賀県	18,119,706	83,382	18,203,088	18,173,553	72,272	18,245,825	99.7	115.4	99.8	18,057,521	39,679	18,097,200	18,119,580	99.7	95.8	99.6	95.8	99.7
京都府	24,515,587	186,483	24,702,070	24,713,278	160,523	24,873,801	99.2	116.2	99.3	24,392,177	76,011	24,488,188	24,587,500	99.2	103.4	99.2	103.4	99.2
大阪府	77,507,162	351,424	77,858,586	77,958,008	300,068	78,258,076	99.4	117.1	99.5	77,288,493	154,528	77,443,021	77,743,107	99.4	95.1	99.4	95.1	99.4
兵庫県	60,578,254	351,083	60,929,337	61,007,085	321,707	61,328,792	99.3	109.1	99.3	60,324,375	212,216	60,536,591	60,756,165	99.3	100.3	99.3	100.3	99.3
奈良県	14,747,632	77,270	14,824,907	14,879,977	68,005	14,947,982	99.1	113.6	99.2	14,698,849	37,065	14,735,914	14,831,370	99.1	95.5	99.1	95.5	99.1
和歌山県	10,857,179	21,762	10,878,941	10,975,316	26,089	11,001,405	98.9	83.4	98.9	10,843,053	9,491	10,852,544	10,963,368	98.9	82.9	98.9	82.9	98.9
鳥取県	6,895,362	9,762	6,905,124	6,946,799	5,041	6,951,840	99.3	193.7	99.3	6,888,289	4,439	6,892,728	6,939,305	99.3	215.4	99.3	215.4	99.3
島根県	7,928,593	25,382	7,953,975	8,019,562	17,014	8,036,576	98.9	149.2	99.0	7,914,369	12,649	7,927,018	8,003,291	98.9	165.6	99.0	165.6	99.0
岡山県	25,382,388	73,994	25,456,328	25,603,714	55,877	25,659,591	99.1	132.3	99.1	25,333,663	26,772	25,360,435	25,559,044	99.1	107.3	99.1	107.3	99.1
広島県	32,847,303	91,139	32,938,442	33,148,113	82,666	33,230,779	99.1	102.2	99.2	32,783,237	41,857	32,825,094	33,088,664	99.1	92.2	99.1	92.2	99.1
山口県	17,425,211	23,333	17,448,544	17,614,877	19,697	17,634,574	98.9	118.5	98.9	17,413,634	10,791	17,424,425	17,601,707	98.9	141.4	98.9	141.4	98.9
徳島県	9,871,890	34,460	9,906,350	9,974,600	31,170	10,005,770	99.0	106.6	99.0	9,851,688	15,146	9,866,834	9,955,520	99.0	102.7	99.0	102.7	99.0
香川県	12,836,191	71,123	12,907,314	12,942,870	82,589	13,025,459	99.2	86.1	99.1	12,805,268	21,576	12,826,844	12,917,779	99.1	77.3	99.1	77.3	99.1
愛媛県	15,399,036	70,488	15,469,575	15,527,893	42,334	15,570,227	99.2	166.5	99.4	15,360,804	36,600	15,397,404	15,476,567	99.4	195.9	99.4	195.9	99.4
高知県	7,554,336	14,987	7,569,323	7,642,782	9,913	7,652,695	98.8	151.2	98.9	7,547,042	6,470	7,553,512	7,633,209	98.9	152.2	98.9	152.2	98.9
福岡県	60,504,127	215,514	60,719,641	60,679,985	179,280	60,859,265	99.7	120.2	99.8	60,343,482	111,024	60,454,506	60,530,575	99.7	107.4	99.7	107.4	99.7
佐賀県	10,382,342	22,125	10,404,467	10,424,172	23,006	10,447,178	99.6	96.2	99.6	10,371,876	8,686	10,380,582	10,413,976	99.6	99.4	99.6	99.4	99.6
長崎県	12,713,462	26,921	12,740,383	12,830,244	29,826	12,860,070	99.1	90.3	99.1	12,700,491	9,336	12,709,827	12,816,547	99.1	79.1	99.1	79.1	99.1
熊本県	22,143,370	76,116	22,219,486	22,202,948	54,251	22,257,199	99.7	140.3	99.8	22,082,737	30,383	22,113,120	22,152,670	99.7	137.1	99.7	137.1	99.7
大分県	14,071,166	28,357	14,099,523	14,146,491	28,651	14,175,142	99.5	90.0	99.5	14,059,305	12,774	14,072,079	14,131,145	99.5	88.1	99.5	88.1	99.5
宮崎県	13,433,699	21,941	13,455,641	13,468,189	25,470	13,493,659	99.7	86.1	99.7	13,424,568	8,471	13,433,039	13,458,400	99.7	81.3	99.7	81.3	99.7
鹿児島県	17,922,262	107,838	18,030,100	17,967,354	115,469	18,082,823	99.7	93.4	99.7	17,879,897	35,440	17,915,338	17,923,730	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
沖縄県	15,910,943	79,863	15,990,806	15,580,761	52,385	15,633,146	102.1	152.5	102.3	15,856,777	33,353	15,890,130	15,528,008	102.1	131.5	102.2	131.5	102.2
合計	1,510,855,603	6,546,610	1,521,632,215	1,527,395,024	6,065,771	1,533,460,796	99.2	107.9	99.2	1,511,346,790	2,824,132	1,514,170,922	1,523,644,226	99.2	99.7	99.2	99.7	99.2

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額 (2022年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額 (2022年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)				
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰
北海道	29,310	0	29,310	29,559	164	29,723	99.2	0.0	98.6	29,310	0	29,310	29,559	94	29,653	99.2	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	57.3	99.8
青森県	2,007	0	2,007	2,007	0	2,007	100.0	0.0	100.0	2,007	0	2,007	2,007	0	2,007	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	17,112	0	17,112	17,606	0	17,606	97.2	0.0	97.2	17,112	0	17,112	17,606	0	17,606	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,498	0	2,498	2,498	0	2,498	100.0	0.0	100.0	2,498	0	2,498	2,498	0	2,498	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	8,591	0	8,591	8,575	260	8,835	100.2	0.0	97.2	8,591	0	8,591	8,575	260	8,835	100.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山形県	2,268	0	2,268	2,289	0	2,289	99.1	0.0	99.1	2,268	0	2,268	2,289	0	2,289	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福島県	10,373	0	10,373	10,422	0	10,422	99.5	0.0	99.5	10,373	0	10,373	10,422	0	10,422	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	3,550	0	3,550	3,500	0	3,500	101.4	0.0	101.4	3,550	0	3,550	3,500	0	3,500	101.4	0.0	101.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	7,730	0	7,730	7,649	0	7,649	101.1	0.0	101.1	7,730	0	7,730	7,649	0	7,649	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	1,966	0	1,966	1,651	0	1,651	119.1	0.0	119.1	1,966	0	1,966	1,651	0	1,651	119.1	0.0	119.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	5,198	0	5,198	4,907	0	4,907	105.9	0.0	105.9	5,198	0	5,198	4,907	0	4,907	105.9	0.0	105.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	40,352	0	40,352	40,202	0	40,202	100.4	0.0	100.4	40,352	0	40,352	40,202	0	40,202	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東京都	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	2,051	0	2,051	2,119	0	2,119	96.8	0.0	96.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	32,161	0	32,161	31,186	0	31,186	103.1	0.0	103.1	32,161	0	32,161	31,186	0	31,186	103.1	0.0	103.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富山県	708	0	708	708	0	708	100.0	0.0	100.0	592	0	592	708	0	708	83.6	0.0	83.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石川県	286	350	636	422	210	632	67.8	166.7	100.6	146	0	146	282	0	282	51.8	0.0	51.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福井県	1,598	0	1,598	1,738	0	1,738	91.9	0.0	91.9	1,598	0	1,598	1,738	0	1,738	91.9	0.0	91.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	223	0	223	114	0	114	195.6	0.0	195.6	223	0	223	114	0	114	195.6	0.0	195.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,509	54	2,563	2,496	36	2,532	100.5	150.0	101.2	2,491	36	2,527	2,478	0	2,478	100.5	0.0	102.0	99.3	66.7	98.6	99.3	0.0	100.0	0.0	97.9
岐阜県	14,758	0	14,758	15,692	0	15,692	94.0	0.0	94.0	14,758	0	14,758	15,692	0	15,692	94.0	0.0	94.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	4,163	0	4,163	4,148	0	4,148	100.4	0.0	100.4	4,163	0	4,163	4,148	0	4,148	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	1,873	0	1,873	1,921	0	1,921	97.5	0.0	97.5	1,873	0	1,873	1,921	0	1,921	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三重県	3,526	0	3,526	2,705	0	2,705	130.4	0.0	130.4	3,526	0	3,526	2,705	0	2,705	130.4	0.0	130.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	6,301	0	6,301	6,636	0	6,636	95.0	0.0	95.0	6,301	0	6,301	6,636	0	6,636	95.0	0.0	95.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
京都府	510	0	510	508	0	508	100.4	0.0	100.4	510	0	510	508	0	508	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	8,529	0	8,529	10,177	0	10,177	83.8	0.0	83.8	8,529	0	8,529	10,177	0	10,177	83.8	0.0	83.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	680	0	680	680	0	680	100.0	0.0	100.0	680	0	680	680	0	680	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
島根県	1,169	0	1,169	1,169	0	1,169	100.0	0.0	100.0	1,169	0	1,169	1,169	0	1,169	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	10,387	0	10,387	10,621	0	10,621	97.8	0.0	97.8	10,387	0	10,387	10,621	0	10,621	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
広島県	4,382	0	4,382	4,384	0	4,384	100.0	0.0	100.0	4,382	0	4,382	4,384	0	4,384	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山口県	9,768	0	9,768	9,995	0	9,995	97.7	0.0	97.7	9,768	0	9,768	9,995	0	9,995	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,355	0	1,355	1,304	0	1,304	103.9	0.0	103.9	1,355	0	1,355	1,304	0	1,304	103.9	0.0	103.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
香川県	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	2,836	310	3,146	2,902	115	3,017	97.7	269.6	104.3	2,757	0	2,757	2,706	0	2,706	101.9	0.0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	89.7
高知県	6,881	0	6,881	6,946	0	6,946	99.1	0.0	99.1	6,881	0	6,881	6,946	0	6,946	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	4,920	686	5,606	4,683	679	5,362	105.1	101.0	104.6	4,919	15	4,934	4,664	12	4,676	105.5	125.0	105.5	100.0	2.2	88.0	99.6	1.8	87.2		
佐賀県	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	3,649	0	3,649	3,649	0	3,649	100.0	0.0	100.0	3,649	0	3,649	3,649	0	3,649	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	11,123	0	11,123	9,635	0	9,635	115.4	0.0	115.4	11,123	0	11,123	9,635	0	9,635	115.4	0.0	115.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大分県	12,841	0	12,841	12,368	0	12,368	103.8	0.0	103.8	12,841	0	12,841	12,368	0	12,368	103.8	0.0	103.8	100.0	0.0	100.0					

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)		調定額 (2022年度)		調定額の前年比		収入額 (2023年度)		収入額 (2022年度)		収入額の前年比		収入歩合 (2023年度)		収入歩合 (2022年度)	
	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年
北海道	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
青森県	437,802	0	437,802	185,382	237.2	0.0	439,802	0	439,802	185,382	237.2	0.0	237.2	0.0	100.0	100.0
岩手県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
宮城県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
秋田県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
山形県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
福島県	2,851,045	0	2,851,045	2,828,878	100.8	0.0	2,851,045	0	2,851,045	2,828,878	100.8	0.0	100.8	0.0	100.0	100.0
茨城県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
新潟県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
富山県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
静岡県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
静岡県	1,500,760	0	1,500,760	1,398,710	107.3	0.0	1,500,760	0	1,500,760	1,398,710	107.3	0.0	107.3	0.0	100.0	100.0
三重県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
京都府	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
大阪府	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
兵庫県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
岡山県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
岡山県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
愛媛県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
高知県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
佐賀県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄県	4,791,607	0	4,791,607	4,412,970	108.6	0.0	4,791,607	0	4,791,607	4,412,970	108.6	0.0	108.6	0.0	100.0	100.0
合計	4,791,607	0	4,791,607	4,412,970	108.6	0.0	4,791,607	0	4,791,607	4,412,970	108.6	0.0	108.6	0.0	100.0	100.0

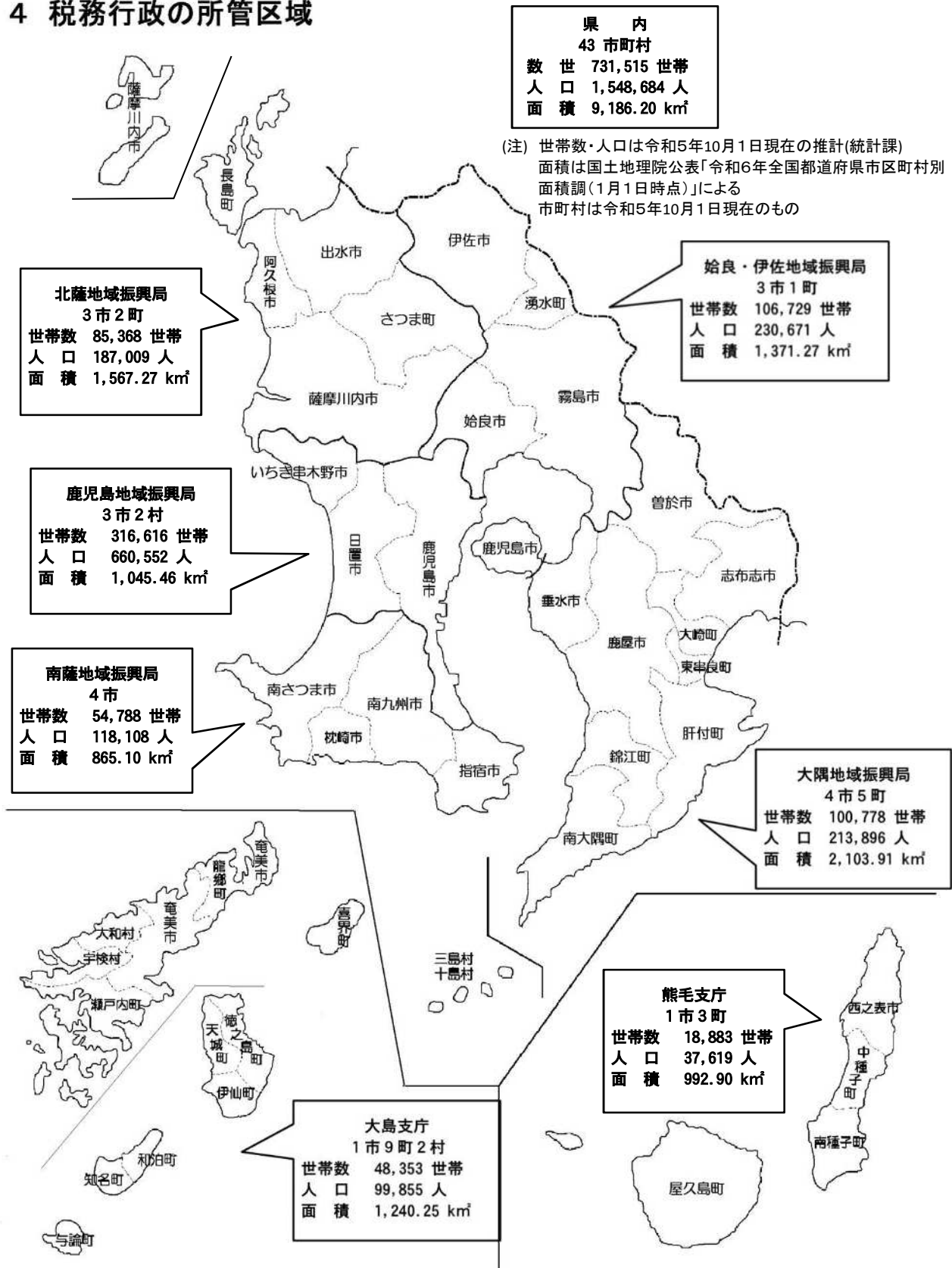
(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額 (2022年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額 (2022年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)		
	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計
北海道	46,704	0	46,704	43,605	0	43,605	107.1	0.0	107.1	46,704	0	46,704	43,605	0	43,605	107.1	0.0	107.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
北海道	3,702	0	3,702	3,918	0	3,918	94.5	0.0	94.5	3,702	0	3,702	3,918	0	3,918	94.5	0.0	94.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	13,849	0	13,849	14,249	0	14,249	97.2	0.0	97.2	13,849	0	13,849	14,249	0	14,249	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	9,557	0	9,557	10,214	0	10,214	93.6	0.0	93.6	9,557	0	9,557	10,214	0	10,214	93.6	0.0	93.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	1,061	0	1,061	1,651	0	1,651	64.3	0.0	64.3	1,061	0	1,061	1,651	0	1,651	64.3	0.0	64.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	3,106	0	3,106	3,306	0	3,306	94.0	0.0	94.0	3,106	0	3,106	3,306	0	3,306	94.0	0.0	94.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	12,364	0	12,364	12,882	0	12,882	96.0	0.0	96.0	12,364	0	12,364	12,882	0	12,882	96.0	0.0	96.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	32,855	0	32,855	34,543	0	34,543	95.1	0.0	95.1	32,855	0	32,855	34,543	0	34,543	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	21,948	0	21,948	21,954	0	21,954	100.0	0.0	100.0	21,948	0	21,948	21,954	0	21,954	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	16,387	0	16,387	16,997	0	16,997	96.4	0.0	96.4	16,387	0	16,387	16,997	0	16,997	96.4	0.0	96.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	19,175	0	19,175	19,312	0	19,312	99.3	0.0	99.3	19,175	0	19,175	19,312	0	19,312	99.3	0.0	99.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	28,368	0	28,368	28,545	0	28,545	99.4	0.0	99.4	28,368	0	28,368	28,545	0	28,545	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	4,340	0	4,340	4,254	0	4,254	102.0	0.0	102.0	4,340	0	4,340	4,254	0	4,254	102.0	0.0	102.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	14,599	0	14,599	15,188	0	15,188	96.1	0.0	96.1	14,599	0	14,599	15,188	0	15,188	96.1	0.0	96.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	10,156	0	10,156	10,678	0	10,678	95.1	0.0	95.1	10,156	0	10,156	10,678	0	10,678	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	5,413	0	5,413	5,800	0	5,800	93.3	0.0	93.3	5,413	0	5,413	5,800	0	5,800	93.3	0.0	93.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	9,870	0	9,870	10,242	0	10,242	96.4	0.0	96.4	9,870	0	9,870	10,242	0	10,242	96.4	0.0	96.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	8,768	0	8,768	9,007	0	9,007	97.3	0.0	97.3	8,768	0	8,768	9,007	0	9,007	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	10,752	0	10,752	11,476	0	11,476	93.7	0.0	93.7	10,752	0	10,752	11,476	0	11,476	93.7	0.0	93.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	13,371	0	13,371	13,850	0	13,850	96.5	0.0	96.5	13,371	0	13,371	13,850	0	13,850	96.5	0.0	96.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	14,683	0	14,683	14,187	0	14,187	103.5	0.0	103.5	14,683	0	14,683	14,187	0	14,187	103.5	0.0	103.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	33,487	0	33,487	34,796	0	34,796	96.2	0.0	96.2	33,487	0	33,487	34,796	0	34,796	96.2	0.0	96.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	10,488	0	10,488	10,350	0	10,350	101.3	0.0	101.3	10,488	0	10,488	10,350	0	10,350	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	17,886	0	17,886	19,167	0	19,167	93.3	0.0	93.3	17,886	0	17,886	19,167	0	19,167	93.3	0.0	93.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	12,157	0	12,157	11,964	0	11,964	101.6	0.0	101.6	12,157	0	12,157	11,964	0	11,964	101.6	0.0	101.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	18,207	0	18,207	17,605	0	17,605	103.4	0.0	103.4	18,207	0	18,207	17,605	0	17,605	103.4	0.0	103.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	7,991	0	7,991	7,959	0	7,959	100.4	0.0	100.4	7,991	0	7,991	7,959	0	7,959	100.4	0.0	100.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	34,933	0	34,933	35,616	0	35,616	98.1	0.0	98.1	34,933	0	34,933	35,616	0	35,616	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	11,042	0	11,042	11,283	0	11,283	97.9	0.0	97.9	11,042	0	11,042	11,283	0	11,283	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	13,084	0	13,084	13,465	0	13,465	97.2	0.0	97.2	13,084	0	13,084	13,465	0	13,465	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	5,851	0	5,851	6,107	0	6,107	95.8	0.0	95.8	5,851	0	5,851	6,107	0	6,107	95.8	0.0	95.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	11,621	0	11,621	11,757	0	11,757	98.8	0.0	98.8	11,621	0	11,621	11,757	0	11,757	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	16,203	0	16,203	16,551	0	16,551	97.9	0.0	97.9	16,203	0	16,203	16,551	0	16,551	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	25,032	0	25,032	24,599	0	24,599	101.8	0.0	101.8	25,032	0	25,032	24,599	0	24,599	101.8	0.0	101.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	11,020	0	11,020	11,527	0	11,527	95.6	0.0	95.6	11,020	0	11,020	11,527	0	11,527	95.6	0.0	95.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	11,596	0	11,596	12,343	0	12,343	93.9	0.0	93.9	11,596	0	11,596	12,343	0	12,343	93.9	0.0	93.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	4,041	0	4,041	4,189	0	4,189	96.5	0.0	96.5	4,041	0	4,041	4,189	0	4,189	96.5	0.0	96.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	23,649	0	23,649	24,191	0	24,191	97.8	0.0	97.8	23,649	0	23,649	24,191	0	24,191	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	17,730	0	17,730	18,713	0	18,713	94.7	0.0	94.7	17,730	0	17,730	18,713	0	18,713	94.7	0.0	94.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	18,412	0	18,412	18,584	0	18,584	99.1	0.0	99.1	18,412	0	18,412	18,584	0	18,584	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	8,702	0	8,702	8,865	0	8,865	98.2	0.0	98.2	8,702	0	8,702	8,865	0	8,865	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	7,298	0	7,298	7,797	0	7,797	93.6	0.0	93.6	7,298	0	7,298	7,797	0	7,797	93.6	0.0	93.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	17,966	0	17,966	17,771	0	17,771	101.1	0.0	101.1	17,966	0	17,966	17,771	0	17,771	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	21,376	0	21,376	20,753	0	20,753	103.0	0.0	103.0	21,376	0	21,376	20,753	0	20,753	103.0	0.0	103.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	20,103	0	20,103	20,752	0	20,752	96.9	0.0	96.9	20,103	0	20,103	20,752	0	20,752	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	22,927	0	22,927	23,479	0	23,479	97.6	0.0	97.6	22,927	0	22,927	23,479	0	23,479	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	2,848	0	2,848	2,922	0	2,922	97.5	0.0	97.5	2,848	0	2,848	2,922	0	2,922	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	706,678	0	706,678	718,963	0	718,963	98.3	0.0	98.3	706,678	0	706,678	718,963	0	718,963	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2023年度)			調定額 (2022年度)			調定額の前年比			収入額 (2023年度)			収入額 (2022年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2023年度)			収入歩合 (2022年度)						
	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計	現年	滞線	計				
北海道	353,844	212	354,056	0	614	614	0.0	34.5	57663.8	353,844	20	353,864	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	9.4	9.4	9.4	0.0	0.0	0.0	
青森県	45,845	0	45,845	37,159	123.4	0	0.0	123.4	0	45,845	0	45,845	37,159	123.4	0	0.0	123.4	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岩手県	61,588	0	61,588	11,178	551.0	0	0.0	551.0	0	61,588	0	61,588	11,178	551.0	0	0.0	551.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮城県	109,121	0	109,121	35,478	307.6	0	0.0	307.6	0	109,121	0	109,121	35,478	307.6	0	0.0	307.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
秋田県	43,820	738	44,558	6,118	738	6,856	716.2	100.0	649.9	43,820	9	43,829	6,117	716.4	0	0.0	716.4	0.0	100.0	0.0	100.0	1.2	98.4	100.0	0.0	89.2	0.0	
山形県	57,347	0	57,347	10,181	563.3	0	0.0	563.3	0	57,347	0	57,347	10,181	563.3	0	0.0	563.3	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福島県	116,526	0	116,526	39,412	295.7	0	0.0	295.7	0	116,526	0	116,526	39,412	295.7	0	0.0	295.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
茨城県	90,461	0	90,461	16,608	544.7	0	0.0	544.7	0	90,461	0	90,461	16,608	544.7	0	0.0	544.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
栃木県	97,404	0	97,404	21,990	442.9	0	0.0	442.9	0	97,404	0	97,404	21,990	442.9	0	0.0	442.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
群馬県	267,208	0	267,208	66,596	401.2	0	0.0	401.2	0	267,208	0	267,208	66,596	401.2	0	0.0	401.2	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
埼玉県	279,344	191	279,535	79,599	297	79,896	350.7	64.2	349.6	279,344	25	279,369	79,599	297	79,705	350.7	23.1	350.3	100.0	100.0	100.0	1.9	99.9	100.0	0.0	35.7	99.8	
東京都	359,608	35	359,643	621	239	860	57907.9	14.6	41819.0	359,608	0	359,608	621	239	860	57907.9	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	200,306	0	200,306	51,814	386.6	0	0.0	386.6	0	200,306	0	200,306	51,814	386.6	0	0.0	386.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
新潟県	115,508	0	115,508	30,037	14,706	44,743	384.6	0.0	258.2	115,508	3,048	118,556	30,037	14,706	44,743	384.6	0.0	258.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富山県	70,310	0	70,310	13,068	0	13,068	538.0	0.0	538.0	70,310	0	70,310	13,068	0	13,068	538.0	0.0	538.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石川県	46,543	0	46,543	21,451	217.0	0	0.0	217.0	0	46,543	0	46,543	21,451	217.0	0	0.0	217.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福井県	50,975	0	50,975	5,084	1002.7	0	0.0	1002.7	0	50,975	0	50,975	5,084	1002.7	0	0.0	1002.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長野県	117,436	0	117,436	270	43494.8	0	0.0	43494.8	0	117,436	270	117,706	270	43494.8	0	0.0	43494.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岐阜県	130,872	39,570	170,442	37	42,221	42,258	363708.1	93.7	403.3	130,872	37	130,909	37	42,221	42,258	363708.1	71.2	5023.7	100.0	100.0	100.0	4.7	77.9	100.0	6.2	6.3	6.3	
静岡県	237,236	0	237,236	0	0	0	0.0	0.0	0	237,236	0	237,236	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛知県	59,130	402	59,532	402	252	654	14709.0	0.0	9041.3	59,130	402	59,532	402	252	654	14709.0	0.0	9041.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
三重県	94,684	0	94,684	18,119	522.6	0	0.0	522.6	0	94,684	18,119	112,803	18,119	522.6	0	0.0	522.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
滋賀県	94,632	0	94,632	0	0	0	0.0	0.0	0	94,632	0	94,632	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
京都府	96,454	0	96,454	35,375	232	35,607	272.7	0.0	270.9	96,454	35,375	131,829	35,375	232	35,607	272.7	0.0	270.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大阪府	281,317	391,039	672,356	170,255	399,439	569,694	165.2	97.9	118.0	281,317	14,828	296,145	170,255	399,439	569,694	165.2	176.5	165.8	100.0	100.0	100.0	3.8	44.0	100.0	2.1	31.4	0.0	
兵庫県	219,095	0	219,095	59,604	367.6	0	0.0	367.6	0	219,095	0	219,095	59,604	367.6	0	0.0	367.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
奈良県	129,105	0	129,105	28,686	450.1	0	0.0	450.1	0	129,105	0	129,105	28,686	450.1	0	0.0	450.1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
和歌山県	58,011	0	58,011	17,671	328.3	0	0.0	328.3	0	58,011	0	58,011	17,671	328.3	0	0.0	328.3	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鳥取県	34,391	0	34,391	0	0	0	0.0	0.0	0	34,391	0	34,391	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
島根県	33,878	0	33,878	0	0	0	0.0	0.0	0	33,878	0	33,878	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡山県	99,293	0	99,293	20,325	488.5	0	0.0	488.5	0	99,293	0	99,293	20,325	488.5	0	0.0	488.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
広島県	125,691	0	125,691	46,571	269.9	0	0.0	269.9	0	125,691	0	125,691	46,571	269.9	0	0.0	269.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山口県	56,535	0	56,535	17,739	318.7	0	0.0	318.7	0	56,535	0	56,535	17,739	318.7	0	0.0	318.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
徳島県	41,447	0	41,447	0	0	0	0.0	0.0	0	41,447	0	41,447	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
香川県	58,374	0	58,374	14,062	415.1	0	0.0	415.1	0	58,374	0	58,374	14,062	415.1	0	0.0	415.1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛媛県	88,086	0	88,086	0	0	0	0.0	0.0	0	88,086	0	88,086	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高知県	44,584	0	44,584	7,909	563.7	0	0.0	563.7	0	44,584	0	44,584	7,909	563.7	0	0.0	563.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福岡県	207,638	0	207,638	0	0	0	0.0	0.0	0	207,638	0	207,638	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
佐賀県	30,613	0	30,613	9,467	323.4	0	0.0	323.4	0	30,613	0	30,613	9,467	323.4	0	0.0	323.4	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長崎県	22,520	0	22,520	15,177	148.4	0	0.0	148.4	0	22,520	0	22,520	15,177	148.4	0	0.0	148.4	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
熊本県	46,115	0	46,115	19,953	231.1	0	0.0	231.1	0	46,115	0	46,115	19,953	231.1	0	0.0	231.1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大分県	36,091	0	36,091	114	31658.8	0	0.0	31658.8	0	36,091	114	36																

4 税務行政の所管区域



- (注) (1) 鹿兒島地域振興局自動車税課は県内全域。
(2) 人口の累計は、転入・転出の県外分のみを推計要素としているので市町村の積み上げ人口とは一致しない。
(3) 鷹島 (0.04km²) 及び津倉瀬 (0.01km²) は所属未定。

5 局・支庁所在地及び管轄区域

令和5年4月1日現在

局・支庁 (電話番号)	所在地	管轄区域	市町村数			
			市	町	村	計
鹿児島地域振興局 県税管理課 (099-805-7211, 7213) 課税課 (099-805-7221, 7224, 7227, 7232, 7234, 7252, 7470) 納税課 (099-805-7241, 7246, 7248, 7461, 7462)	(〒892-8520) 鹿児島市小川町3番56号	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市 鹿児島郡 三島村, 十島村	3	-	2	5
鹿児島地域振興局自動車税課 (099-261-5611)	(〒891-0131) 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	全域	19	20	4	43
南薩地域振興局 (0993-52-1315, 1317)	(〒897-0031) 南さつま市加世田東本町 8番地13	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	4	-	-	4
北薩地域振興局 (0996-25-5202, 5203, 5205, 5206)	(〒895-8501) 薩摩川内市神田町1番22号	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市 薩摩郡 さつま町 出水郡 長島町	3	2	-	5
始良・伊佐地域振興局 (0995-63-8114, 8116, 8119, 8126)	(〒899-5212) 始良市加治木町諏訪町12番地	伊佐市, 霧島市, 始良市 始良郡 湧水町	3	1	-	4
大隅地域振興局 (0994-52-2093, 2094, 2097, 2098)	(〒893-0011) 鹿屋市打馬2丁目16番6号	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市 曾於郡 大崎町 肝属郡 東串良町, 錦江町, 南大隅町 肝付町 (ただし, 曾於市・志布志市・曾於郡の軽 油引取税の免税証等の交付を除く。)	4	5	-	9
大隅地域振興局県税課(曾於市駐在) (099-482-1138, 1992)	(〒899-8102) 曾於市大隅町岩川6491-2 国大隅合同庁舎4階	※ 曾於市・志布志市・曾於郡の軽油引取税 の免税証等の交付のほか, 納税証明書の発 行, 各種申告書の受付等を取り扱ってい る。	-	-	-	-
熊毛支庁 (0997-22-0006, 0063)	(〒891-3192) 西之表市西之表7590番地	西之表市 熊毛郡 中種子町, 南種子町, 屋久島町	1	3	-	4
大島支庁 (0997-57-7225, 7229)	(〒894-8501) 奄美市名瀬永田町17番3号	奄美市 大島郡 大和村, 宇檢村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町, 徳之島町 天城町, 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町	1	9	2	12
税務課 (099-286-2111代)	(〒890-8577) 鹿児島市鴨池新町10番1号		19	20	4	43

(注)・鹿児島地域振興局自動車税課の市町村数は, 局・支庁計に算定しない。
 ・局・支庁において, 口座番号は, 自動車税以外の税目は「02010-2-960005」, 自動車税は「02000-1-960127」を
 使用。なお, とりまとめ店については, 全税目「福岡貯金事務センター」を利用。

6 県税制の変遷

(1) 機構改革（主なもの）

昭和22年	県に税務課創設
昭和30年	出先機関の機構改革 (1) 加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を財務事務所へ変更（県税事務所廃止） (2) 指宿・日置・出水・伊佐の地方事務所は、それぞれ鹿児島県税事務所，川内財務事務所，加治木財務事務所へ合併 (税務部門)
昭和43年	自動車税の集中管理のため，鹿児島県税事務所へ自動車税の分室設置（鹿児島市東郡元町）
昭和48年	自動車税分室を廃止し，鹿児島県自動車税管理事務所を新設（昭和55年に現在の場所へ移転）
昭和59年	加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を総務事務所へ変更（財務事務所廃止）
平成9年	鹿児島県税事務所の名称を鹿児島総務事務所へ変更（県税事務所廃止）
平成14年	自動車税管理事務所納税課を鹿児島総務事務所へ統合（徴収部門の一元化）
平成19年	機構改革 (1) 地域振興局・支庁の設置（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，大島） (2) 自動車税管理事務所の廃止（→鹿児島地域振興局自動車税課） (3) 大隅総務事務所の廃止（→大隅地域振興局曾於総務分室） (4) 所管区域（指宿市・揖宿郡）の変更 （鹿児島総務事務所→南薩地域振興局） (5) 税務課に特別滞納整理班を設置し，各地域振興局・支庁に県税徴収対策官・市町村派遣職員を配置
平成22年	大島支庁県税課徳之島町駐在機関を設置
平成23年	税務課に課税対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置（平成27年廃止）
平成24年	税務課に徴税指導対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置
平成25年	鹿児島地域振興局に自動車税係を設置
平成25年	県税徴収対策官を始良局に集中配置（併せて，南薩局，北薩局，大隅局の配置を廃止）
平成26年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
平成27年	県税徴収対策官を北薩局から大隅局へ変更配置
平成28年	県税徴収対策官を大隅局から鹿児島局へ変更配置
平成31年	県税徴収対策官を鹿児島局に加え始良局に配置（併せて熊毛支庁，大島支庁，徳之島町駐在の配置を廃止）
令和2年	大隅地域振興局曾於総務分室→大隅地域振興局曾於市駐在
令和4年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
令和5年	県税徴収対策官を北薩局から鹿児島局へ変更配置
令和5年	県税徴収対策官を鹿児島局から南薩局へ変更配置

(2) 課税関係

○税目の創設，廃止（昭和26年以後）

昭和29年	個人県民税・法人県民税・不動産取得税・道府県たばこ消費税創設
昭和31年	軽油引取税の創設
昭和36年	遊興飲食税の料理飲食等消費税への改正
昭和38年	狩猟者税の廃止，狩猟免許税・入猟税の創設
昭和43年	自動車取得税の創設
昭和54年	狩猟免許税の狩猟者登録税への名称変更
昭和58年	核燃料税（法定外普通税）の創設
昭和63年	利子等に係る県民税（県民税利子割）の創設
平成元年	娯楽施設利用税廃止，ゴルフ場利用税への名称変更
平成元年	料理飲食等消費税廃止，特別地方消費税への名称変更
平成元年	道府県たばこ消費税の道府県たばこ税への名称変更
平成9年	地方消費税の創設

平成12年	特別地方消費税の廃止
平成15年	県民税配当割の創設
平成15年	県民税株式等譲渡所得割の創設
平成15年	法人事業税に外形標準課税の導入
平成16年	狩猟者登録税・入猟税の廃止，狩猟税の創設
平成17年	森林環境税（県民税均等割の超過課税）の創設
平成17年	産業廃棄物税（法定外目的税）の創設
平成19年	税源移譲（所得税→個人住民税）
平成20年	地方法人特別税（国税）の創設
平成21年	自動車取得税・軽油引取税を目的税（道路特定財源）から普通税に改正
平成26年	地方法人税（国税）の創設
平成30年	国際観光旅客税（国税）の創設
平成31年	自動車取得税の廃止・自動車税環境性能割の創設，自動車税の自動車税種別割への名称変更，地方法人特別税（国税）の廃止・特別法人事業税（国税）の創設，森林環境税（国税）の創設・森林環境税（県民税均等割の超過課税）のみんなの森づくり県民税への名称変更

(3) 収納管理関係

○ 納税制度の拡充・利便化

昭和25年	郵便局窓口での県税払込みの開始
昭和26年	納税貯蓄組合法の発足 納税貯蓄組合補助金交付
昭和45年	口座振替制度による県税の収納開始
昭和61年	県外郵便振替制度の導入
平成7年	所轄外の事務所における過誤納金の充当及び納税証明書の交付の開始
平成8年	郵便局における徴収金の納付又は納入場所が「県内の郵便局」から「九州各県（沖縄県を除く）内の郵便局」へと拡大
平成13年	納税貯蓄組合補助金廃止
平成16年	収納代理金融機関の拡大（国内にあるみずほ銀行の本店及び支店）
平成18年	法人二税の電子申告の開始 自動車税のコンビニ収納開始
平成20年	電子収納の開始
平成22年	自動車税のクレジット収納開始 自動車税のコンビニ収納の通年化
平成26年	収納代理金融機関の拡大（国内にある三井住友信託銀行の本店及びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所）
平成31年	スマホ決済による収納の開始（自動車税，個人事業税，不動産取得税）
令和元年	地方税共通納税システムによる収納の開始（法人県民税，法人事業税，特別法人事業税（地方法人特別税））
令和5年	地方税統一QRコードによる収納の開始（自動車税種別割）

7 税務事務の電算化

(1) 税務事務電算化の経過

- S 46. 1 自動車税（課税・収納）システムの開発に着手
- 47. 4 自動車税システム稼働
- 49.12 自動車税システムの納税照会（オンライン）稼働
- 54. 4 法人二税（課税）システムの開発に着手
- 55. 4 法人二税システム稼働
- 10 不動産取得税（課税）システムの開発に着手
- 56. 6 不動産取得税システム稼働
- 57. 4 個人事業税（課税）・鉦区税（課税）のシステム開発に着手
- 58. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手
- 鉦区税システム稼働
- 7 個人事業税システム稼働
- 60. 4 収納管理システム稼働（S 60. 6 運用停止）
- 61. 4 自動車税システムの再開発（課税・収納、オンラインリアルタイム処理）に着手
- 62.10 システム変更（徴収金の端数処理、法人二税の利子割との調整）に着手
- 63. 4 システム変更稼働
- 不動産取得税（課税）システムの一部市町村分について漢字化
- H 1. 4 新自動車税システム稼働
- 2. 4 全税目の電算化を図るため、宛名管理システムの開発に着手
- 法人二税システムの再開発（課税、オンラインリアルタイム処理）に着手
- 3. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手（税務トータルシステムの構想）
- 4. 4 課税一次（オンラインリアルタイム処理）システムの（再）開発に着手
- 5. 4 課税二次システムの開発に着手
- 宛名管理システム、新法人二税システム稼働
- 7. 4 税務電算システム（収納管理・課税一次・課税二次）稼働
- 10 法人二税システム開発（移転価格税制追加）
- 8. 3 自動車税システム開発（名寄せ、滞納履歴画面修正、レイアウト変更、コード追加等）
- 11 県行政情報ネットワーク（行政LAN）整備に伴い、通信体系を変更
- 9. 3 自動車税システム開発（徴収対策システム）
- 6 地方消費税の課税・収納及び統計に関するシステム開発
- 10. 1 郵便番号7桁化対応システム開発
- 3 調定収入状況報告作成プログラムの2000年対応
- 3 自動車税システム開発（2000年対応・郵便番号7桁化対応）
- 11. 4 課税二次システムの再開発（対応OSの変更、MS-DOS → Windows）に着手
- 12.10 新課税二次システム稼働
- （税務職員への一人一台パソコン配備を完了）
- 11 自動車税納税証明書（継続検査用）自動発行機稼働
- 14. 8 税務総合システムの開発に着手
- 16. 9 狩猟税新設（狩猟者登録税及び入猟税の一本化）対応
- 17. 4 税務総合システム稼働
- 10 自動車税のコンビニ収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 18. 1 地方税ポータルシステム（eL TAX）と連携して法人二税電子申告受付処理機能稼働
- 3 自動車税のコンビニ収納処理機能稼働
- 19. 4 県税の電子収納（ペイジー収納）に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 20. 1 会計課の電子収納システムと連携して電子収納（ペイジー収納）機能稼働
- 7 地方法人特別税に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 21. 4 地方法人特別税の一部（決算統計を除く。）機能稼働
- 6 地方法人特別税の一部（決算統計）の機能稼働
- 22. 1 自動車税のクレジット収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 4 自動車税のコンビニ収納（通年化）稼働
- 5 自動車税のクレジット収納処理機能稼働
- 23. 1 個人事業税に係る国税データ（所得税確定申告書等）の受信機能整備
- 3 税務総合システム（Web化）の改修に着手
- 24. 2 税務総合システム（Web化）稼働
- 5 個人事業税に係る国税データの税務総合システムへの連携開始
- 25.10 核燃料税出力割導入に伴う対応
- 27. 7 自動車税の納税確認の電子化（JNK S）との連携開始
- 28. 1 税務総合システムのマイナンバー対応開始
- 29. 4 滞納整理支援サブシステム稼働
- 30. 2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用開始
- 4 個人事業税・不動産取得税のコンビニ収納処理機能追加
- 12 電子申告システム（eL TAX）及び国税連携システムの運用形態をASP委託利用型へ移行
- 31. 4 自動車税、個人事業税及び不動産取得税のスマホアプリ（PayB、Yahoo!アプリ（現：Paypay））決済納付機能稼働
- R 1. 9 eL TAX更改に伴う税務総合システム改修
- 10 地方税共通納税システム導入
- 3. 4 自動車税種別割、個人事業税及び不動産取得税のスマホアプリ（LINE Pay請求書払い）決済納付機能稼働
- 11 税務総合システムのInternet Explorer11サポート終了に伴う検証に着手

- 4. 4 金融所得課税（県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割）の電子化本格対応開始
- 5. 1 軽自動車OSS運用開始（軽自動車税環境性能割が対象）
 - 4 地方税統一QRコード（本県は自動車税種別割のみ）導入
 - 10 ゴルフ場利用税及び地方たばこ税の電子化対応開始
- 6.10 軽油引取税の電子化対応開始

(2) 税務総合システムの概要

(R6. 4. 1 現在)

サブシステム	処理概要	開発着手時期	稼働開始時期	処理媒体	開発言語
業務共通	基本履歴照会，納税者検索，調定指示，月報作成，配信帳票，納期限変更，返戻処理，ヘルプデスク	H14. 8	H17. 4	サーバ	YPS_COBOL JAVA
個人県民税	報告書連動，徴収取扱事務費，過納金処理	Web化：H23. 3	Web化：H24. 2		
法人三税	法人登録，申告書入力，プレプリント，是認，更正，電子申告受付				
県民税利子割	登録，申告書入力，市町村交付金算定				
個人事業税	国税データ入力，賦課情報入力				
地方消費税	賦課情報入力，市町村交付金処理				
不動産取得税	賦課情報入力，減額，宅地介在農地管理				
県たばこ税	基本情報登録，申告書入力，納付書プレプリント				
ゴルフ場利用税	基本情報登録，申告書入力，市町村交付金処理				
自動車二税	申告書処理，分配処理，随時賦課，減免・免除，課税保留，車両情報管理				
鉦区税	賦課情報入力				
狩猟税	賦課情報入力，申告書プレプリント				
産業廃棄物税	賦課情報入力，納付（納入）書プレプリント				
核燃料税	賦課情報入力				
軽油引取税	基本情報登録，納付書プレプリント，申告書入力，免税軽油処理，特徴者交付金処理				
納税者管理	納税者統合，タックシール印刷				
収納管理	収納処理，口座振替処理，過誤納処理，納税証明発行，督促情報				
滞納整理支援	滞納者情報管理，公売情報，換価充当，不納欠損，交渉等記録				
証紙証券等管理	有価証券出納簿，歳入歳出外現金出納簿，狩猟税証紙出納簿，自動車二税証紙出納簿，始動票札交付整理簿の整理業務				
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録，申告書入力，市町村交付金処理				
県民税配当割	特徴者登録，申告書入力，市町村交付金処理				
共通基盤	オンライン起動（ログイン），業務インフォメーション機能，マスタメンテ機能				

8 県税の税率等の推移

(1) 県民税

① 個人

項目 \ 年度	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 均等割 年額 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準とする 13段階の標準税率が設けられ、昭和37年から適用することとされたが、同年度において再び法改正が行われ実施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、県民税利子割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税にあっては一定税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46	47
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金 額が5万円を超え る配偶者がある場 合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場 合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場 合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円
分離課税に係る所 得割は当分の間算 出税額の90%				所得割 土地建物等の譲 渡所得に対する 税率 (イ)長期譲渡所得 (イ)45, 46, 47年度 1.3% (ロ)48, 49年度 1.6% (ハ)50, 51年度 2.0% (ニ)短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で 計算した場合の 課税短期譲渡所 得金額に対する 税額の110%相当 額		

年度 項目	48	49	50	51
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55~57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

項目	年度	58	59
基礎控除			25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者	25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族	1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率		
	(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額
	(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額
	(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合		上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額
	(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	1.6%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 30万円 同居老親等扶養親族 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 長期譲渡所得金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得の金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (b) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (昭和63年~平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものある。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

項目	年度 平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A, B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A, B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元~3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元~3年度) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを除く。) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (A) (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (~平成5年度) (イ) 又は (ロ) いずれか多い金額 (4) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (~平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A, B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは、平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (i) 又は (ii) のいずれか多い金額 (i) 4% (ii) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 （16歳以上23歳未満の扶養親族） 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （1）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% （2）長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） （3）長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） （4）課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% （5）課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度の廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
3 平成6年度に限り県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
4 平成7年度欄においては、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計</p>	<p>所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ○ (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等に金額に対する税額の110%相当額 ○ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 ○ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 ○ 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円同居 の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える 場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2%に相当する金額との 合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正による。

2 平成10年度分に限り、県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額の限度とする。)を控除した。

3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

4 平成11年度分以降については、県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。)を控除する。

年度 項目	16	17	18
基礎控除			
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除			老年者控除の廃止
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)については、税率1%の特例を創設（～平成20年度）</p> <p>(ロ)については、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>○ 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>○ 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p> <p>均等割</p> <p>500円を「森林環境税」として超過課税した。</p>	

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成13年度（平成13年11月）改正、それ以外については平成15年度改正による。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正、均等割超過課税については鹿児島県森林環境税条例によるものである。
- 3 平成18年度欄において、老年者控除については平成16年度税制改正、特別扶養控除については平成18年度税制改正によるものである。
- 4 平成18年度分については、平成17年度税制改正により、定率減税額が1/2に縮減。

19	20
<p>所得割 所得税から住民税への税源移譲により 4%</p>	<p>所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 100万円以下の部分に係る特例 (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 500万円以下の部分に係る特例</p>

(注) 平成19年度分については，平成17年度税制改正により，定率減税の廃止。

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		<p>(1) 一般扶養控除の年少（16歳未満）の廃止 (2) 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満については、上乗せ部分（12万円）が廃止，扶養控除（33万円）へ移行</p> <p>※ 平成24年度以降適用</p>
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度）</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p>

23	24
<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(3) 退職所得の分離課税に係る所得割について，平成25年1月1日から，その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止</p> <p>(4) 寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 給与所得控除の見直し(平成26年度分の個人県民税から) 給与収入金額が1,500万円を超える場合の245万円の控除上限設定など</p> <p>(2) 平成25年1月1日以降に支払われる退職所得について，勤続5年以下の法人役員等に係る退職所得2分の1課税を廃止</p>

25	26
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕</p> <p>所得割 給与収入および給与所得控除の上限額を段階的に引下げ (平成29年度分の個人県民税から)</p>

27	28
<p>所得割</p> <p>(1) 寄附金控除（ふるさと納税）の特例控除額を個人住民税所得割額の1割から2割へ引上げ</p> <p>(2) 個人住民税における住宅借入金等特別控除について適用期限（平成29年12月31日）を令和元年6月30日まで1年6か月延長</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入</p> <p>※ 参考 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入</p> <p>(3) 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和</p> <p>(4) 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入</p> <p>(5) 通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引上げ（平成28年に1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）</p>

所得割**1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（令和元年度分個人住民税～）**

(1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を110万（合計所得金額45万円）から155万円（合計所得金額90万円）に引き上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入額約201万円（合計所得金額123万円）で消失

(2) 納税者本人に所得制限を導入。給与収入額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、給与収入額1,220万円（合計所得額1,000万円）で消失

2 積立NISAの創設（令和2年度分個人住民税～）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）

所得割

- 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（令和3年度分個人住民税～）
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる（33万から43万円に引き上げる）。
- 2 給与所得控除の見直し
 - (1) 給与収入が850万円を超える場合の控除額を220万円から195万円に引き下げる。
 - (2) 子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養家族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 3 公的年金等控除の見直し
 - (1) 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。
 - (2) 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- 4 基礎控除の見直し
合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。
- 5 青色申告特別控除の見直し
 - (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる。
 - (2) (1)にかかわらず、(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録しているものであって、次の要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。
 - ア その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子申告（e-Tax）を使用して行うこと。
- 6 1～5までの見直しに伴う所要の措置
 - (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げる。
 - (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引上げる。
 - (3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げる。
 - (4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げる。
 - (5) 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額）とする。
また、個人住民税所割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）以下の者を非課税とする。
 - (6) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

令和元年度	2
<p>所得割 住宅ローン控除の拡充に伴う措置 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除。</p>	<p>所得割 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未婚のひとり親について寡婦（寡夫）控除を適用する。（控除額30万円） この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。 2 寡婦（寡夫）控除の見直し <ol style="list-style-type: none"> (1) 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。 (2) 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 (3) 子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）について、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。 3 個人住民税の人的非課税措置の見直し 人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする。

所得割**住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応**

住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額（※1）の範囲内で個人住民税から控除しているが、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（※2）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

（※1） 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

（※2） 所得税における措置

- （1） 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間（※3）に契約した場合、令和4年末まで（現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居社を対象とする。
- （2） 延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について、床面積40㎡～50㎡（現行要件（50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

（※3） 新築：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
建売・中古・増改築等：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

令和4年度	令和5年度
<p>所得割</p> <p>1 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置</p> <p>令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（※1）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（※2）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。</p> <p>また、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <p>（※1） 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住のように供した者に限る。</p> <p>（※2） 住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。</p> <p>2 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備</p> <p>公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる。</p>	<p>1 NISA制度の抜本的拡充・恒久化 （令和6年1月より適用）</p> <p>ア 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。</p> <p>イ 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、年間投資上限額を120万円に拡充する。</p> <p>ウ 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。</p> <p>エ 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円し、「成長投資枠については、その内数として1,200万円とする。</p> <p>2 スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設</p> <p>保有する株式を売却し、①自己資金による創業や②プレシード・シード期のスタートアップ（※）への再投資を行う際に、再投資分については譲渡益に課税を行わない措置を創設する。（令和5年4月1日）以降の再投資について適用）</p> <p>※ プレシード・シード期のスタートアップとは、現行エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度までが売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超え、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す。</p> <p>併せて、下記(1)(2)の措置につき、以下の要件の緩和を行う。（令和5年4月1日以降の再投資について適用）</p> <p>① 自己資金による創業：同族要件を満たせない場合であっても、事業実態（販管費対出資金比率30%要件等）が認められれば適用が受けられるようにする。</p> <p>② プレシード・シード期のスタートアップへの投資：外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ</p>

② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5% 制限税率 6%	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出 資金額が ¹ 1,000万円 を超える法人 年 1,000円 (2) 上記以外の法人 年 600円

年度 項目	53	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を 超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を超える 法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が ¹ 10億円を超え 50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が ¹ 1億円を超え 10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が ¹ 1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

年度 項目	17	26	令和元年度
税 率	均等割(超過課税) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 840,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 567,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 136,500円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 52,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円 ※標準税率の5%相当額を「森林環境税」 として超過課税した。 ※平成17年4月1日以降に開始する事業 年度から適用	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※上記の税率 は、平成26年10 月1日以後に開 始する事業年度 から適用。	均等割(超過課税) 国税の「森林環境税」との混 同を避けるため、「森林環境税」 の名称を「みんなの森づくり県 民税」へ変更 法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※上記の税率は、令和元年10月 1日以後に開始する事業年度か ら適用。

45	46	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成3年度	6
均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 10,000円	法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 5.8%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 20,000円

③ 利子割

年度	昭和63年度
項目	
税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行

④ 配当割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 配当割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年3月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

⑤ 株式等譲渡所得割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 株式等譲渡所得割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年12月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

(2) 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主 控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円		
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1主業務 6.4% 第2主業務 8%		助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
事業専従者 控除等				特別所得税 が事業税の 第3種事業 とされた。				事業専従者 控除(青色) 年 80,000円

年度 項目	45	46	47	48	49	50	51	52
事業主 控除等	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円
税率						制限税率が 設けられた (標準税率の 1.1倍)		
事業専従者 控除等			事業専従者 控除(白色) 年 165,000円	事業専従者 控除(白色) 年 170,000円	事業専従者 控除(白色) 年 192,500円	事業専従者 控除(白色) 年 275,500円	事業専従者 控除(白色) 年 400,000円	

34	37	39	40	41	42	43	44
基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円		
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦等 3%						
	事業専従者 控除(白色) 年 50,000円			事業専従者 控除(青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者 控除(青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円	事業専従者 控除(青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者 控除(青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円

60	63	平成2年度	5	8	10	11	13
事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年2,700,000円			事業主控除 年2,900,000円	
事業専従者 控除(白色) 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000円 その他の 事業専従者 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000円 その他の 事業専従者 年 470,000円	みなし法人課税 特例の廃止 青色申告特別控 除の特例の創設 350,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000円 その他の 事業専従者 年 500,000円	青色申告特別控 除の特例 450,000円		青色申告特別控 除の特例 550,000円(追加)

年度	17
項目	
事業主 控除等	
税率	
事業専従者 控除等	青色申告特別控 除の特例 650,000円 100,000円 450,000円 (廃止)

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32
税率	<p>普通法人 12%</p> <p>特別法人 8%</p> <p>収入金額課税法人 1.6%</p>		<p>普通法人 年 50万円以下 10%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>収入金額課税法人 1.5%</p>	<p>普通法人 3以上の道府県に 事務所等を有する法 人で、資本金額等が 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%</p>	<p>普通法人 年 50万円以下 8%</p> <p>年 100万円以下 10%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が500万円以上の法 人の所得 12%</p>
その他		申告納税制度 が採用された。	生命保険事業が 収入金額課税とされ、 運送業(地方鉄軌道事 業を除く。)が所得課税 とされた。	損害保険事業が収 入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が 所得課税とされた。

34	37	39	49	50
<p>普通法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 100万円以下 8%</p> <p>年 200万円以下 10%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 200万円以下 9%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 300万円以下 9%</p> <p>年 300万円超及 び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年5月1日から昭和50 年4月30日までの間に事業年度の終了 する法人については、次による。</p> <p>普通法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年 600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1倍)</p>

年度 項目	平成元年度	10	11
税率	<p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有す る法人で、資本金等が 1,000万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 7.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成10年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。 ただし、平成10年3月31日以前に 開始した事業年度分については 従前の次の税率による。</p> <p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>※ 上記の税率は平成11年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。</p>
その他			

12

16

資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格なき社団等及び投資法人等を除く)については、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が導入された。

【外形標準課税法人】		
付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100
資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2 /100
所得割	各事業年度の所得のうち	
	年400万円以下の金額	3.8 /100
	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5 /100
	年800万円を超える金額及び清算所得 (3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)	7.2 /100

※ 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。

信託会社が行う特定信託については、本体の信託契約に定めた「計算期間」(事業年度の概念に相当する)の所得を課税標準として申告を行うこととした

年度 項目	二以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の分割基準が改正された。		
税 率	事業種目	従 前 基 準	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)
	非製造業 銀行業 証券業	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数
	通信業 小売業 サービス業 その他	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	資本金1億円以上の法人についての ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止
	製 造 業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止
その他	鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。		

20	26
<p>平成20年10月1日以降に開始する事業年度から「地方法人特別税」が導入されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。</p> <p>※ 清算所得課税については、平成22年10月1日以降の解散については廃止。</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】 <所得割> 年 400万円以下 2.7% 年 400万円超 800万円以下 4.0% 年 800万円超 (及び清算所得) 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>【特別法人】 <所得割> 年 400万円以下 2.7% 年 400万円超 (及び清算所得) 3.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 <所得割> 年 400万円以下 1.5% 年 400万円超 800万円以下 2.2% 年 800万円超 (及び清算所得) 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 2.9% <付加価値割> 0.48% <資本割> 0.2%</p> <p>【収入金額課税法人】 <収入割> 0.7%</p>	<p>【普通法人(資本金1億円以下)】 <所得割> 年 400万円以下 3.4% 年 400万円超 800万円以下 5.1% 年 800万円超 (及び清算所得) 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 6.7%</p> <p>【特別法人】 <所得割> 年 400万円以下 3.4% 年 400万円超 (及び清算所得) 4.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.6%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 <所得割> 年 400万円以下 2.2% 年 400万円超 800万円以下 3.2% 年 800万円超 (及び清算所得) 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.3%</p> <p>【収入金額課税法人】 <収入割> 0.9%</p> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>
<p>地方法人特別税の税率 税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】 81.0% 【普通法人(資本金1億円超)】 148.0% 【収入金額課税法人】 81.0%</p> <p>※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額。</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】 43.2% 【普通法人(資本金1億円超)】 67.4% 【収入金額課税法人】 43.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>

27	28																								
<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>＜付加価値割＞</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>＜資本割＞</td> <td>0.3%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用。</p>	＜所得割＞ 年 400万円以下	1.6%	年 400万円超 800万円以下	2.3%	年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%	＜付加価値割＞	0.72%	＜資本割＞	0.3%	<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>＜付加価値割＞</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>＜資本割＞</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用。</p>	＜所得割＞ 年 400万円以下	0.3%	年 400万円超 800万円以下	0.5%	年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%	＜付加価値割＞	1.2%	＜資本割＞	0.5%
＜所得割＞ 年 400万円以下	1.6%																								
年 400万円超 800万円以下	2.3%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%																								
＜付加価値割＞	0.72%																								
＜資本割＞	0.3%																								
＜所得割＞ 年 400万円以下	0.3%																								
年 400万円超 800万円以下	0.5%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%																								
＜付加価値割＞	1.2%																								
＜資本割＞	0.5%																								
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 93.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用。</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 414.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用。</p>																								

令和元年度	2																						
<p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 3.5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 5.3%</p> <p>年 800万円超 (及び清算所得) 7.0%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 7.0%</p> <p>【特別法人】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 3.5%</p> <p>年 400万円超 (及び清算所得) 4.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <p><所得割> 年 400万円以下 0.4%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 0.7%</p> <p>年 800万円超 (及び清算所得) 1.0%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 1.0%</p> <p>【収入金額課税法人】</p> <p><収入割> 1.0%</p> <p>※ 上記の税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>	<p>電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。</p> <p>1 見直し対象 発電・小売電気事業に係る課税方式を見直し</p> <p>2 課税方式・税率 <資本金1億円超の法人></p> <table border="1" data-bbox="817 734 1380 857"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入割</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>収入割</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p><資本金1億円以下の法人等></p> <table border="1" data-bbox="817 913 1380 1014"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">収入割</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>収入割</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の税率は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	改正前		改正後		収入割	1.0%	収入割	0.75%	付加価値割	0.37%	資本割	0.15%	改正前		改正後		収入割	1.0%	収入割	0.75%	所得割	1.85%
改正前		改正後																					
収入割	1.0%	収入割	0.75%																				
		付加価値割	0.37%																				
		資本割	0.15%																				
改正前		改正後																					
収入割	1.0%	収入割	0.75%																				
		所得割	1.85%																				
<p>特別法人事業税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】 37.0%</p> <p>【特別法人】 34.5%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 260.0%</p> <p>【収入金額課税法人】 30.0%</p> <p>※ 令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設。</p>	<p>特別法人事業税の税率</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。</p> <table border="1" data-bbox="817 1608 1380 1686"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入割</td> <td>30%</td> <td>収入割</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の税率は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	改正前		改正後		収入割	30%	収入割	40%														
改正前		改正後																					
収入割	30%	収入割	40%																				

大法人に対する所得割の軽減税率の見直しが行われた。

外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。

軽減税率適用法人	改正前		改正後	
所得割	年400万円以下の所得	0.4%	軽減税率廃止	1.0%
	年400万円超800万円以下の所得	0.7%		
	年800万円超の所得	1.0%		
付加価値割	1.2%			
資本割	0.5%			

特定ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。

1 見直し対象

特定ガス供給業に係る課税方式を見直し

2 課税方式・税率

改正前		改正後	
収入割	1.0%	収入割	0.48%
		付加価値割	0.77%
		資本割	0.32%

※ 上記の税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

特別法人事業税の税率

特定ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しが行われた。

改正前		改正後	
収入割	30%	収入割	62.5%

※ 上記の税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

(3) 地方消費税

年度 項目	平成9年度	16
税率等	(1) 課税標準 譲渡割～課税資産の譲渡に係る消費税額 貨物割～課税貨物に係る消費税額 (2) 税率 課税標準(消費税額)の100分の25	○消費税法の一部改正(主な改正内容) (1) 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げ。 (2) 中間申告・納付回数の変更 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円を超える場合に、従来年3回だったものが11回に変更。 (3) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度の適用を受ける課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げ。

年度 項目	23	24
税率等	○消費税法の一部改正 (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し 前年の1月1日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる要件の追加 (2) 「95%ルール」の適用要件の見直し 課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用要件が、課税売上割合が95%以上の事業者から課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除できることに見直し (3) 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化 ○地方税法の一部改正 罰則規定の強化 ・譲渡割に係る検査拒否等に関する罪 ・譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪 ・譲渡割・貨物割に係る故意不申告の罪 ・譲渡割・貨物割の脱税に関する罪	○消費税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正 (1) 消費税収入の用途の明確化 (2) 消費税率の引上げ (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設 (4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置 ○地方税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方税法の一部が改正 (1) 地方消費税率の引上げ (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (4) 税率引上げに伴う経過措置

年度 項目	27	28
税率等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・地方消費税率の引上げ時期の変更(H27.10.1→H29.4.1) ・引上げ時期の変更に伴い、景気判断条項条項の削除 ・清算基準の見直し など	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する等の法律」により地方税法の一部が改正 ・消費税の軽減税率制度の導入(H29.4.1～) ・徴収取扱費の見直し (譲渡割 0.45%→0.55%, 貨物割 0.50%→0.55%) ・外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し ・高額資産を取得した場合における中小企業者に対する特例措置の見直し

年度 項目	29	30
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H29.4.1→H31.10.1) ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期の変更 (H29.4.1→H31.10.1) ・ 清算基準の見直し ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 貨物割 0.55%→0.60%) 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

年度 項目	令和元年度	2
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 0.60%→0.55%) (貨物割, 0.60%→0.65%)

年度 項目	3
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

(4) 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(新築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(新築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(新築) 23万円 家屋(その他) 12万円

56	61	平成元年度	4
税率 4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とする。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成元年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成4年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成7年6月30日まで3年間延長

6	7	8	9
宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成6年中の取得 課税標準2分の1 →平成7年～8年中の取得 課税標準の3分の2	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年中の取得 課税標準の2分の1	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年～11年の取得 課税標準の2分の1

10	11	12	13
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成13年6月30日まで3年間延長	・住宅及び住宅用土地に係る特例措置の拡充 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成16年6月30日まで3年間延長

14	15	16
住宅用地の減額措置の要件緩和 ・新築者に係る要件 ・土地継続所有要件	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの不動産取得は、標準税率を3%とする特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成17年12月31日まで3年間延長	新築住宅用土地の減額措置の要件緩和。 やむをえない事情がある場合は4年以内 現行3年(本則2年)平成18年6月30日まで 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。→平成18年3月31日まで2年間延長

年度 項目	17	18
税率等	<p>中古住宅及びその用地に係る特例措置の対象となる住宅の適用対象要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年以降築住宅は新耐震基準に適合とみなす。 ・居住用家屋の過去の使用形態は問わない。 	<p>標準税率を3%とする特例措置の一部縮小と平成21年3月31日まで延長</p> <p>一部縮小＝非住宅家屋税率3.5%</p> <p>→平成20年3月31日までの経過措置</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成21年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p>

	20	21
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置創設</p> <p>→長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの取得</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p>

	22	24
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p>

26	27
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置創設</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置創設 →平成27年4月1日から平成29年3月31日までの取得</p>

28	29
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成30年3月31日まで2年間延長</p>	<p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置 →平成31年3月31日まで2年間延長</p>

30	令和元年度
<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る土地に対する減額措置の創設 →平成30年4月1日から平成31年3月31日までの取得</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る土地の取得に対する減額措置の創設</p>	<p>宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合 (中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額 →令和3年3月31日まで2年間延長 (中古住宅用土地)新築住宅の用に供する土地と同様の減額措置 →令和3年3月31日まで2年間延長</p>

令和3年度	令和4年度
<p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→令和5年3月31日まで3年間延長</p> <p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→令和5年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合</p> <p>(中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額</p> <p>→令和5年3月31日まで2年間延長</p>	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→令和6年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→令和6年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→令和6年3月31日まで2年間延長</p>

令和5年度
<p>宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合</p> <p>(中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額</p> <p>→令和7年3月31日まで2年間延長</p> <p>(中古住宅用土地)新築住宅の用に供する土地と同様の減額措置</p> <p>→令和7年3月31日まで2年間延長</p> <p>固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化</p> <p>・固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の行使先の範囲について、納税義務者が所有する家屋の施工業者が含まれることを法令上明確化する。</p> <p>→令和6年4月1日から施行</p>

(5) 道府県たばこ税(旧道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和29年度	31	37	42	60
税 率 等	(創設) <税率> 5 / 115	<税率> 8%	<税率> 9%	<税率> 10.3%	昭和60年4月1日以降 売渡し等分 <税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円

(注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年度法律第15号による改正、下段については昭和62年度法律第94号による改正に係るものである。

年度 項目	61	62	63	平成元年度
税 率 等	<税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月 から昭和62年3月まで の間に行われた売渡し 等分については、特例 措置として1,000本に つき160円加算。	従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和62 年12月31日まで延長さ れた。 従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和63 年3月31日まで延長さ れた。	従量割の税率の 引上げ等の特例 措置が平成元年 3月31日まで延 長された。	名称が道府県たばこ 税に変更された。 平成元年4月1日以降 の先渡し等分 従価割 廃止 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

年度 項目	9	11	15	18
税 率 等	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成9年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	国からの税源移譲によ る税率の引上げ 平成11年5月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	税制改正による税率の 引上げ 平成15年7月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	税制改正による税率の 引上げ 平成18年7月1日以後の 売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

年度 項目	22	25	28	29
税 率 等	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>平成22年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円</p>	<p>県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。</p> <p>平成25年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成28年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成29年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>

年度 項目	30	令和元年度	2	3
税 率 等	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成30年4月1日以降 の売渡し分</p> <p>税制改正による紙巻き たばこ等（旧3級品以 外）に係る税率の引上 げ</p> <p>平成30年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等（旧3級 品以外） 1,000本につき 930円</p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>令和元年10月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率></p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>令和2年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 1,000本につき1,000円</p>	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>令和3年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 1,000本につき1,070円</p>

(6) ゴルフ場利用税(旧娯楽施設利用税, 地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和25年度	27	28
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率が従前の1/2に引き下げられた。	入場税が国税に委譲され, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 500円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,050円

年度 項目	32	36	37	41
税率等	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税額 1人1日 400円	利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付

年度 項目	46	47	48
税率等	ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付

年度 項目	52	58	平成元年度
税率等	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付 (4) 税率(1人1日につき) 標準税率(地方税法) 800円 条例税率-1級 400円 2級 480円 3級 560円 4級 640円 5級 800円 6級 960円 7級 1,120円 8級 1,200円

年度 項目	(前頁続き) 平成元年度	15
税率等	<p>(条例による税率の特例制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○身体障害者、学生等、65歳以上の者、国体及び特定の競技会の利用 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 	<p>(地方税法による非課税制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 利用者が、非課税に該当することを証明する場合に限り適用できる。 <p>(条例による税率の特例制度の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○65歳以上70歳未満の者の利用及び特定の競技会 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。

年度 項目	令和2年度	4
税率等	<p>(条例による非課税対象者の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 ○国際競技大会の利用 	<p>(条例による非課税対象者の名称変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 ○国際競技大会の利用 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国民スポーツ大会の利用 ○国際競技大会の利用

(7) 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税率等		(創設) 税率 1キログラム 6,000円	税率 1キログラム 8,000円	税率 1キログラム 10,400円	税率 1キログラム 12,500円	税率 1キログラム 15,000円	税率 1キログラム 19,500円 (2年間の 暫定税率)

年度 項目	53	54	58	60	63	平成元年度
税率等	暫定税率が2年間延長された。	税率 1キログラム 24,300円 (4年間の 暫定税率)	暫定税率が2年間延長された。	暫定税率が3年間延長された。	暫定税率が5年間延長された。	大幅な税制改正の施行 (主な改正内容) ① 課税客体及び課税団体の改正 ② 元売・特約業者の指定・取消要件の整備 ③ 仮特約業者制度の創設 ④ 混和等承認制度の創設 ⑤ 都道府県間の協力

年度 項目	2	3	5	10	15	16
税率等	軽油流通情報管理システムの導入	軽油周辺油種へ識別剤添加	税率 1キログラム 32,100円 (5年間の 特例税率)	特例税率が5年間延長された。	特例税率が5年間延長された。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 脱税、製造承認義務違反、免税証の不正受給及び検査拒否等に関する罰則の強化 ② 不正受還付罪及び不正軽油等譲受罪の新設 ③ 補完的納税義務の新設 ④ 免税軽油使用者証の返納命令の新設

年度 項目	18	20	21
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 情を知って、原材料、薬品、設備等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)の創設</p> <p>② 元売業者、特約業者の指定取消要件の追加</p> <p>③ 石油製品を運搬する者への徴税吏員の質問検査権の明文化</p>	<p>① 特例税率失効(4月の1月間)</p> <p>② 特例税率が10年間延長された。</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 目的税から普通税に移行</p> <p>② 目的規定及び用途規定の削除</p> <p>③ 石油化学製品を製造する事業を営む者の課税免除措置</p> <p>④ 船舶の利用者等の課税免除が、附則により平成24年3月31日までとなる</p> <p>⑤ 免税軽油利用者証の有効期間が、交付した日から3年を超えない範囲に規定</p>

年度 項目	22	23
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 特例税率が「当分の間」に改正</p> <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置の創設</p>	<p>① 罰則規定の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意不申告の罪 ・免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等 ・免税証の譲渡の禁止に関する罪等 ・道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪 ・免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪等 ・製造等の承認を受ける義務等に関する罪 ・脱税に関する罪 等 <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止</p>

年度 項目	24	27	30
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成27年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成30年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・課税免除の特例措置が、平成33年(令和3年)3月31日までの3年間延長(一部の業種は、縮減・廃止)</p>

年度 項目	令和 2 年度	3
税率等	税制改正の施行 ・課税免除の特例措置のうち、電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取を令和 2 年 3 月 3 1 日で廃止	税制改正の施行 （主な改正内容） ・課税免除の特例措置が、令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間延長 （一部の業種は、縮減）

(8) 自動車税(自動車税種別割)

年度 項目	昭和25年度		28		29	
	税率等	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小形自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック及びバス 14,000円 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		

年度 項目	31	33	36	37	40
	税率等	トラック 及びバス について 「揮発油 を燃料と する自動 車」以外 の税率が 「揮発油 を燃料と する自動 車」の標 準税率ま で引き下 げられた。	二輪小型 自動車及 び軽自動 車が市町 村税の軽 自動車税 の課税客 体とされ た。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 3,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円

項目	年度		
		4 7	5 1
税率等	バス		
	一般乗合用	14,000円	
	その他	30,000円	
	普通自動車 自家用	3,048メートル以下	70,000円
		3,048メートル超	117,000円
	営業用	3,048メートル以下	26,000円
		3,048メートル超	52,000円
	四輪以上の小型自動車		
	自家用	1リットル以下	23,500円
		1リットル超1.5リットル以下	27,500円
		1.5リットル超	31,500円
	営業用	1リットル以下	7,000円
		1リットル超1.5リットル以下	8,000円
		1.5リットル超	9,000円
	トラック4トン超5トン以下	自家用	20,000円
	営業用	17,500円	
バス 自家用	乗車定員40人超50人以下	39,000円	
営業用	一般乗合用乗車定員40人超50人以下	14,000円	
	一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下	34,500円	
三輪の小型自動車	自家用	5,000円	
	営業用	4,400円	
制限税率が設けられた。(標準税率の1.2倍)			

項目	年度		
		5 4	5 9
税率等	普通自動車		
	自家用	3リットル以下 71,000円	普通自動車自家用 3リットル以下 81,500円
		3リットル超6リットル以下 77,000円	3リットル超6リットル以下 88,500円
		6リットル超 129,000円	6リットル超 148,500円
	営業用	3リットル以下 24,000円	営業用 3リットル以下 25,000円
		3リットル超6リットル以下 26,000円	3リットル超6リットル以下 27,500円
		6リットル超 52,000円	6リットル超 54,500円
	四輪以上の小型自動車		四輪以上の小型自動車
	自家用	1リットル以下 25,500円	自家用 1リットル以下 29,500円
		1リットル超1.5リットル以下 30,000円	1リットル超1.5リットル以下 34,500円
		1.5リットル超 34,500円	1.5リットル超 39,500円
	営業用	1リットル以下 25,500円	営業用 1リットル以下 7,500円
		1リットル超1.5リットル以下 30,000円	1リットル超1.5リットル以下 8,500円
		1.5リットル超 34,500円	1.5リットル超 9,500円
	トラック		トラック4トン超5トン以下
	自家用	4トン超5トン以下 22,000円	自家用 25,500円
			営業用 18,500円
	バス 自家用	乗車定員40人超50人以下 42,500円	バス自家用乗車定員40人超50人以下 49,000円
	営業用	一般乗合用以外のもの 36,000円	営業用一般乗合用乗車定員40人超50人以下 14,500円
		乗車定員40人超50人以下 5,500円	一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下 38,000円
	三輪の小型自動車	自家用	6,000円
	営業用	4,500円	

項目	年度	
	平成元年度	
税率等	普通自動車営業用（総排気量）	自家用（総排気量）
	1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 電気を動力源とするもの 7,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額	1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 電気を動力源とするもの 29,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額

項目	年度								
	2	4	6	13					
税率等	昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年、平成元年2年、4年、5年又は6年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	平成4年度創設の排出ガス規制適合車（トラック、バス）に係る特例措置が特例期限満了に伴い廃止された（平成5年度分まで適用）	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を講ずることとした。					
				(1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。）</td> <td rowspan="2">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね13%を減額</td> </tr> </tbody> </table> ※軽課は、平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
対象自動車	軽課の内容								
低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車									
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね25%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね13%を減額								
				(2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	重課の内容	平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	重課の内容								
平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加								
平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車									

年度	15										
項目											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で1年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、平成15年度の新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容										
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容										
平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加										
平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車											

年度	16													
項目														
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車です。車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	17													
項目														
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車で車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	18												
項目													
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
対象自動車	重課の内容												
平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車													

年度	19											
項目												
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	20											
項目												
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15~25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%~25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%~25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	21											
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15～25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%～25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%～25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	22									
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	23									
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	24											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 ※ H22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限って適用される。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	27											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)	平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)											
平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	29											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)	平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)											
平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	令和元年度																																
税率等	<p>1 「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>（なお、令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得される自家用乗用の「★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車」「★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車」については、軽課を適用しないこととなった。）</p>																																
	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 510 1050 544">対象自動車</th> <th data-bbox="1050 510 1391 544">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 544 1050 763"> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 544 1391 763"> <p>年税率の概ね75%を減額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 763 1050 801"> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 763 1391 801"> <p>年税率の概ね50%を減額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																										
	対象自動車	軽課の内容																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																															
	<p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。</p>																																
	<p>※ 税額の端数は切り上げる。</p>																																
	<p>※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p>																																
	<p>(2)環境負荷の大きい自動車</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1021 976 1055">対象自動車</th> <th data-bbox="976 1021 1347 1055">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1055 976 1133"> <p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p> </td> <td data-bbox="976 1055 1347 1205" rowspan="2"> <p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1133 976 1205"> <p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	重課の内容	<p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p>	<p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																												
対象自動車	重課の内容																																
<p>令和元年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)</p>																																
<p>令和元年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																																	
<p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。</p>																																	
<p>※ 税額の端数は切り捨てる。</p>																																	
<p>2 令和元年10月1日からの「自動車税種別割の税率」について、9月30日までの「自動車税の税率」から、以下のとおり引下げとなった。</p>																																	
<p>新車新規登録の自家用乗用車の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1529 727 1563">総排気量</th> <th data-bbox="727 1529 1023 1563">令和元年9月30日まで</th> <th data-bbox="1023 1529 1318 1563">令和元年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1563 727 1597">総排気量0.66L超～ 1L以下</td> <td data-bbox="727 1563 1023 1597">29,500円</td> <td data-bbox="1023 1563 1318 1597">25,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1597 727 1630">総排気量 1L超～1.5L以下</td> <td data-bbox="727 1597 1023 1630">34,500円</td> <td data-bbox="1023 1597 1318 1630">30,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1630 727 1664">総排気量 1.5L超～ 2L以下</td> <td data-bbox="727 1630 1023 1664">39,500円</td> <td data-bbox="1023 1630 1318 1664">36,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1664 727 1697">総排気量 2L超～2.5L以下</td> <td data-bbox="727 1664 1023 1697">45,000円</td> <td data-bbox="1023 1664 1318 1697">43,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1697 727 1731">総排気量 2.5L超～ 3L以下</td> <td data-bbox="727 1697 1023 1731">51,000円</td> <td data-bbox="1023 1697 1318 1731">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1731 727 1765">総排気量 3L超～3.5L以下</td> <td data-bbox="727 1731 1023 1765">58,000円</td> <td data-bbox="1023 1731 1318 1765">57,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1765 727 1798">総排気量 3.5L超～ 4L以下</td> <td data-bbox="727 1765 1023 1798">66,500円</td> <td data-bbox="1023 1765 1318 1798">65,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1798 727 1832">総排気量 4L超～4.5L以下</td> <td data-bbox="727 1798 1023 1832">76,500円</td> <td data-bbox="1023 1798 1318 1832">75,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1832 727 1865">総排気量 4.5L超～ 6L以下</td> <td data-bbox="727 1832 1023 1865">88,000円</td> <td data-bbox="1023 1832 1318 1865">87,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1865 727 1899">総排気量 6L超～</td> <td data-bbox="727 1865 1023 1899">111,000円</td> <td data-bbox="1023 1865 1318 1899">110,000円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円	総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円	総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円	総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円	総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円	総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円	総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円	総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円	総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円	総排気量 6L超～	111,000円	110,000円
総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から																															
総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円																															
総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円																															
総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円																															
総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円																															
総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円																															
総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円																															
総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円																															
総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円																															
総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円																															
総排気量 6L超～	111,000円	110,000円																															

年度 項目	3				
税率等	「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。				
	(1) 環境負荷の小さい自動車				
	対象自動車			軽課の内容	
	自家用自動車, バス, トラック	電気自動車, 燃料電池車, 天然ガス自動車(※), プラグインハイブリッド車		年税額の概ね 75%を減額	
	営業用自動車	電気自動車, 燃料電池車, 天然ガス自動車(※), プラグインハイブリッド車			令和12年度基準 90%達成 かつ 令和2年度燃費 基準達成車
		ガソリン自動車 L P G自動車	平成30年排出 ガス規制50%低減 又は 平成17年排出 ガス規制75%低減 (★★★★)	令和12年度基準 70%達成 かつ 令和2年度燃費 基準達成車	
		クリーン ディーゼル車	平成30年排出 ガス規制適合 又は 平成21年排出 ガス規制適合	令和12年度基準 90%達成 かつ 令和2年度燃費 基準達成車	年税額の概ね 75%を減額
				令和12年度基準 70%達成 かつ 令和2年度燃費 基準達成車	年税額の概ね 50%を減額
	※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上N o x (窒素酸化物)の排出量が少ないものが対象 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車				
	(2) 環境負荷の大きい自動車				
対象自動車		重課の内容			
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車		年税額の概ね15%を増加 (バス・トラックは概ね10%)			
新車新規登録から13年を超えているガソリン車					
※ 一般乗合バス, 被けん引車, 電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。					

年度 項目	5
税率等	<p>「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化特例」について、次の措置が講じる。</p> <p>① 営業用自動車（ガソリン自動車，石油ガス自動車又は軽油自動車に限る。）</p> <p>イ 現行のグリーン化特例（軽課）については，次の通り適用期限を延長する。 なお，本特例措置は延長後の適用期限の到来を持って廃止する。 （イ）税率を概ね100分の75軽減する措置の適用期限を3年延長する。 （ロ）税率を概ね100分の50軽減する措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>ロ 現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を3年延長する。</p> <p>② ①以外の自動車 現行のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限を3年延長する。</p>

(9) その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	付加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。漁業権税賃借料の10%	付加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。漁業権税は廃止された。狩猟者税の税率が改正された。	付加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。	付加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。	狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。	(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行の(試掘90円採掘180円)3分の2に引下げられた

年度 項目	43	44	46	49	51	52	53	54
税率等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点15万円	狩猟免許税の税率が改正された。入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの5% 自動車取得税の免税点30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税, 狩猟免許税及び入猟の税率がそれぞれ現行の2倍に改定された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

年度 項目	55	58	60	63	平成元年度	2
税率等	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税, 狩猟者登録税及び入猟税の税率が現行の1.1倍程度に改正された。自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。核燃料税の創設 課税対象 原子炉への核燃料体の挿入 税率 核燃料体の価額の100分の7	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の平成2年度排出規制適合車取得について1.4.1~2.9.30までの取得100分の0.25を控除 2.10.1~3.2.28までの取得100分の0.125を控除の軽減措置がとられた。	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車への買替えに係る特例措置の創設 2.4.1~4.3.31までの取得(トラック, バス)に係る税率を現行税率から1%控除した率とされた。自動車取得税の免税点50万円(3年度間の暫定措置)

年度 項目	4	5	6
税率等	<p>自動車取得税の最新排出ガス規制適合車（63年，元年，2年，4年，5年又は6年規制車）への買替えに係る特例措置の創設（4.4.1～6.3.31までの取得（トラック，バス）に係る税率を現行税率から100分の1を控除した率とされた。）</p> <p>平成5年自動車排出ガス規制車の取得に係る特例措置の創設（4.4.1～5.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，5.10.1～6.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。（免税点50万円） 平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（5.4.1～6.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，6.10.1～7.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車（平成7年規制適合車の取得に係る特例措置の創設（6.4.1～7.8.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.3控除した率とされた。） 排出ガス規制適合車に係る特例税率の廃止（4.4.1～6.3.31までの取得分）

年度 項目	7	8	9	10
税率等	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成6年自動車税排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の廃止（5.4.1～7.2.28までの取得分）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車の取得に係る特例措置の廃止（6.4.1～7.8.31までの取得分） 平成9年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（8.4.1～9.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，9.10.1～10.12.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成10年自動車排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（9.4.1～10.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，10.10.1～11.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定措置が更に5年間延長された（自家用自動車で軽自動車以外のものを100分の5，免税点50万円） ハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置に係る対象範囲の拡充（10.4.1～12.3.31までの取得に係る税率を現行税率から現行税率からバス，トラックで100分の2.4を，その他の自動車で100分の2.0をそれぞれ控除した率とされた） 平成11年自動車排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（10.4.1～11.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，11.10.1～12.2.29までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）

年度 項目	1 1	1 2
税率等	<p>(自動車取得税) 一定の燃費基準を満たす低燃費車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~13.3.31までの取得に係る課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の拡充(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,ハイブリッド自動車は,11.4.1~12.3.31まで,他の低公害車については11.4.1~13.3.31までとされた。) 平成12年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~12.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,12.10.1~13.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) ・ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限の延長(11.4.1~12.3.31までの適用期限が1年間延長され,11.4.1~13.3.31までとされた。) ・平成13年度排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(12.4.1~13.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,13.10.1~14.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	1 3	1 4
税率等	<p>(自動車取得税) 低燃費特例の創設(対象を☆☆☆☆+低燃費車とした上で,13.4.1~14.3.31までの取得に係るものについて課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,15.3.31までとされた。) 平成14年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(13.4.1~14.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,14.10.1~15.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。) 改正Nox法対策地域外廃車代替特例の新設(改正Nox法対策地域外で,一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く。))の廃車代替特例。13.4.1~15.3.31までの取得に係る税率を100分の0.5現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長(13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長され,13.4.1~15.3.31までとされた。) 平成15年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(14.4.1~15.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,15.10.1~16.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	15	16
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置が更に5年間延長された(自家用自動車 で軽自動車以外のものを100分の5、免税点50万円) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長 (13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長さ れ、13.4.1~16.3.31までとされた。) ・ 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電 気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及 びバス、トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7 を、その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれ ぞれ現行税率から控除した率とされた。また、適 用期間については、17.3.31までとされた。) ・ 平成16年排ガス規制適合車の取得に係る特例措 置の創設(15.4.1~16.9.30までの取得に係る税率を 100分の1.0現行税率から控除することとされた。) ・ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度適合 車の取得に係る特例措置の創設(15.4.1~17.3.31ま での取得に係る税率を100分の1.5現行税率から控 除することとされた。) 	<p>狩猟税(目的税)が創設され、狩猟者登 録税・入猟税が廃止された。</p> <p>税率 第1号 16,500円 第2号 11,000円 第3号 5,500円</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排ガス規制適合車の取得に 係る特例措置の創設(16.4.1~17.9. 30までの取得に係る自動車のうち、乗 用車を除く自動車について税率を100 分の2.0、乗用車について税率を100分 の1.0、現行税率から控除することと された。) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能 により軽減額が異なる制度とした上で 2年間延長した。(自動車の性能によ り課税標準額から30万円控除又は20万 円控除とする。)

年度 項目	17	18
税率等	<p>(産業廃棄物税) 産業廃棄物税が創設された。</p> <p>税率 最終処分 1,000円/トン 焼却処理 800円/トン</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動 車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置 の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること とした。 ・ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車 の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成 18年3月31日までの間に取得される一定のバス・ トラック等にあつては、税率から100分の1を控除 した率とすることとした。 	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動 車に対する自動車取得税特例措置の創設 (18.4.1~20.3までの取得に係る自動車 のうち、車両総重量が3.5tを超えるデー ジーゼルのトラック・バス等であつて、平成27年度 重量車燃費基準を満たすもののうち、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、 かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX 又はPMの排出量が少ない自動車につい ては、税率を100分の2.0を控除し、平成17 年重量車排出ガス保安基準に適合する自 動車については、税率を100分の1.0を控 除する。 ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能によ り軽減額が異なる制度とした上で、2年間 延長した。(自動車の性能により課税標 準額から30万円控除又は15万円控除とす る。)

年度 項目	19											
税率等	<p>(狩猟税) 「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分割されることに伴い、それぞれの免許の登録に係る税率が新設（平成19年4月16日以降の登録から適用）</p> <p>(改正前)</p> <table border="1" data-bbox="327 533 766 689"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網・わな猟免許</td> <td>16,500円 (11,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="933 533 1372 813"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は軽減税率</p>		免許の種類	税率	網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)	免許の種類	税率	網猟免許	8,200円 (5,500円)	わな猟免許	8,200円 (5,500円)
	免許の種類	税率										
網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)											
免許の種類	税率											
網猟免許	8,200円 (5,500円)											
わな猟免許	8,200円 (5,500円)											
<p>(自動車取得税) 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成21年3月31日迄延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 . . . 2.7%軽減 ・天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの 3.5t以下の乗用車等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ・ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 重量車燃費基準達成車で、平成17年特定重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX又はPMの排出量が少ない自動車 3.5t以下の乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日～平成20年3月31日取得 . . . 2.0%軽減 平成20年4月1日～平成21年3月31日取得 . . . 1.8%軽減 平成22年度燃費基準20%向上達成車で、かつ、平成17年特定軽量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの 												

年度 項目	20
税率等	<p>(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置の新設（平成20年4月1日～平成25年3月31日）</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より25%以上燃費性能のいいもの・・・30万円控除 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より15%以上燃費性能のいいもの・・・15万円控除 ○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る税率の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が12tを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・2.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・1.0%軽減 ・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成22年3月31日取得・・・2.0%軽減 ○ 3.5t以下で平成21年排出ガス保安基準に適合している自動車（ディーゼル乗用車に限る） <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・1.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・0.5%軽減

年度 項目	21
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)について3年間に限り特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● プラグインハイブリッド自動車 ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5t以下のバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 電気自動車等の低公害車(新車を除く。)に係る税率の特例措置について、軽減税率の重点化を図るなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成24年3月31日迄延長したほか、プラグインハイブリッド自動車の税率の軽減措置を新設した。</p> <p>< 2.7% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの ・ 3.5t以下の乗用車等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ● ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

年度 項目	21
税率等	<p> < 2.4% 軽減 > ● プラグインハイブリッド自動車 </p> <p> < 1.6% 軽減 > ● ハイブリット自動車 ・3.5tを超えるバス・トラックを除く 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの </p>

年度 項目	2 2
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない以下の自動車(新車に限る。)について以下のとおり特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 75%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し平成24年3月31日迄延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る税率の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し適用期限を延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年9月30日取得 . . . 2.0%軽減 平成22年10月1日～平成23年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が12tを超えるもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 <p>○ 3.5t以下で平成21年排出ガス規制に適合している自動車(ディーゼル乗用車に限る) 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 0.5%軽減</p>

年度 項目	24
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	24
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	25
税率等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置 →平成28年3月31日まで3年間延長

年度 項目	26									
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><税率の引き下げ措置></p> <table border="1" data-bbox="368 353 1353 481"> <tr> <td>区 分</td> <td>現 行</td> <td>平成26年4月～</td> </tr> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 80% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 60% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 	区 分	現 行	平成26年4月～	自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%	営業用自動車・軽自動車	3%	2%
	区 分	現 行	平成26年4月～							
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%								
営業用自動車・軽自動車	3%	2%								

年度 項目	26
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	27
税率等	<p>(狩猟税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象鳥獣捕獲員について、現行2分の1の税率を課税免除とする措置。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする措置の新設。 (平成27年5月29日～平成31年3月31日) ○ 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を2分の1とする特例措置の新設。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日)

年度 項目	27
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成29年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。)【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。)【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><60%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜20%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 2 中古車 <ul style="list-style-type: none"> ＜課税標準額から45万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜課税標準額から35万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>(注) 輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p>

年度 項目	27
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減制動制御装置搭載車又は車両安定性制御装置搭載車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	29
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成31年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が全額免除。30%達成車は80%軽減 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車

年度 項目	29
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜60%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜50%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜25%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ※平成30年度より軽減なし ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が45万円控除。30%達成車は35万円控除 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ※平成30年度より35万円控除 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より控除なし ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より50%達成車が5万円控除。38%達成車は控除なし ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準32%達成車

年度 項目	29
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成31年3月31日迄）</p> <p>※エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。</p> <p>また，車線逸脱警報装置を搭載したバス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設した。</p> <p>（平成31年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t超のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等)

年度 項目	30
税率等	<p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を拡充した。 （平成31年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年10月31日まで ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年11月1日から <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、半年間延長した。(令和元年9月30日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>〈60%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈50%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈40%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈25%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 <p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準110%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準30%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p style="margin-left: 20px;"><課税標準額から15万円控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 <p style="margin-left: 20px;"><課税標準額から5万円控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準50%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準32%達成車 <p style="margin-left: 20px;"><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。 （令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p style="margin-left: 20px;">< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもの

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。</p> <p>（令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R2.10.31】 <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R3. 3. 31】 < 課税標準額から525万円控除 > ● 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車税環境性能割) 令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割が創設された。 (従来の自動車取得税のうち、「軽自動車に係る自動車取得税」は、「軽自動車税環境性能割」として市町村税となったが、当分の間、県が代わって賦課徴収することとなった。)</p> <p>税率 自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ※ 令和元年10月1日～令和2年9月30日(令和2年4月30日に法改正され令和3年3月31日まで延長)の間は、自家用乗用車の税率を1%軽減する「臨時的軽減措置」あり ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率：普通自動車 自家用(新車・中古車問わず)></p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><税率1%></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率3%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><税率：普通自動車 営業用（新車・中古車問わず）></p> <p>〈非課税〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈税率0.5%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率1%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p> <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p>

年度 項目	3																																		
税率等	<p>(自動車税環境性能割)</p> <p>環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年毎に見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、新たな燃費基準（2030年度燃費基準）の下で税率の適用区分が見直された。</p> <p>税率 自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ※ 令和3年4月1日～12月31日の間は、自家用乗用車の税率を1%軽減する「臨時的軽減措置」あり。(新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、9月延長された) ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率></p> <p>※ () 内の税率は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した場合の臨時的軽減適用後の税率</p>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">税率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">自家用</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">非課税</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）</td> </tr> <tr> <td>③プラグインハイブリッド自動車</td> </tr> <tr> <td>④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(A) 乗用車</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率		自家用	営業用	①電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税	②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）	③プラグインハイブリッド自動車	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）			(A) 乗用車				平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成			かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成			かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成			かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成			上記以外	
	車種		税率																																
		自家用	営業用																																
	①電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税																																
	②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減）																																		
	③プラグインハイブリッド自動車																																		
	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）																																		
	(A) 乗用車																																		
		平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）																																	
	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成																																		
	かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成																																		
	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成																																		
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成																																		
	上記以外																																		

年度 項目	3			
税率等	(B) 車両総重量2.5t以下バス・トラック（軽量車）			
	平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ令和2年度燃費基準+5%達成（バスに限る）	非課税	
		かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+25%達成（トラックに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
		上記以外	3%	2%
	(C) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス・トラック（中量車）			
	a) 平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	b) 平成30年排出ガス基準25%低減（★★★）又は平成17年排出ガス基準50%低減（★★★）			
		かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	非課税	
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%
		上記以外	3%	2%
	⑤LPG自動車			
	(A) 乗用車			
	平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
		かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1% (非課税)	非課税
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	0.5%
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	1%	
	上記以外	3%	2%	
⑥ディーゼル自動車（ハイブリッド自動車を含む）				
(A) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合（クリーンディーゼル自動車）				
	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		
	上記以外	3%	2%	

年度 項目	3																																						
税率等	(B) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス・トラック（中量車）																																						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">b) 平成21年排出ガス基準適合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）</td> <td colspan="2" rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </table>	a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減					かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税			かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	b) 平成21年排出ガス基準適合					かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）	非課税			かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%		上記以外	3%	2%
	a) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減																																						
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税																																				
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%																																			
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%																																			
	b) 平成21年排出ガス基準適合																																						
		かつ令和2年度燃費基準達成 （バスに限る）	非課税																																				
		かつ平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）																																					
		かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%																																			
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%																																			
		上記以外	3%	2%																																			
	(C) 車両総重量3.5t超バス・トラック（重量車）																																						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かつ平成27年度燃費基準達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </table>	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減					かつ平成27年度燃費基準+10%達成	非課税			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%		かつ平成27年度燃費基準達成	2%	1%		上記以外	3%	2%																		
	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%低減																																						
		かつ平成27年度燃費基準+10%達成	非課税																																				
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%																																			
		かつ平成27年度燃費基準達成	2%	1%																																			
		上記以外	3%	2%																																			
	<p>< バリアフリー車両に係る特例措置 ></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。（令和5年3月31日迄）</p>																																						
<p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもの 																																							
<p>< 課税標準額から800万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの（空港アクセスバスに限る） 																																							
<p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの 																																							
<p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの 																																							

年度 項目	3
税率等	<p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置></p> <p>○ 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置，車線逸脱警報装置，側方衝突警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を，対象を拡充し2年延長した。（令和5年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 側方衝突警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8t超のトラック（被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R5.3.31】 <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t以下のバス等 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 ● 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R3.10.31】 <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ，車両安定性制御装置，車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R3.4.1～R3.10.31】

年度 項目	5			
税率等	<p>自動車税環境性能割)</p> <p>新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。</p> <p>2035年までの乗用車新車販売に占める伝道者の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。(次回の見直しは、令和8年度改正となる。)</p> <p>税率(自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率></p> <p>※1 「★★★★」は、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。</p> <p>※2 「★★★」は、平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。</p> <p>乗用車(令和5年4月～12月)</p>			
	区分			
			R5.4～	
			自家用	営業用
	ガ ガ ソ リ ン ン ハ 車 イ ブ リ ッ ト 車	★★★★かつR12年度基準85%達成かつR2年度基準達成	非課税	非課税
		★★★★かつR12年度基準75%達成かつR2年度基準達成	1/100	
		★★★★かつR12年度基準65%達成かつR2年度基準達成	2/100	0.5/100
		★★★★かつR12年度基準60%達成かつR2年度基準達成		1/100
		上記以外	3/100	2/100
	デ イ ー ゼ ル ハ 車 イ ブ リ ッ ト 車	H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準85%達成 かつ R2年度基準達成	非課税	非課税
H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準75%達成 かつ R2年度基準達成				
H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準65%達成 かつ R2年度基準達成				
H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準60%達成 かつ R2年度基準達成				
上記以外		3/100	2/100	

年度 項目	5				
	区分		R5.4～		
税率等			自家用	営業用	
	トラック・バス（令和5年4月～12月）	ガソリン車 ハイブリッド車	車両総重量 2.5t以下	★★★★かつR2年度燃費基準+5%達成（バスに限る）	非課税
★★★★かつR2年度燃費基準達成（バスに限る）				1/100	0.5/100
★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成（トラックに限る）				非課税	非課税
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）				1/100	0.5/100
★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成				2/100	1/100
上記以外				3/100	2/100
車両総重量 2.5t超 3.5t以下			★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
			★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	1/100	0.5/100
			★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成	2/100	1/100
			★★★かつR2年度燃費基準達成（バスに限る）	非課税	非課税
		★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）			
		★★★かつH27年度燃費基準+15%達成	1/100	0.5/100	
		★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	2/100	1/100	
		上記以外	3/100	2/100	
ディーゼル車 ハイブリッド車		車両総重量 2.5t超 3.5t以下	H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
			H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+10%達成	1/100	0.5/100
			H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+5%達成	2/100	1/100
			H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成（バスに限る）	非課税	非課税
			H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）		
			H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成	1/100	0.5/100
			H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成	2/100	1/100
			上記以外	3/100	2/100
		車両総重量 3.5t超	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+5%達成	1/100	0.5/100
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準達成	2/100	1/100
			上記以外	3/100	2/100

年度 項目	5			
	乗用車（令和6年1月～令和7年3月）			
税率等	区分		R6.1～	
			自家用	営業用
	Lガガ Pソソ Gリリ 車ン車 ハ車 イ ブリ ット ド 車	★★★★かつR12年度基準85%達成かつR2年度基準達成	非課税	非課税
		★★★★かつR12年度基準80%達成かつR2年度基準達成	1/100	
		★★★★かつR12年度基準70%達成かつR2年度基準達成	2/100	0.5/100
		★★★★かつR12年度基準60%達成かつR2年度基準達成	3/100	1/100
		上記以外	3/100	2/100
	デ イ ー ゼ ル ハ 車 イ ブリ ット ド 車	H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準85%達成 かつ R2年度基準達成	非課税	非課税
		H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準80%達成 かつ R2年度基準達成	1/100	
		H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準70%達成 かつ R2年度基準達成	2/100	0.5/100
		H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合 かつ R12年度基準60%達成 かつ R2年度基準達成	3/100	1/100
		上記以外	3/100	2/100

年度 項目	5				
	区分		R6.1～		
税率等	トラック（令和6年1月～令和7年3月）				
	ガソリンハイブリッド車	車両総重量 2.5t以下	★★★★かつR4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
			★★★★かつR4年度燃費基準達成	1/100	0.5/100
	★★★★かつR4年度燃費基準95%達成		2/100	1/100	
	上記以外		3/100	2/100	
	車両総重量 2.5t超 3.5t以下	★★★★かつR4年度燃費基準達成	非課税	非課税	
		★★★★かつR4年度燃費基準95%達成	1/100	0.5/100	
		★★★かつR4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
		★★★かつR4年度燃費基準達成	1/100	0.5/100	
		★★★かつR4年度燃費基準95%達成	2/100	1/100	
		上記以外	3/100	2/100	
	ディーゼルハイブリッド車	車両総重量 2.5t超 3.5t以下	H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ R4年度燃費基準達成	非課税	非課税
			H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ R4年度燃費基準95%達成	1/100	0.5/100
			H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
			H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準達成	1/100	0.5/100
			H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準95%達成	2/100	1/100
			上記以外	3/100	2/100
		車両総重量 3.5t超	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+10%達成	1/100	0.5/100
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+5%達成	2/100	1/100
			上記以外	3/100	2/100

年度 項目	5					
	税率等	バス（令和6年1月～令和7年3月）				
区分			R6.1～			
ガソリンハイブリッド車		車両総重量 3.5t以下	★★★★かつR2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
			★★★★かつR2年度燃費基準達成	1/100	0.5/100	
			★★★かつR2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
			★★★かつR2年度燃費基準105%達成	1/100	0.5/100	
			★★★かつR2年度燃費基準達成	2/100	1/100	
			上記以外	3/100	2/100	
ディーゼルハイブリッド車		車両総重量 3.5t以下	H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ R2年度燃費基準達成+105%達成	非課税	非課税	
			H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ R2年度燃費基準達成	1/100	0.5/100	
			H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
			H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準105%達成	1/100	0.5/100	
			H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成	2/100	1/100	
			上記以外	3/100	2/100	
		車両総重量 3.5t超	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+10%達成	1/100	0.5/100	
			H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減 かつ H27年度燃費基準+5%達成	2/100	1/100	
			上記以外	3/100	2/100	
その他の自動車（令和5年4月～12月・令和6年1月～令和7年3月）						
区分			R5.4～12		R6.1～R7.3	
			自家用	自家用	自家用	営業用
電気自動車，燃料電池車，天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減），プラグインハイブリッド車			非課税	非課税	非課税	非課税
これまでに記載したものの全てに該当しないもの			3/100	2/100	3/100	2/100